

新 宿 区
高 齡 者 保 健 福 祉 計 画
第 4 期 介 護 保 險 事 業 計 画
(平 成 21 年 度 ~ 平 成 23 年 度)

(案)

平成 20(2008)年 月

新 宿 区

新宿区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画(案)

目 次

第1章 計画の基本的考え方	
第1節 計画策定の背景	2
1. 高齢者人口の増加	2
2. 平成27(2015)年の高齢者像を視野に	2
3. 求められるより質の高いサービス	2
4. いつまでも安心してくらす地域社会を	3
第2節 計画策定の目的	3
第3節 計画策定の視点	3
第4節 基本理念及び2015年の将来像	4
第5節 基本目標	5
第6節 計画の性格と位置づけ	6
1. 計画の性格	6
2. 計画の位置づけ	6
第7節 計画の期間	7
第2章 高齢者の状況	
第1節 人口及び世帯	10
1. 高齢化の進展	10
2. 高齢者世帯の現状	11
第2節 要支援・要介護認定者	12
1. 要支援・要介護認定者のこれまでの推移	12
2. 今後の要支援・要介護認定者の推計	14
第3章 重点的取組みと施策の展開	
第1節 高齢者保健福祉施策の体系	18
第2節 重点的取組み	21
重点的取組み1 認知症高齢者支援体制の推進	22
重点的取組み2 在宅療養体制の整備	34
重点的取組み3 ケアマネジメント機能の強化	45
第3節 施策の展開	53
基本目標1 社会参加といきがづくりを支援します	53
施策1 いきがづくりの支援	
施策2 多様な地域活動への参加支援	
施策3 就業等の支援	
基本目標2 健康づくり・介護予防をすすめます	61
施策4 健康づくりの促進	
施策5 介護予防の推進	
基本目標3 いつまでも地域の中でくらす 自立と安心のためのサービスを充実します	68
施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備	
施策7 自立生活への支援(介護保険外サービス)	
施策8 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進	
施策9 認知症高齢者支援体制の推進	
施策10 在宅療養体制の整備	
施策11 ケアマネジメント機能の強化	
施策12 くらしやすいまちづくりと住宅の支援	

基本目標 4 尊厳ある暮らしを支援します	84
施策 13 権利擁護・虐待防止の促進	
施策 14 介護者への支援	
基本目標 5 支え合いのしくみづくりをすすめます	91
施策 15 高齢者を地域で支えるしくみづくり	
施策 16 ボランティア活動等への支援	
第4章 介護保険制度によるサービス	
第1節 介護保険制度	100
1. 制度のしくみ	100
2. 申請から認定まで	100
3. 認定から介護保険サービス利用まで	101
4. 介護保険サービスの種類について	102
5. 第4期介護保険事業計画について	103
第2節 介護保険サービスの利用状況	104
1. サービス利用者の推移	104
2. 居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の推移	105
3. 居宅サービスの平均利用額	106
4. 施設サービスの種類別利用人数	107
第3節 サービスごとの利用見込み	108
1. 総費用推計の考え方	108
2. サービス類型ごとの利用見込み	109
第4節 地域支援事業	124
1. 地域支援事業の構成	124
2. 地域支援事業の財源	125
3. 地域支援事業の見込み	125
4. 地域支援事業の規模	126
第5節 第1号被保険者の保険料	129
1. 給付と負担の関係	129
2. 第4期介護保険料について	129
3. 第4期の保険料段階について	132
第6節 低所得者への対応	135
1. 特定入所者介護（予防）サービス費	135
2. 高額介護（予防）サービス費	136
3. 高額医療合算介護（予防）サービス費	136
4. 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減	137
5. 高齢者夫婦世帯等の居住費・食費の軽減	137
6. 旧措置入所者への対応	137
7. 通所系サービスにおける食事費用助成	138
8. 高額介護（予防）サービス費の貸付	138
9. 境界層該当者への対応	138
第5章 計画の推進に向けて	
第1節 計画の推進体制	140
1. 高齢者保健福祉推進協議会の運営	140
2. 地域包括支援センター等運営協議会の運営	140
第2節 計画の推進へ向けた行政の体制等	140
1. (仮称)新宿区高齢者保健福祉計画連絡会議の設置	140
2. 適正な認定調査等の実施	141
3. 国・東京都への要望	141

資料編

- 1．補足資料144
- 2．新宿区高齢者保健福祉推進協議会及び計画見直し部会149
- 3．用語集（五十音順）153

巻末の用語集に掲載されている用語は、本文の一番初めに出ている部分に*をつけています。

第 1 章 計画の基本的考え方

第1節 計画策定の背景

1. 高齢者人口の増加

新宿区の65歳以上の高齢者人口は、平成20年1月1日現在、56,812人（住民基本台帳と外国人登録者の合計）全人口に占める65歳以上の人口割合は18.3%となり、増え続けています。今後、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯も増加することが見込まれます。

65歳以上の要介護等認定者（日常生活を送るために介護や支援が必要と認定された方）は平成20年1月1日現在10,556人で、平成12年10月の5,343人に比べると約2.0倍に増加していますが、平成18年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

2. 平成27（2015）年の高齢者像を視野に

平成27（2015）年は、「戦後の第一次ベビーブーム世代（以下、「団塊の世代」という。）」（昭和22～24年生まれ）といわれる人たちがすべて65歳以上となる節目の年となります。

「団塊の世代」は、これまで以上に生活様式や考え方など多様な価値観をもちあわせている世代と考えられており、高齢者人口の増加とともに、新たな高齢者像を視野に入れたサービスの構築をすすめることが課題となっています。

3. 求められるより質の高いサービス

介護保険制度は、平成12年4月から実施され、社会全体で高齢者を支えるしくみとして定着してきており、居宅サービス、施設サービスの供給体制も整備されてきました。また、平成18年4月の介護保険制度改革では、「明るく活力ある超高齢社会の構築」「制度の持続可能性」「社会保障の総合化」の視点で見直しが行われました。そうした中で、認知症高齢者の介護、介護人材の確保・育成などが課題となっています。

今後は、高齢者の尊厳と自立を支えるケアの実現をめざし、増大する介護ニーズへの対応とともに、より質の高いサービスを提供していくことが求められています。

4. いつまでも安心してらせる地域社会を

長寿社会の到来により、高齢者になってからの人生も長くなっています。長い高齢期をいかに健康に、いきいきと過ごすかは、個人にとっても社会にとっても大きな課題となっています。

高齢者が地域社会との関係を保ちながら、健康でいきいきと過ごし、多彩な活動により充実した人生を送ることができる環境づくりが求められています。

また、介護が必要な状態になっても、適切なサービスを受けながら安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりが必要とされています。

さらに、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、要介護者、認知症高齢者等が地域での生活を続けるためには、人々が互いに見守り支え合う地域づくりが求められています。

第2節 計画策定の目的

高齢者が住み慣れた地域の中でその人らしく安心して心豊かに暮らしていくために、区がめざすべき基本的な目標を定め、その実現に向けて施策の方向性を明らかにする必要があります。

区における高齢者保健福祉施策の基本的な考え方やめざす取組みを総合的かつ体系的に整え、新宿区基本構想、新宿区総合計画との整合性を図り、高齢者保健福祉並びに介護保険事業の方向性を示すことを目的としています。

第3節 計画策定の視点

今後も、高齢化の進展に伴って認知症高齢者の増加が予想されます。また、医療制度改革^{*}の影響で医療の必要性が高い高齢者が在宅で生活することも多くなると考えられます。これら介護が困難な高齢者への支援を充実していくことが必要です。

そこで、多職種の協働による認知症予防、早期発見・早期対応のしくみづくり及び発症後の生活を支援する認知症高齢者支援体制の推進、病院と地域の連携や在宅療養に関するマネジメント機能の強化などを図る在宅療養体制の整備、地域での各種のサービスや住民活動などの様々な社会資源を結び、多職種が連携し包括的かつ継続的に高齢者を支援するしくみとしてのケアマネジメント^{*}機能の強化を重点施策と位置づけ、積極的に取り組んでいきます。

第4節 基本理念及び2015年の将来像

《基本理念》

だれもが人として尊重され
ともに支え合う地域社会をめざす



《2015年の将来像》

心身ともに健やかにいきいきとくらせるまち

だれもが互いに支え合い安心してくらせるまち

基本理念

だれもが自分の生き方を自分で決め、人として尊重されることが重要です。そこで、基本理念として「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会」の構築をめざします。

2015年の将来像

「心身ともに健やかにいきいきとくらせるまち」「だれもが互いに支え合い安心してくらせるまち」という2つのキーワードを掲げ、一人ひとりの生活において、これらを実現される地域社会づくりをめざします。

第5節 基本目標

基本目標1 社会参加といきがづくりを支援します
だれもがいきがを持って、学び・集い・交流できる活動などを支援し、展開します

基本目標2 健康づくり・介護予防をすすめます
生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせず、いきいきと過ごせるような支援を身近な地域で展開します

基本目標3 いつまでも地域の中でらせる
自立と安心のためのサービスを充実します
だれもがいつでも適切なサービスを受けられ、介護が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざします

基本目標4 尊厳ある暮らしを支援します
何事も、自らの意思により決定でき、一人ひとりが個人として尊重される地域社会の実現をめざします

基本目標5 支え合いのしくみづくりをすすめます
住み慣れた地域で、互いに見守り支え合う地域社会の実現をめざします

第6節 計画の性格と位置づけ

1. 計画の性格

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、すべての区市町村に策定が義務づけられている高齢者福祉計画と保健施策が一体となった計画です。高齢期になってもその人らしく健康に、いきいきと暮らすために必要な対策が講じられるよう、地域における高齢者等の保健・福祉ニーズと必要なサービス量を明らかにし、サービス供給体制を計画的・効率的に整備することを目的に策定される計画です。

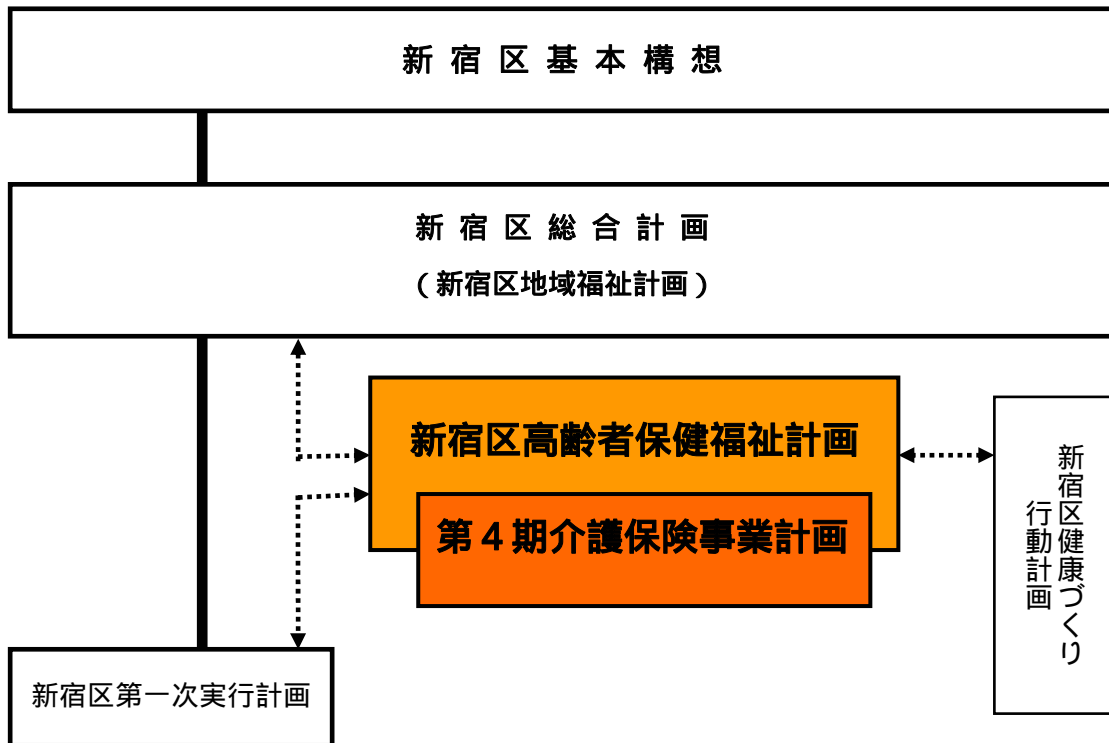
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画であり、高齢者福祉計画と同様に、全区市町村に策定が義務づけられています。介護保険事業計画は介護等が必要な40歳以上の区民を対象とする計画であり、要介護者等の人数や利用意向等を勘案し、介護保険給付対象サービスの種類ごとの必要見込量と供給量確保のための方策等の事項及び地域支援事業に関する事項を定める計画です。

2. 計画の位置づけ

「新宿区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」は、「新宿区基本構想」（平成19年12月議決）、「新宿区総合計画」（平成20～29年度）を上位計画として策定される計画です。また、地域ぐるみの健康づくりを促進するための基本的な方向づけと具体的な諸施策を取りまとめた「新宿区健康づくり行動計画（平成20～24年度）」とも連携し、健康づくりと生活習慣病の予防等に関する施策の充実を図ります。

なお、地域福祉の推進を具体化するための社会福祉法第107条に基づく「新宿区地域福祉計画」は、「新宿区総合計画」の中に包含されています。

〔 計画の位置づけ 〕



第7節 計画の期間

「新宿区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」は、平成21年度を初年度とする平成23年度までの3年間を計画期間としています。

〔 計画の期間 〕

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者保健福祉計画・ 第4期介護保険事業計画	←—————→					
高齢者保健福祉計画・ 第5期介護保険事業計画			見直し	←—————→		

第2章 高齢者の状況

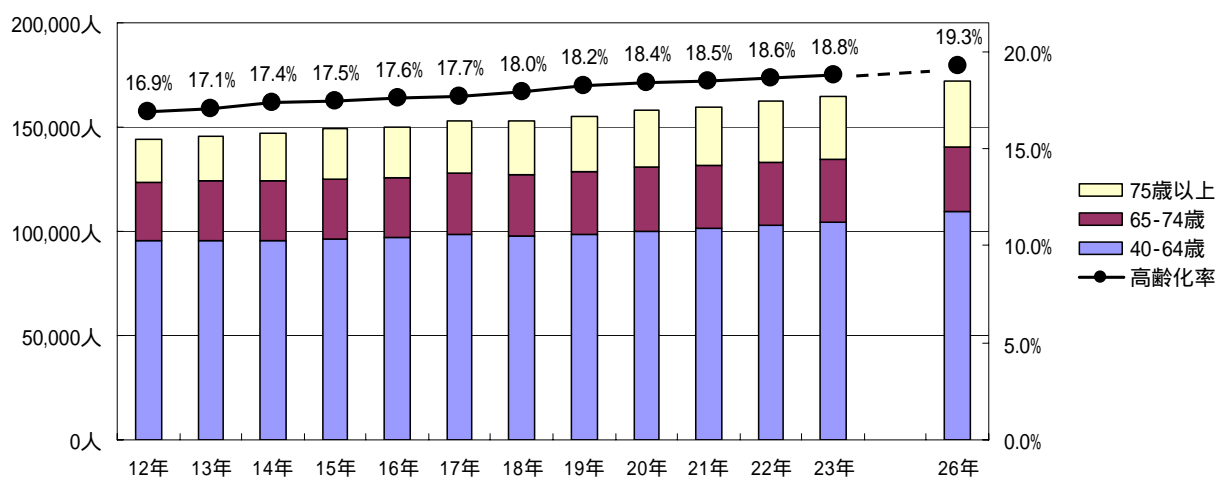
第1節 人口及び世帯

1. 高齢化の進展

今後、新宿区の人口は増加を続けるとともに、高齢者人口の増加が予想されます。

平成23年の高齢者人口は約60,000人、高齢化率は18.8%、平成26年には約62,700人、19.3%になると推計しています。

〔40歳以上の人口推移及び推計〕



単位：人

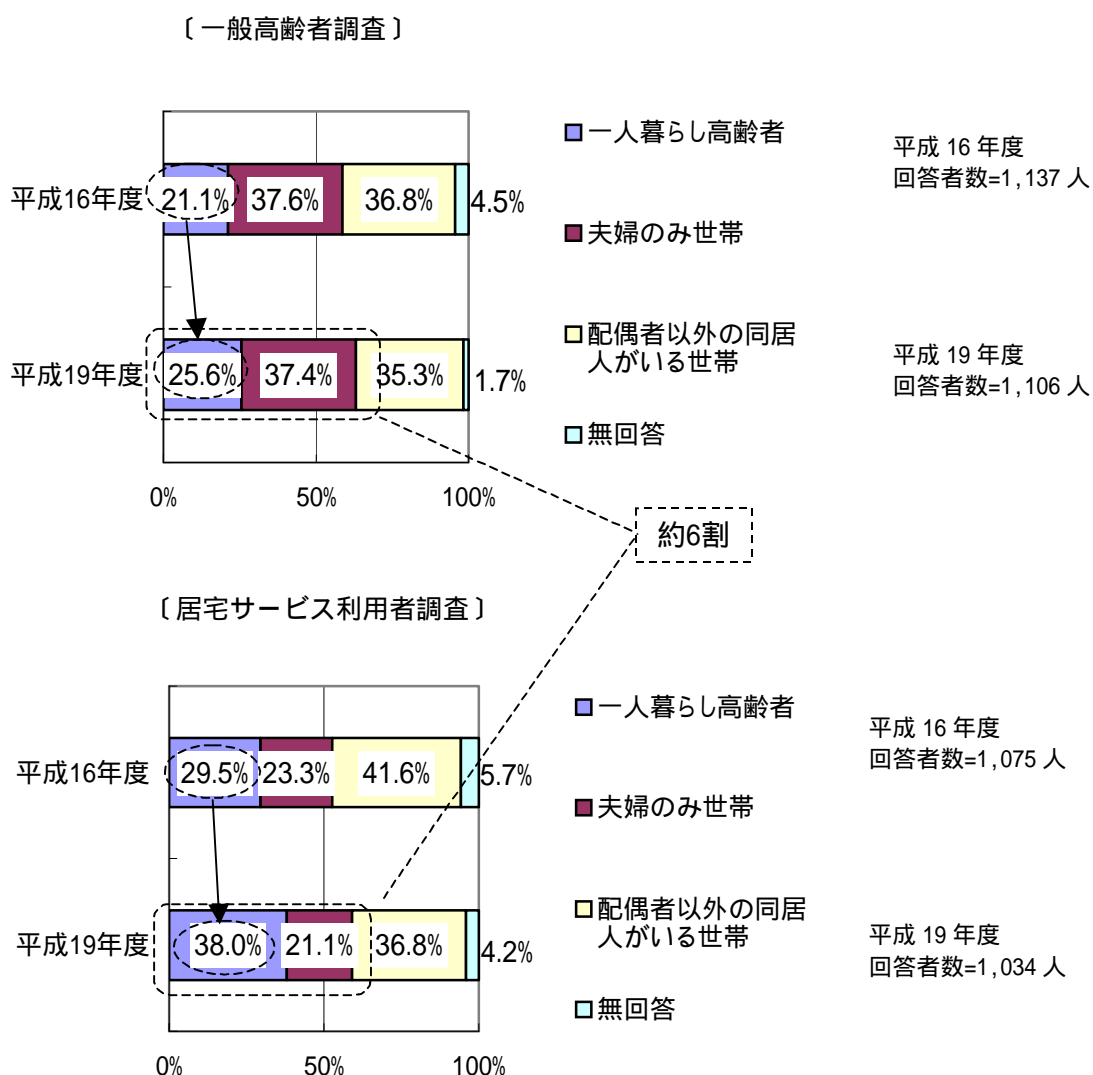
	実績値										推計値			
	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	26年	
0-39歳	143,939	146,647	148,673	150,746	151,067	152,694	154,125	154,469	155,913	154,876	154,840	154,648	153,110	
40-64歳	95,648	95,714	95,615	96,495	97,319	98,551	97,822	98,864	100,357	101,635	103,086	104,576	109,298	
65-74歳	27,813	28,228	28,729	28,796	28,679	29,042	29,368	29,987	30,398	29,966	30,061	30,240	31,214	
75歳以上	20,926	21,700	22,612	23,610	24,343	25,065	25,848	26,548	27,424	28,261	29,028	29,735	31,474	
総人口	288,326	292,289	295,629	299,647	301,408	305,352	307,163	309,868	314,092	314,738	317,015	319,199	325,096	
65歳以上(再掲)	48,739	49,928	51,341	52,406	53,022	54,107	55,216	56,535	57,822	58,227	59,089	59,975	62,688	
高齢化率	16.9%	17.1%	17.4%	17.5%	17.6%	17.7%	18.0%	18.2%	18.4%	18.5%	18.6%	18.8%	19.3%	
外国人を除く高齢化率	18.2%	18.5%	18.9%	19.1%	19.2%	19.4%	19.7%	20.0%	20.3%	-	-	-	-	
85歳以上(再掲)	5,336	5,549	5,794	5,904	6,114	6,450	6,759	7,168	7,471	7,906	8,260	8,602	9,557	

各年10月1日現在
 平成12～19年は実績値、平成20年以降は推計値(コーホート要因法による)
 実績値、推計値ともに外国人人口を含む
 高齢化率 = 65歳以上人口 ÷ 総人口

2. 高齢者世帯の現状

平成19年度の高齢者保健福祉施策調査によると、高齢者がいる世帯のうち、約6割が一人暮らし高齢者、あるいは本人とその配偶者のみの世帯（夫婦のみ）となっていることがわかります。

前回調査（平成16年度）と比較して、一人暮らし高齢者の割合が、一般高齢者、居宅サービス利用者とも増えていることがわかります。

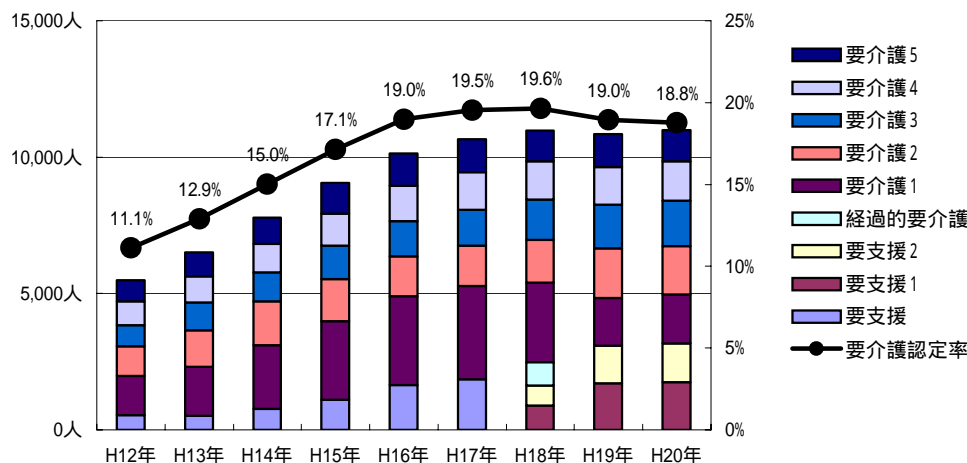


「高齢者保健福祉施策調査報告書」、平成17年3月・平成20年3月
居宅サービス利用者調査の対象者は、介護保険の居宅サービス利用者である（以下、同様）
上記グラフの選択肢は、本計画書における表現とあわせるため、「高齢者保健福祉施策調査報告書」の表現を変更して使用している（「本人だけの単身世帯」を「一人暮らし高齢者」と表現している）

第2節 要支援・要介護認定者

1. 要支援・要介護認定者のこれまでの推移

〔要支援・要介護状態区別認定者数の推移〕



単位:人

状態区分	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
要支援	541	523	776	1,099	1,620	1,826	-	-	-
要支援1	-	-	-	-	-	-	885	1,697	1,728
要支援2	-	-	-	-	-	-	709	1,321	1,389
経過的要介護	-	-	-	-	-	-	862	0	0
要介護1	1,401	1,755	2,278	2,821	3,207	3,354	2,846	1,715	1,752
要介護2	1,055	1,298	1,549	1,484	1,409	1,433	1,523	1,758	1,724
要介護3	747	975	1,031	1,195	1,235	1,287	1,437	1,583	1,639
要介護4	851	942	1,012	1,132	1,270	1,340	1,367	1,350	1,399
要介護5	748	843	934	1,080	1,143	1,154	1,088	1,161	1,117
合計	5,343	6,336	7,580	8,811	9,884	10,394	10,717	10,585	10,748
第1号被保険者	49,287	50,412	51,777	52,835	53,439	54,510	55,854	57,200	58,538
要支援	2	2	3	8	18	21	-	-	-
要支援1	-	-	-	-	-	-	6	18	18
要支援2	-	-	-	-	-	-	18	47	44
経過的要介護	-	-	-	-	-	-	6	0	0
要介護1	28	32	49	57	64	76	64	39	37
要介護2	36	41	51	50	53	52	51	50	47
要介護3	27	43	37	46	48	31	40	30	37
要介護4	22	29	31	40	34	36	37	36	33
要介護5	26	26	34	40	45	43	33	35	35
合計	141	173	205	241	262	259	255	255	251
要支援・要介護認定者数合計	5,484	6,509	7,785	9,052	10,146	10,653	10,972	10,840	10,999
要介護認定率	11.1%	12.9%	15.0%	17.1%	19.0%	19.5%	19.6%	19.0%	18.8%

各年10月1日現在の実績値(年度中央値)

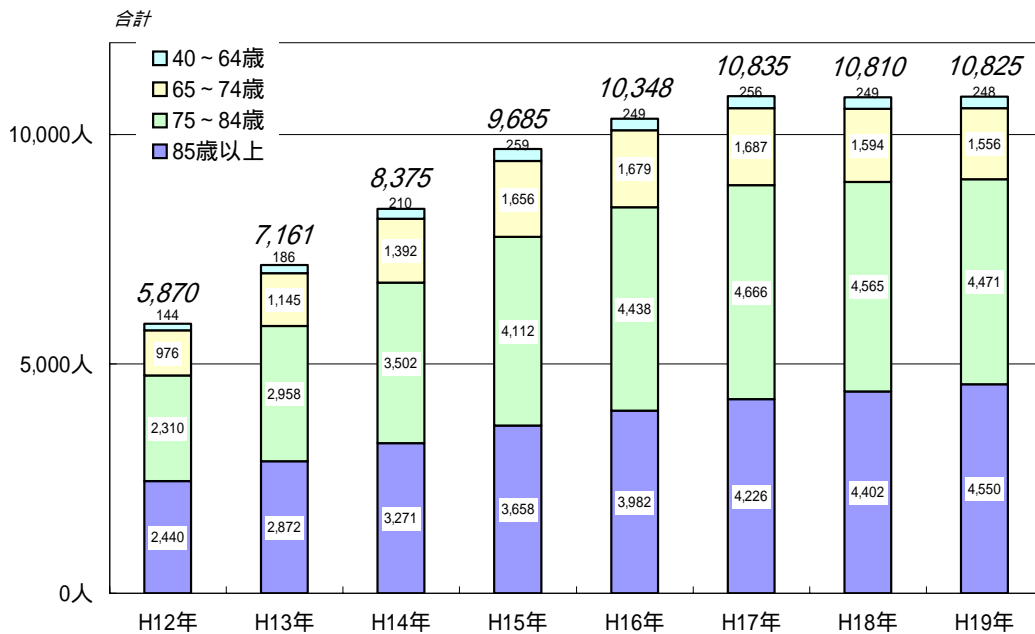
第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳から64歳までの医療保険加入者

要介護認定率 = 第1号及び第2号被保険者の要支援・要介護認定者の合計 ÷ 第1号被保険者

平成18年介護保険法の改正により、状態区分は、要支援から要介護5までの6区分から、要支援1から要介護5までの7区分に変更

経過的要介護とは、平成18年3月末現在に要支援の認定を受けていた人で、その要支援の有効期限が切れるまでの区分

〔年齢別要支援・要介護認定者数の推移〕



単位: 人

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
合計	5,870	7,161	8,375	9,685	10,348	10,835	10,810	10,825
40～64歳	144	186	210	259	249	256	249	248
65～74歳	976	1,145	1,392	1,656	1,679	1,687	1,594	1,556
75～84歳	2,310	2,958	3,502	4,112	4,438	4,666	4,565	4,471
85歳以上	2,440	2,872	3,271	3,658	3,982	4,226	4,402	4,550
75歳以上の割合	80.9%	81.4%	80.9%	80.2%	81.4%	82.1%	83.0%	83.3%
85歳以上の割合	41.6%	40.1%	39.1%	37.8%	38.5%	39.0%	40.7%	42.0%

認定者数は各年度末の実績値

平成13年度の認定者数については、平成14年4月現在末の認定者数

平成12年4月に介護保険制度が始まってから、65歳以上の第1号被保険者*における要支援・要介護認定者数は、平成17年度まで増加し続けてきました。しかし、平成18年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

第2号被保険者*は、平成16年度以降、横ばいで推移しています。

年齢別でみた場合、75歳以上の高齢者が約8割となっています。85歳以上の高齢者は、約4割を占めています。

2. 今後の要支援・要介護認定者の推計

各年度における要介護者等の人数は、介護予防事業*及び予防給付の実施状況を勘案し、見込むこととされています。

第3期介護保険事業計画を策定するときは、国から示された介護予防事業の対象者である「要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者」が要支援・要介護にならない率を30%と見込み、また、「要支援1・2及び要介護1と認定された高齢者」が、要介護2から要介護5にならない率を10%とする介護予防事業及び予防給付の効果による認定者数の目標値の設定の考え方を踏襲し、要支援・要介護認定者数の推計を行いました。

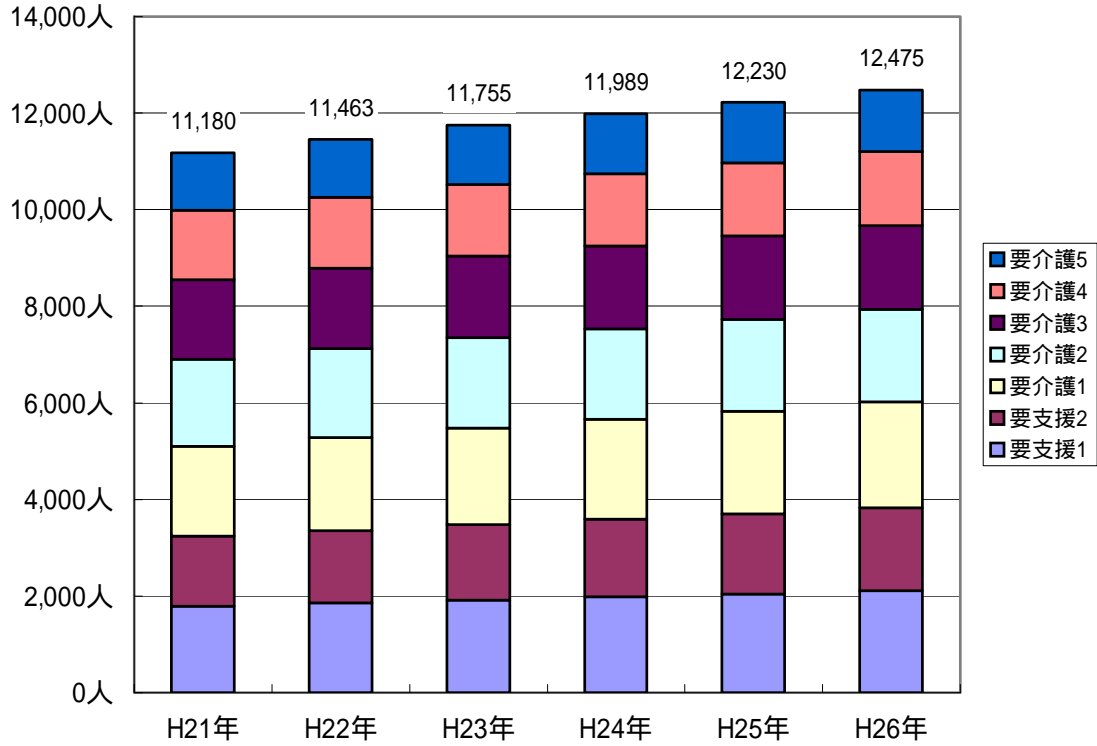
第4期介護保険事業計画においては、国は全国一律の割合で介護予防事業効果を見込むことはせず、各保険者の介護予防事業等の実施状況および今後見込まれる介護予防効果を勘案して要介護者等の人数を見込むこととされ、予防給付の効果については、 $3.6\% \pm 3\%$ の範囲で効果があったという考え方を示しました。

区においては、第4期介護保険事業計画では、介護予防事業の予防効果については事業開始3年のため、「要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者」の予防効果と要支援・要介護者の出現率との関係を分析する十分なデータが不足していることから、これまでの認定率などの動向を勘案し、今後の要支援・要介護認定者数を見込みます。

「要支援1・2及び要介護1と認定された高齢者」が、要介護2から要介護5にならない予防給付効果は、国が示した3.6%として推計しました。

この考えから、第4期介護保険事業計画期間中の要支援・要介護認定者数は、平成21年度は11,180人、平成22年度は11,463人、平成23年度は11,755人と見込んでいます。

〔要支援・要介護認定者数及び要介護認定率の推計〕



単位: 人

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
要支援1	1,787	1,852	1,921	1,981	2,044	2,108
要支援2	1,454	1,508	1,563	1,613	1,663	1,716
要介護1	1,857	1,926	1,997	2,060	2,125	2,191
要介護2	1,806	1,834	1,863	1,881	1,900	1,917
要介護3	1,641	1,667	1,692	1,709	1,726	1,743
要介護4	1,441	1,464	1,486	1,501	1,516	1,531
要介護5	1,194	1,212	1,233	1,244	1,256	1,269
合計	11,180	11,463	11,755	11,989	12,230	12,475
要介護認定率	19.2%	19.4%	19.6%	19.7%	19.8%	19.9%

各年度10月1日の推計値(年度中央値)

要介護認定率 = 第1号及び第2号被保険者の要支援・要介護認定者の合計 ÷ 第1号被保険者

第3章 重点的取組みと施策の展開

第1節 高齢者保健福祉施策の体系

基本理念	2015年の将来像	基本目標	施策	事業
	いきいき身きともくらしに健やかまにち	基本目標1 社会参加といきいきづくりを支援します	1 いきいきづくりの支援 2 多様な地域活動への参加支援 3 就業等の支援	1 いきいき活動事業 2 敬老会 3 高齢者福祉大会 4 いきいきハイキング 1 高齢者クラブへの支援・助成 2 高齢者福祉活動基金利子の運用 1 シルバー人材センターへの支援
		基本目標2 健康づくり・介護予防をすすめます	4 健康づくりの促進 5 介護予防の推進	1 元気館事業の推進 2 いきいきウオーク新宿 3 湯とう健康教室 4 若がり講座 5 健康ウォーキング 6 出張レガスポ! 1 介護予防普及啓発事業 2 地域介護予防活動支援事業 3 特定高齢者選定事業
		基本目標3 いつまでも地域の中でくらしを安心して充実させます	6 介護保険サービスの提供と基盤整備 7 自立生活への支援(介護保険外サービス) 8 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進 9 認知症高齢者支援体制の推進 10 在宅療養体制の整備 11 ケアマネジメント機能の強化 12 くらしやすいまちづくりと住宅の支援	1 介護保険サービス 2 地域密着型サービス事業者の指定 1 配食サービス 2 理美容サービス 3 寝具乾燥消毒サービス 4 回復支援家事援助サービス 5 いきいき対応型デイサービス(再掲) 6 ハンディキャブ運行事業 7 住宅改修・設備改修費助成事業 1 介護保険サービス事業者に対する指導検査 2 介護保険サービス事業者協議会への支援 3 事業所向け研修 1 認知症高齢者を地域で支えるしくみづくり 2 普及・啓発用リーフレット等作成 3 認知症講演会 4 地域包括支援センターでの相談 5 介護予防普及啓発事業(再掲) 6 認知症・うつ予防相談(再掲) 1 退院調整モデル事業 2 リハビリテーション・連携バスモデル事業 3 病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修 4 介護従事者等在宅療養研修 5 訪問看護ステーション人材確保 6 在宅療養に対する理解促進 1 地域包括支援センターの機能強化 2 ケアプラン評価会の開催 1 人にやさしい建物づくり 2 建築物等耐震化支援事業 3 ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進 4 鉄道駅のバリアフリー化 5 道路のバリアフリー化
		基本目標4 尊厳あるくらしを支援します	13 権利擁護・虐待防止の促進 14 介護者への支援	1 高齢者の権利擁護の普及啓発 2 成年後見制度の利用促進 3 地域福祉権利擁護事業 1 家族介護者教室・交流会 2 家族介護者外出プラン 3 介護者の休養
基本目標5 支え合いのしくみづくりをすすめます	15 高齢者を地域で支えるしくみづくり 16 ボランティア活動等への支援	1 ふれあい訪問・地域見守り協力員事業(再掲) 2 民生委員による相談活動 3 高齢者クラブによる見守り活動 4 認知症高齢者を地域で支えるしくみづくり(再掲) 1 社会福祉協議会助成金制度 2 ふれあいいきいきサロン(再掲)		

だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす

だれもが互いに支え合い安心してくらしをまぢ

は、新宿区第一実行計画の計画事業です。

	事業
5	ふれあい入浴
6	高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備
7	ことぶき館等の機能転換
8	ふれあいいきいきサロン
3	ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業
4	生涯現役塾
2	高齢者就業支援事業(新宿わくワーク)の実施・運営助成

7	夏休みラジオ体操
8	健康手帳の交付
9	健康教育
10	健康相談
11	健康診査
12	がん検診
4	介護予防ケアプラン作成
5	介護予防ケアマネジメントの質の向上
6	介護予防教室

3	特別養護老人ホーム等の整備
4	地域密着型サービスの整備
8	住宅改修理由書作成業務の支援
9	老人性白内障特殊眼鏡等助成費
10	高齢者おむつ費用助成
11	補聴器・杖の支給
12	高齢者緊急通報システム
13	高齢者火災安全システム
14	高齢者居住住宅への火災警報器の設置
4	福祉サービス第三者評価の受審費用助成
5	介護給付適正化の推進
6	地域包括支援センター等運営協議会の運営
7	物忘れ相談
8	認知症専門相談
9	保健センターにおける精神保健相談
10	徘徊高齢者探索サービス
11	徘徊高齢者緊急一時保護事業
12	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業
7	在宅療養相談窓口の設置
8	在宅復帰リハビリテーション連携事業(再掲)
9	かかりつけ医機能の推進
10	かかりつけ歯科医機能の推進
11	緊急一時入院病床の確保
12	夜間住診事業助成
3	ケアマネジャーネットワークへの支援
4	ケアマネジャーホットラインの実施
6	細街路の拡幅整備
7	高齢者に配慮した公園の整備
8	バリアフリー住宅の普及促進
9	住宅資金融資あっ旋利子補給
10	高齢者等入居支援

4	成年後見審判請求事務等
5	悪質商法被害に関する相談及び防止のための普及啓発
6	消費者講座
4	家族介護慰労金の支給
5	高齢者緊急ショートステイ事業
6	特別養護老人ホームの入所調整

5	高齢者の孤独死防止に向けた取り組みの推進
6	地域見守り活動の推進
7	高齢者を支える総合的なネットワーク運営協議会の構築
8	地域ささえあい活動支援事業
3	生涯現役塾(再掲)
4	小・中学校、関係機関、団体等が行う福祉教育等への協力

	事業
9	中高年ライフアップ講座
5	高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備(再掲)
3	(仮称)新宿仕事センターによる就労支援

13	骨粗しょう症予防検診
14	歯科健康診査
15	歯の衛生週間
16	認知症・うつ予防相談(再掲)
7	介護予防事業の評価
8	いきがい対応型デイサービス
9	認知症・うつ予防相談

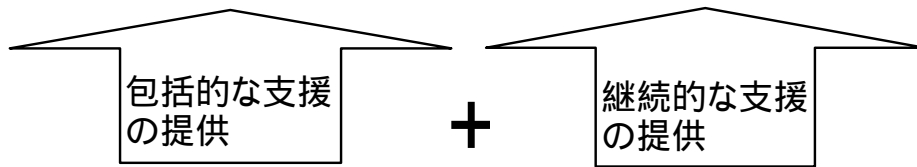
5	医療介護支援
6	在宅復帰リハビリテーション連携事業
15	災害時要援護者登録名簿の活用
16	災害時要援護者対策の充実
17	ちょこっと困りごと援助サービス
18	介護保険制度改正に伴う支援(通所サービス利用者の食費助成・自立支援特殊寝台貸与者への利用助成)
19	ふれあい訪問・地域見守り協力員事業
7	介護モニター制度
8	介護保険サービス事業者等表彰制度の実施
9	介護福祉士資格取得費用助成
13	成年後見制度の利用促進(再掲)
14	地域福祉権利擁護事業(再掲)
15	高齢者を支える総合的なネットワーク運営協議会の構築(再掲)
16	特別養護老人ホーム等の整備(再掲)
17	地域密着型サービスの整備(再掲)
18	かかりつけ医機能推進事業(認知症医療ネットワークの推進)
13	難病講演会・講座
14	難病療養相談
15	難病体操教室
16	難病患者等日常生活支援事業
17	在宅難病患者医療機器貸与者訪問看護事業
18	訪問指導
5	介護支援専門員新任研修の実施
6	居宅介護支援業務検討会の実施
11	住宅相談
12	住み替え居住継続支援
13	シルバービアの管理運営

7	虐待の早期発見・相談
8	高齢者虐待防止ネットワークの再構築
9	老人福祉施設への入所等措置
7	高齢者おむつ費用助成(再掲)
8	徘徊高齢者探索サービス(再掲)
9	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業(再掲)

9	災害時要援護者登録名簿の活用(再掲)
10	災害時要援護者対策の充実(再掲)
5	ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業(再掲)
6	介護支援ボランティア・ポイント事業

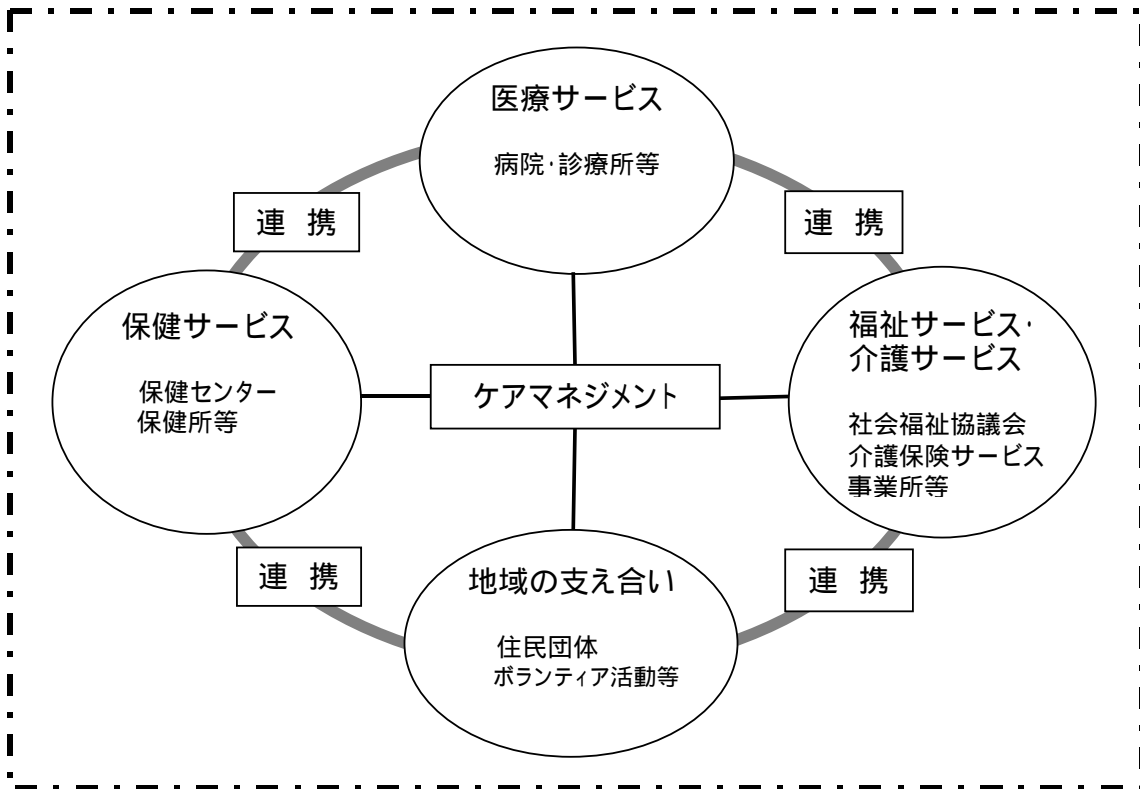
〔地域包括ケア概念図〕

支援が必要な高齢者



保健・医療・福祉・地域の連携による包括的なサービスの提供

高齢者の状態の変化に対応した継続的なサービスの提供



ケアマネジメント
高齢者の解決すべき課題、心身の状況を踏まえ、総合的な援助方針の下に必要なサービスを計画的に提供していくくみ

ケアマネジャー
(介護保険制度の下で、ケアマネジメントを行う専門職)
地域包括支援センター
(新宿区における地域の中心的な相談機関)

第2節 重点的取組み

本計画では、介護が必要な高齢者の増加が予想されるなか、高齢者が安心して生活を続けていくために、介護人材の確保・育成への支援に取り組むとともに、重点的施策として、在宅において介護が困難な認知症高齢者への支援、医療の必要性の高い高齢者への在宅療養体制の整備や保健・医療・福祉・地域などの社会資源を包括的かつ継続的に提供するケアマネジメントの機能強化に取り組んでいきます。

重点的取組み1 認知症高齢者支援体制の推進

今後、認知症高齢者は高齢者人口に比例して増加していくと推計されています。そこで、認知症になっても、本人や家族が地域で安心して生活していくことができる体制を作ることが必要です。これまで重点的に取組みを進めてきた認知症予防、早期発見・早期対応のしくみづくりに加え、発症後の生活を支援する体制の充実を図ります。

具体的には、相談機能やサービス等の充実、医療を含めた関係機関の連携や地域の支え合いの推進、権利擁護への取組みなど、総合的に認知症高齢者支援体制を推進していきます。

重点的取組み2 在宅療養体制の整備

医療制度改革による入院日数の短縮化や療養病床の再編、高齢者人口の増加などにより、在宅で長期に療養する人が増えており、今後一層その増加が予測されます。このような状況の中、区民が適切な支援を受け、安心して在宅療養できるように、病院と地域のかかりつけ医^{*}、訪問看護ステーション、ケアマネジャー^{*}、地域包括支援センター^{*}などとの連携を強化するしくみの構築と、人材育成に取り組んでいきます。また、区民が在宅療養について理解を深められる取組みを推進していきます。

重点的取組み3 ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らしていくためには、高齢者を支える地域のネットワークを構築し、保健・医療・福祉のサービスや地域の力など様々な社会資源を結び、多職種協働をマネジメントする機能が重要となります。

その中心的な相談機関となる地域包括支援センターの機能を強化することで、地域での尊厳あるその人らしい生活の継続を支援する「地域における問題解決のシステム」としての地域包括ケア^{*}体制を充実していきます。

また、介護保険制度におけるケアマネジメントを担うケアマネジャーへの支援にも取り組んでいきます。

重点的取組み 1

認知症高齢者支援体制の推進

現 状

平成 20 年 10 月末現在、介護保険の要介護（要支援）認定者の 2 人に 1 人の割合で日常生活に支障をきたすような認知症の症状がみられます（認知症高齢者の日常生活自立度 ～ M）。そのうちの約 6 割が在宅で生活しています。

地域包括支援センター及び保健センターの相談業務においても、認知症高齢者に関する相談が増加しています。その中で、本人からは忘れてしまうことへの不安や孤独感を訴える声があり、家族、ケアマネジャー、訪問介護等介護保険サービス事業者からは、徘徊や妄想といった認知症の周辺症状への対応やケアの方法、相談先・受診先に関する問い合わせが共通して寄せられています。また、近隣の区民からは、一人暮らしの認知症高齢者を心配する相談があります。

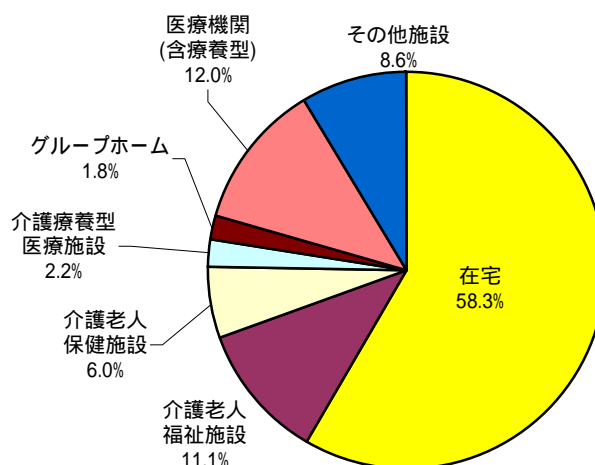
区では、認知症専門相談、かかりつけ医機能推進事業、地域密着型サービスの整備、徘徊高齢者探索サービス等、保健・医療・福祉、認知症にかかわる各分野で、認知症高齢者支援のための取組みを行っています。特に、平成 18～20 年度の高齢者保健福祉計画のもとでは認知症予防、早期発見・早期対応につながる取組みの充実を図ってきました。しかし、各分野の関係機関の連携体制は、機能的なネットワークを築くまでには至っていないのが現状です。

〔認知症高齢者自立度別の在宅の割合〕

認知症自立度	要介護(要支援)認定者合計	在宅	
自立	2,841	2,528	88.98%
	2,492	2,142	85.96%
～ M	5,635	3,284	58.28%
合計	10,968	7,954	72.52%

(平成20年10月末現在)

〔参考図〕 認知症高齢者の生活場所（認知症高齢者自立度 ～ M）



平成 19 年度の高齢者保健福祉施策調査では、認知症の早期発見・早期対応をすすめるために、「かかりつけ医で認知症の早期発見や相談ができること」「気軽に専門医に受診できる体制の整備」の要望が多く出されています。

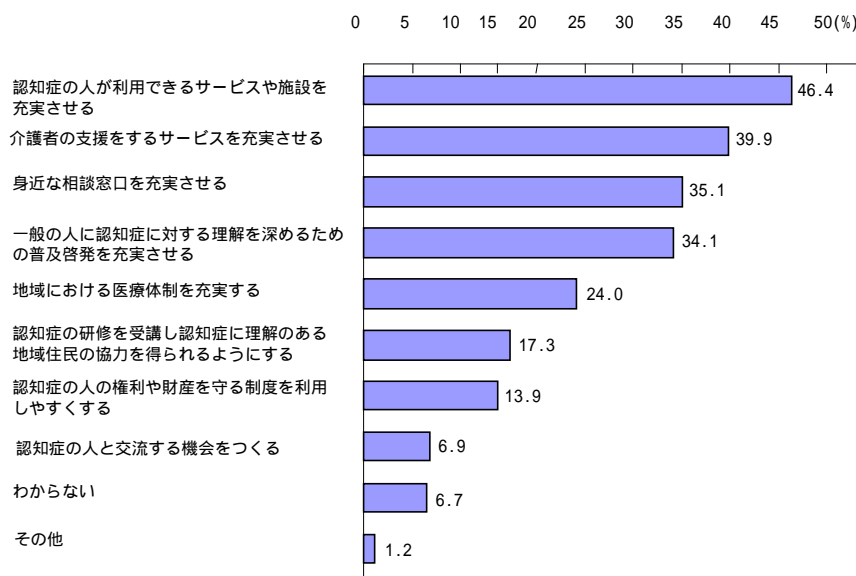
また、認知症の心配や疑いがあった場合「気がついたらできるだけ早く受診する」と回答した人が約7割と最も多くなっています。一方で、記憶力・物覚えの変化が「少し悪くなった」「かなり悪くなった」と答えた人のうち、専門医等への相談は「年齢的なものと思うので相談や受診をしていない」が45.2%と最も多くなっており、早期受診の難しさがうかがわれます。

次に、介護の負担について、認知症の有無にかかわらず介護者全体でみると、5割以上が「精神的なストレスがたまり、悲観的な気持ちになることがある」と回答しており、精神的に重い負担を抱えながら介護に取り組んでいる現実がうかがえます。

「地域で認知症の人が暮らしやすくなるには」と聞いたところ、「認知症の人が利用できるサービスや施設の充実」が46.4%と最も多く、次いで「介護者を支援するサービスの充実」39.9%、「身近な相談窓口の充実」35.1%となっています。また、「研修を受講し認知症に理解のある地域住民の協力を得られるようにする」は17.3%で第6位です。

〔地域で認知症の人が暮らしやすくなるしくみ〕(複数回答)

一般高齢者調査(回答者数=1,106人)



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書(平成20年3月)

課 題

認知症予防、早期発見・早期対応のために、あるいは症状が変化した時等に、気軽に相談、受診ができる体制をつくり、広く区民に周知することが必要です。

これまで充実を図ってきた認知症予防、早期発見・早期対応の取組みに加え、一人暮らしの認知症高齢者も視野に入れた認知症発症後の生活を支援する取組みを充実していくことが必要です。

かかりつけ医、専門医、ケアマネジャー、地域包括支援センター、保健所、保健センター等、認知症高齢者と家族にかかわる保健・医療・福祉、それぞれの関係機関の役割の明確化と機能的なネットワークの構築が必要です。

また、民生委員や地域住民等が一体となったネットワークづくりも必要です。

そして、認知症高齢者が安心して地域生活を継続していくためには、相談体制、サービス等の充実に加えて、地域住民等の認知症についての知識を深め、本人、家族に対する理解や気づき、支え合いを推進する対策が必要です。

施策の方向

認知症予防から発症後の生活までトータルに対応する相談、サービス、医療等の体制を整えていくとともに、地域による気づきと支援の輪を広げ、認知症になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

区の実り

(1) 相談、受診体制の充実

身近な相談機関である地域包括支援センターの機能強化を図り認知症に関する研修等を実施して、認知症相談への対応力を充実していきます。

かかりつけ医や病院等の認知症への対応機能を強化する取組みを行います。

(2) 認知症の予防、早期発見・早期対応の推進

認知症・うつ予防相談、認知症予防教室等の事業を実施し、引き続き、認知症予防、早期発見・早期対応のための取組みをすすめます。

(3) 認知症高齢者及び家族の生活を支援する取組みの強化

地域密着型サービス*等、認知症高齢者の生活を支える介護保険サービスの充実を図ります。

認知症の介護に特化した家族介護者研修、介護保険外の福祉サービスの必要性等、これから取り組むべき事業を検討し、優先度の高いものから実施していきます。

高齢者虐待の防止、成年後見制度*の活用等を推進し、認知症になっても高齢者の権利が護られるようにします。

(4) 保健・医療・福祉の関係機関の連携強化

各機関の役割を明確化し機能的な連携体制を築くための連絡会を開催します。

(5) 普及・啓発、地域での支え合いの推進

認知症に関する講演会の開催やパンフレットの作成・配布を行い、認知症への理解の促進と偏見の解消を図ります。

そして、認知症・もの忘れ相談医^{*}や地域包括支援センター等、相談や受診ができる機関の情報を掲載したパンフレット等を作成し、区民に幅広く情報提供を行います。

認知症サポーター養成講座の開催や養成した認知症サポーターの活動支援等を通して、地域での支え合いを推進していきます。

〈事業〉

事業名	認知症高齢者を地域で支えるしくみづくり		
担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	計画
1	事業概要	<p>高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域に暮らす人々等の気づきと支援の輪を広げ、認知症高齢者とその家族を地域で支えていくためのしくみづくりを推進します。</p> <p>認知症について正しく理解し、本人やその家族を支援する認知症サポーターを養成する講座を開催します。</p> <p>認知症に関する内容や相談先等を掲載した、パンフレット等を作成・配布します。また、区民を対象に、認知症の人への対応方法等について理解を深める講演会を開催します。</p> <p>認知症高齢者の介護者を対象に、認知症に対する正しい理解や日常生活での接し方等、多様な内容の研修会を開催します。また、介護サービス事業者等を対象に、病気の理解、本人への対応方法、介護家族への理解等、実践に活かせる研修会を開催します。</p>	
	平成20年度事業見込等	認知症サポーター養成講座 地域のサポーター 450人、職員のサポーター 100人 認知症に関する普及・啓発 パンフレットの作成・配布 6,000部、講演会 1回 認知症介護者教室・認知症支援事業者研修	
	平成21～23年度事業目標	認知症サポーター養成講座 地域のサポーター 450人、職員のサポーター 100人 / 各年度 認知症に関する普及・啓発 パンフレットの作成・配布 6,000部、講演会 1回 / 各年度 認知症介護者教室・認知症支援事業者研修 認知症介護者教室 20人×1クール 4回 / 各年度 認知症支援事業者研修 30人×2回 / 各年度	

2	事業名	普及・啓発用リーフレット等作成		
	担当課	健康部保健予防課	区分	継続
	事業概要	認知症の早期発見・早期対応に区民が主体的に取り組めるように、普及啓発のためのリーフレット等を作成・配布します。		
	平成20年度事業見込等	100,000部（特定健診案内郵送時同封等）		
	平成21～23年度事業目標	100,000部 / 各年度		
3	事業名	認知症講演会		
	担当課	健康部保健予防課	区分	継続
	事業概要	区民を対象に、認知症に対する正しい理解、認知症予防、早期発見・早期対応の促進等についての講演会を実施します。		
	平成20年度事業見込等	3回		
	平成21～23年度事業目標	3回 / 各年度		
4	事業名	地域包括支援センターでの相談		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	認知症高齢者の福祉サービスや在宅ケアに関する相談を、地域包括支援センターで行います。		
	平成20年度事業見込等	10センターで実施		
	平成21～23年度事業目標	10センターで実施 / 各年度		
5	事業名	介護予防普及啓発事業（再掲）		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	区民及び関係者を対象に介護予防普及啓発用パンフレットの配布及び外部講師による講演会を開催します。また、要介護認定を受けていない高齢者を対象に、認知症予防・尿失禁予防教室等を開催します。		
	平成20年度事業見込等	認知症予防教室 6コース 90人		
	平成21～23年度事業目標	認知症予防教室 6コース 90人 / 各年度		
6	事業名	認知症・うつ予防相談（再掲）		
	担当課	健康部保健センター	区分	継続
	事業概要	健康診査とあわせて行なう基本チェックリストを活用し認知症・うつの不安がある人で特定高齢者にならない人等を対象に、個別相談を実施し、早期発見・早期対応に結びつけます。		
	平成20年度事業見込等	4保健センターで毎月1回 計48回		
	平成21～23年度事業目標	4保健センターで毎月1回 計48回 / 各年度 未来所者フォローを実施することで来所率の拡大を図る。		

7	事業名	物忘れ相談		
	担当課	健康部保健予防課	区分	継続
	事業概要	物忘れを心配している区民を対象に、認知症になる前の段階から早期発見・早期対応に結びつけ、認知症を予防するため、専門医による個別相談を実施します。		
	平成20年度 事業見込等	16回		
	平成21～23年度 事業目標	16回 / 各年度		
8	事業名	認知症専門相談		
	担当課	健康部保健予防課	区分	継続
	事業概要	認知症の人やその家族等を対象に、本人の生活の質の向上を図るとともに家族等の介護の負担を軽減するために、認知症の症状への対応や診断・医療等について認知症の専門医による個別相談を実施します。		
	平成20年度 事業見込等	所内相談 12回 訪問相談 3回		
	平成21～23年度 事業目標	所内相談 12回 / 各年度 訪問相談 3回 / 各年度		
9	事業名	保健センターにおける精神保健相談		
	担当課	健康部保健センター	区分	継続
	事業概要	保健センターにおいて、認知症の人やそのご家族の相談に医師や保健師が応じるとともに、地域包括支援センター等と連携をとり保健師などによる訪問指導等を実施します。		
	平成20年度 事業見込等	一般精神保健事業の中で認知症相談を実施 精神保健相談 所内相談78回 所外相談14回 必要に応じた保健師による訪問指導		
	平成21～23年度 事業目標	一般精神保健事業の中で認知症相談及びうつ専門相談（新規事業）を実施 精神保健相談 所内相談78回 所外相談14回 / 各年度 必要に応じた保健師による訪問指導		
10	事業名	徘徊高齢者探索サービス		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	身体的・精神的負担の軽減と安全を確保するため、徘徊高齢者の介護者に対し位置情報専用探索器の利用助成を行います。		
	平成20年度 事業見込等	新規 20人 継続 35人		
	平成21～23年度 事業目標	推進		

11	事業名	徘徊高齢者緊急一時保護事業		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	緊急保護を要する徘徊高齢者等を、一時的に宿泊施設に入所させて保護します。		
	平成20年度事業見込等	受け入れ日数 120日		
	平成21～23年度事業目標	受け入れ日数 120日/各年度		
12	事業名	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	新規
	事業概要	認知症高齢者の介護者に対し、見守りや話し相手等の支援を行うホームヘルパーを派遣し、介護に伴う負担の軽減を図るとともに、リフレッシュする機会を提供します。		
	平成20年度事業見込等	-		
平成21～23年度事業目標	平成21年度 450人(7月から事業開始) 平成22・23年度 600人/各年度			
13	事業名	成年後見制度の利用促進(再掲)		
	担当課	福祉部地域福祉課 新宿区社会福祉協議会	区分	計画
	事業概要	成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守る制度です。具体的には成年後見人などがこうした人の意思を尊重し、その人らしい生活を守るため、法律面や生活面で支援するしくみです。高齢社会においては今後、その必要性が増していくものと考えられます。平成19年度に開設した「新宿成年後見センター」を中心に、成年後見制度の普及啓発や、相談機能の強化等を行い、制度の利用促進を図っていきます。		
	平成20年度事業見込等	成年後見制度・権利擁護専門相談件数 170件 後見人養成講習修了者等の受け入れ人数 3人		
平成21～23年度事業目標	成年後見制度・権利擁護専門相談件数 170件/各年度 後見人養成講習修了者等の受け入れ人数 3人/各年度			
14	事業名	地域福祉権利擁護事業(再掲)		
	担当課	新宿区社会福祉協議会	区分	継続
	事業概要	認知症高齢者等、判断能力が不十分な人を対象に実施しています。福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や書類等の預かりなどにより、地域で安心してその人らしい生活を送ることができるよう支援します。		
	平成20年度事業見込等	利用者 20人		
平成21～23年度事業目標	利用者 20人/各年度			

15	事業名	高齢者を支える総合的なネットワーク運営協議会の構築（再掲）		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会等、既存のネットワークを再編して、高齢者虐待防止、孤独死防止、認知症対策の推進等、高齢者及び高齢者を介護する家族を取り巻く課題を、総合的に検討する権利擁護運営協議会を構築します。		
	平成20年度事業見込等	既存ネットワークの再検討		
	平成21～23年度事業目標	平成21年度～ 運営協議会設置、運営		
16	事業名	特別養護老人ホーム等の整備（再掲）		
	担当課	福祉部介護保険課	区分	計画
	事業概要	在宅生活が困難になった要介護高齢者の生活を支えるため、民間事業者が行う施設整備の経費の一部を補助することにより、区内における特別養護老人ホームの整備を推進します。		
	平成20年度事業見込等	平成20年度 工事 1ヶ所		
	平成21～23年度事業目標	平成22年度 1ヶ所整備（定員81人）		
17	事業名	地域密着型サービスの整備（再掲）		
	担当課	福祉部介護保険課	区分	計画
	事業概要	要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの整備を推進します。		
	平成20年度事業見込等	小規模多機能型居宅介護 工事 1ヶ所、公募 2ヶ所 認知症高齢者グループホーム 工事 2ヶ所 小規模特別養護老人ホーム 工事 1ヶ所		
	平成21～23年度事業目標	小規模多機能型居宅介護 8ヶ所整備（定員 200人） 認知症高齢者グループホーム 4ヶ所整備（定員 72人） 小規模特別養護老人ホーム 1ヶ所整備（定員 29人）		

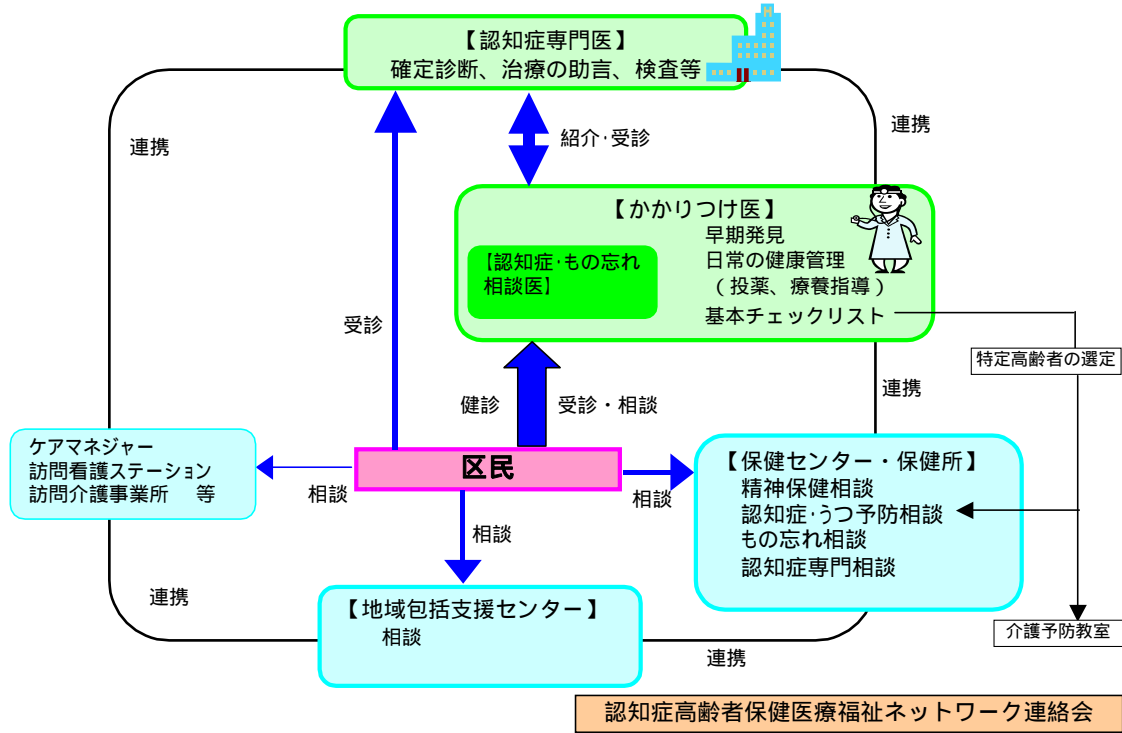
18	事業名	かかりつけ医機能推進事業（認知症医療ネットワークの推進）		
	担当課	健康部健康推進課	区分	継続
	事業概要	かかりつけ医機能推進事業の中で、かかりつけ医が認知症の早期発見・相談等に対応できるように研修を実施するとともに、研修を終了した「認知症・もの忘れ対応かかりつけ医」の名簿を作成し周知します。また、かかりつけ医と専門医の連携強化及び地域関係機関のネットワークを推進するための連絡会を開催し、地域で連携して早期発見・治療・相談等に対応できる体制を推進します。		
	平成20年度事業見込等	認知症高齢者保健医療福祉ネットワーク連絡会 2回		
	平成21～23年度事業目標	平成21年度 研修の開催 1回、フォローアップ研修の開催 1回 認知症・もの忘れ相談医名簿の作成、認知症連携パスの作成 認知症高齢者保健医療福祉ネットワーク連絡会 2回		

指 標

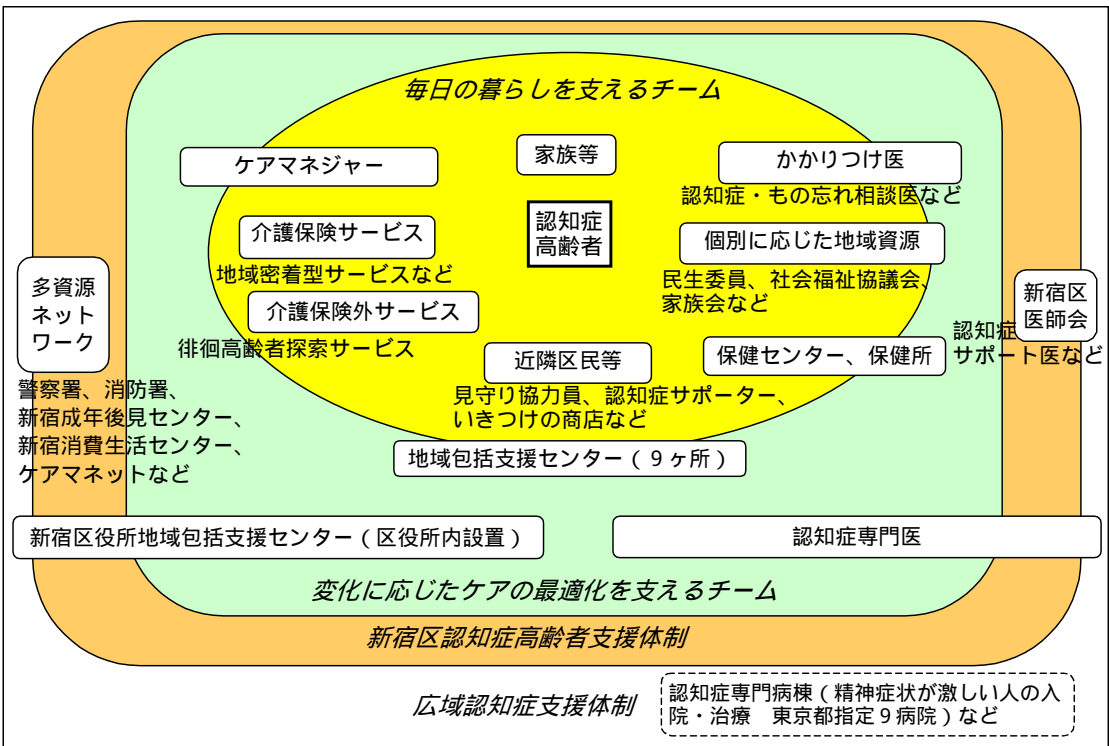
指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
区民等の認知症サポーター養成数	-	地域の認知症サポーター 1,800名 職員の認知症サポーター 400名
認知症への理解度 （早期診断・早期治療により 進行を遅らせたり、生活上の 障害の改善が図れる場合がある ことへの理解）	62.8% （平成19年度区民意識調査）	70%以上
認知症への理解度 （対応や環境によって、認知 症の周辺症状が和らぐことへの 理解）	48.9% （平成19年度区民意識調査）	60%以上
認知症・もの忘れ相談医名簿 に掲載されているかかり つけ医の人数	26名	50名

認知症高齢者ネットワーク図

認知症早期発見・早期対応ネットワークモデル図



認知症高齢者支援体制モデル図



認知症サポート医、認知症専門医については用語集157、158ページを参照

平成 21 年度～ 認知症高齢者支援施策（重点的取組み掲載事業）

印は第一次実行計画事業

	認知症予防(元気高齢者)	軽度認知症	中度認知症	重度認知症
本人・ 家族支援	地域包括支援センターでの相談			
	介護予防普及啓発事業(認知症予防教室)			
	認知症・うつ予防相談	保健センターにおける精神保健相談		
	物忘れ相談	認知症専門相談		
	地域福祉権利擁護事業	成年後見制度の利用促進		
	地域密着型サービスの整備			
	特別養護老人ホームの整備			
	徘徊高齢者探索サービス			
	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業			
	認知症介護者教室			
介護保険 事業所・ 医療機関等 支援	認知症支援事業者研修			
	かかりつけ医機能推進事業(認知症医療ネットワークの推進)			
	高齢者を支える総合的なネットワーク運営協議会の構築			
地域支援	認知症講演会			
	普及・啓発用リーフレット等作成(特定健診案内郵送時同封等)	認知症に関する普及・啓発(パンフレット作成・配布、講演会等)		
	認知症サポーター養成講座			
緊急時支援	徘徊高齢者緊急一時保護事業			

重点的取組み 2

在宅療養体制の整備

現 状

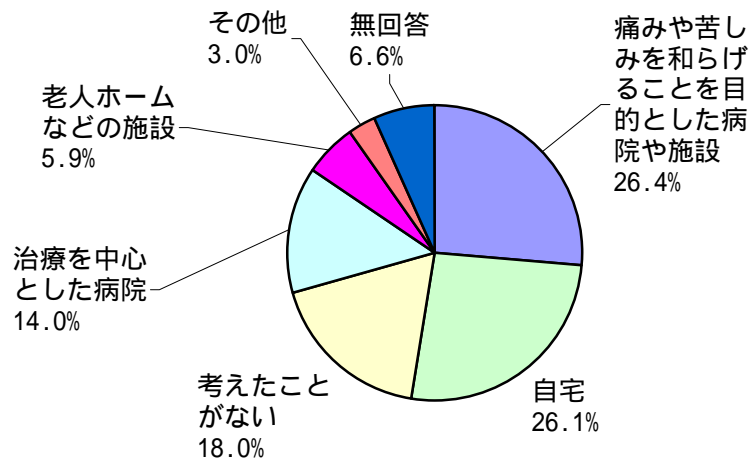
医療制度改革による在院日数の短縮化、療養病床の再編、また高齢者人口の増加などにより、今後在宅（自宅のみならずグループホームなど多様なすまいの場）で療養する高齢者の増加が予測されます。

平成 17 年度の国勢調査によると、新宿区の 75 歳以上の高齢者のうち一人暮らしは 33% であり、自宅で療養生活を続ける場合に、家族による介護を期待できない高齢者が多い状況にあります。

平成 19 年度の高齢者保健福祉施策調査において、一般高齢者に対して「治る見込みのない疾患にかかり日常生活が困難になった場合、療養生活の最期はどこで送りたいですか」と聞いたところ、26.1% が「自宅」と回答しています。

〔療養生活の最期を送りたい場所〕

一般高齢者調査（回答者数=1,106 人）

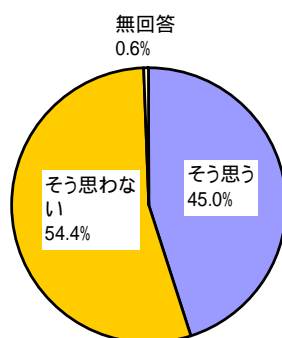


出典：新宿区高齢者保健福祉施策調査（平成 20 年 3 月）

また、東京都の「保健医療に関する世論調査」(平成18年5月)によると、「脳卒中の後遺症や末期がんなどで長期の療養が必要になった場合、あなたは理想として自宅で療養を続けたいと思いますか」と聞いたところ、45.0%が「そう思う」と回答しています。しかし、実現性については、「難しいと思う」と回答した人は79.8%であり、その理由は第一位が「家族への負担」83.5%、以下「住環境が整っていないから」42.2%、「急に病状が変わったときの対応が不安だから」40.6%と続いており、在宅での療養生活を希望しているにもかかわらず、条件が整わないために実現は難しいと考えている高齢者が多いことがうかがえます。

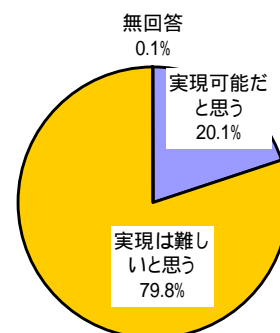
〔在宅療養の希望の有無〕

(回答者数 = 2,033人)

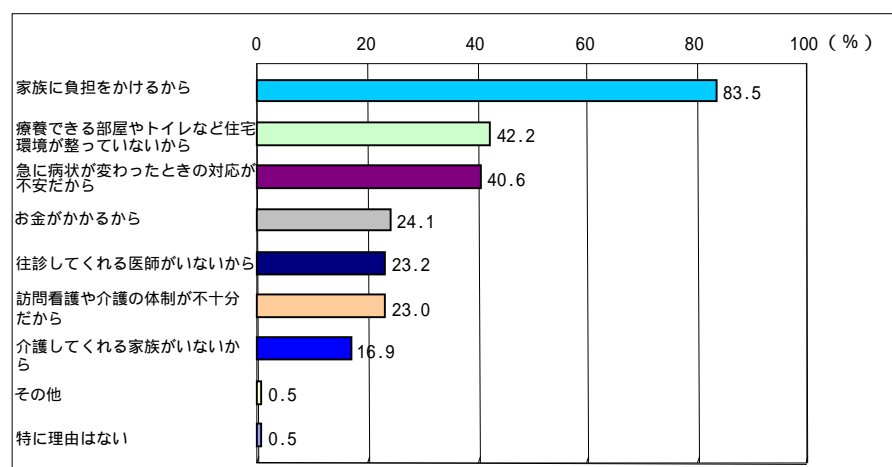


〔在宅療養の実現性〕

(回答者数 = 914人)



〔在宅療養の実現は難しいと思う理由〕



出典：東京都保健医療計画に関する世論調査（平成18年5月）

在宅で療養生活を安心して過ごすためには、「在宅療養支援診療所*」をはじめとするかかりつけ医と、訪問看護ステーションなどの在宅医療体制が整っていることが必要です。しかし、個々の診療所だけで24時間365日の診療体制をとることは難しい状況です。また、多くの訪問看護ステーションでは訪問看護師が不足しており、訪問看護の量的需要に十分こたえられていない状況や、夜間や休日の訪問看護体制を維持することが困難な状況にあります。

より良い在宅療養のためには、かかりつけ医や訪問看護ステーションのみならず、病院やケアマネジャー、地域包括支援センターなど様々な機関やその従事専門職がそれぞれに機能を発揮し、相互に連携して在宅療養者やその家族を支援することが必要です。しかし、病院と地域の様々な機関との連携を強化する取組みや、在宅療養を支援する専門職のマネジメント機能を強化するための取組みは、これまで不十分でした。

区民だけでなく医療関係者も在宅療養の具体的なイメージを十分にもっていない状況にあります。

現在区民の在宅療養体制整備の一環として、区内3病院に緊急時の入院病床確保事業や、医師会へのかかりつけ医の研修等実施の委託、かかりつけ歯科医機能の推進などを行っています。保健センターでは、在宅療養者への保健師や理学療法士、栄養士、歯科衛生士による訪問指導を行っています。また、難病患者への医療機器貸与やホームヘルパーの派遣、講演会、療養相談、体操教室などを行っています。

課 題

急性期病院¹での集中的な治療を終えて在宅で療養を始める際や、療養中に病状悪化で入院を必要とする際などに、病院と地域の機関（診療所、訪問看護ステーション、ケアマネジャー、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者など）が効果的に連携し、適切に在宅療養者やその家族を支援する体制が必要です。

医療の必要性が高い人を在宅で支援する専門職のスキルアップが必要です。

24 時間 365 日の在宅医療を支えるために、かかりつけ医や訪問看護ステーション等の機能の促進や、緊急時に対応できる入院体制の充実が必要です。

区民の在宅療養を支える関係機関や病院が、区民とともに在宅療養について理解を深めることが必要です。

在宅療養者の日常生活を支えていく人やしくみ、施設の充実が課題です。

施策の方向

高齢者が安心して在宅療養生活を継続できるように、医療の体制整備と在宅療養について区民の理解を深める取組みを中心として施策を展開していきます。

区の実施

(1) 病院と地域の関係機関との連携強化

病院と地域の関係機関との連携を強化するために、連絡会の設置、連携窓口の明確化や、疾病別のネットワークモデルの構築など、連携を円滑にするための取組みを行います。

在宅療養生活について病院職員の理解を深めるための取組みを行います。

(2) 在宅療養に関わる専門職のスキルアップ

医療の必要性が高い区民が在宅療養する際に、適切な支援が出来るように、地域で在宅療養を支援するケアマネジャーなどの専門職のスキルアップをするための取組みを行います。

在宅療養や在宅での終末期のケア・緩和ケアなどについて、地域で在宅療養を支援する医師や看護師、薬剤師などの専門職の理解を深める取組みを行います。

(3) 在宅療養を支える医療・リハビリ体制の充実

かかりつけ医や訪問看護ステーションの機能を充実していくための取組みを行います。

地域でのリハビリテーション機能強化のための取組みを行います。

在宅療養に関する区民の相談窓口を設置します。

引き続き難病患者の支援のための取組みを行います。

急変時に対応できる入院のしくみの強化を検討します。

(4) 在宅療養に対する理解の促進

在宅療養についての区民の理解を深めるための取組みを行います。

〈事業〉

1	事業名	退院調整モデル事業		
	担当課	健康部健康推進課	区分	新規
	事業概要	医療の必要性が高い人や継続的な在宅医療での支援が必要な人が退院する際に、在宅療養生活への移行が円滑にいくよう、退院調整にかかる仕組みの構築を区内医療機関にモデル事業を委託して実施します。		
	平成 20 年度 事業見込等			
	平成 21～23 年度 事業目標	平成 21 年度 1 病院 平成 22・23 年度 区内他の病院への普及		

2	事業名	リハビリテーション・連携パスモデル事業		
	担当課	健康部健康推進課	区分	新規
	事業概要	リハビリテーションが必要な人が退院する際に、リハビリ計画作成等を指定病院に委託し、在宅療養生活への移行が円滑にいくようにしくみづくりをします。また、あわせて連携モデル（連携パス [*] ）の検討を行います。		
	平成 20 年度 事業見込等			
平成 21～23 年度 事業目標	平成 21 年度 リハビリ計画の作成、連携パス検討会の開催 平成 22 年度 連携パスの作成			
3	事業名	病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修		
	担当課	健康部健康推進課	区分	新規
	事業概要	区内の病院で働く職員の在宅療養に対する理解を深め、病院と地域の関係機関との連携を強化するために、区内訪問看護ステーションでの実習を委託により実施します。		
	平成 20 年度 事業見込等			
平成 21～23 年度 事業目標	平成 21 年度 30 人 平成 22 年度 50 人			
4	事業名	介護従事者等在宅療養研修		
	担当課	健康部健康推進課	区分	新規
	事業概要	医療の必要性が高い人の在宅療養の理解を深めるために、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員、ヘルパー等地域で働く関係職種への研修を実施します。		
	平成 20 年度 事業見込等			
平成 21～23 年度 事業目標	5 日間 / 各年度			
5	事業名	訪問看護ステーション人材確保		
	担当課	健康部健康推進課	区分	新規
	事業概要	訪問看護ステーションの人材を確保するため、訪問看護ステーション就職希望者の体験実習を区内訪問看護ステーションに委託実施します。		
	平成 20 年度 事業見込等			
平成 21～23 年度 事業目標	体験実習 3 日間 10 名 / 各年度			

6	事業名	在宅療養に対する理解促進		
	担当課	健康部健康推進課	区分	新規
	事業概要	区民が在宅療養の現状を知り、在宅療養について考え、理解を深めるためのシンポジウム等を実施します。		
	平成 20 年度 事業見込等			
	平成 21～23 年度 事業目標	平成 21 年度 シンポジウムの開催 2 回 平成 22 年度 シンポジウムの開催、パンフレットの作成		
7	事業名	在宅療養相談窓口の設置		
	担当課	健康部健康推進課	区分	新規
	事業概要	区民健康センターにおいて、区民からの在宅療養に関する相談とともに、地域関係機関及び医療機関からの区民の在宅療養に関する相談を受け、技術支援、調整などを行います。		
	平成 20 年度 事業見込等	-		
平成 21～23 年度 事業目標	平成 21 年度 窓口の設置、相談実施 平成 22・23 年度 相談実施			
8	事業名	在宅復帰リハビリテーション連携事業（再掲）		
	担当課	福祉部介護保険課	区分	新規
	事業概要	病院でのリハビリテーションを終了後、在宅への復帰が円滑に図られるように、老人保健施設において集中的なりハビリテーションの実施及び医療等との連携を強化します。		
	平成 20 年度 事業見込等	-		
	平成 21～23 年度 事業目標	平成 21 年度 1ヶ所		
9	事業名	かかりつけ医機能の推進		
	担当課	健康部健康推進課	区分	継続
	事業概要	身近な地域で適切な初期医療が受けられるように、かかりつけ医や専門診療科医の名簿作成等、医療機関との連携のもとにかかりつけ医の機能強化をすすめていきます。		
	平成 20 年度 事業見込等	かかりつけ医名簿の作成、かかりつけ医の研修の開催 介護保険・在宅ケア委員会の設置 認知症高齢者保健医療福祉ネットワーク連絡会の開催 2 回		
	平成 21～23 年度 事業目標	平成 21 年度 かかりつけ医名簿の作成、かかりつけ医の研修の開催 介護保険・在宅ケア委員会の設置 認知症高齢者保健医療福祉ネットワーク連絡会の開催 2 回		

10	事業名	かかりつけ歯科医機能の推進		
	担当課	健康部健康推進課	区分	継続
	事業概要	かかりつけ歯科医のいない心身障害者及び寝たきりの高齢者等に対し、身近で適切な歯科医療を受けられるよう、かかりつけ歯科医の紹介を行うとともに、歯科診療所と専門医療機関との連携を強化し、安心して安全な歯科医療を提供できる体制づくりをすすめていきます。また、区民を対象にかかりつけ歯科医の機能を普及啓発します。		
	平成 20 年度 事業見込等	かかりつけ歯科医名簿の作成、かかりつけ歯科医の研修 かかりつけ歯科医の紹介 歯科医療ネットワーク連絡会の開催 2 回		
	平成 21～23 年度 事業目標	かかりつけ歯科医名簿の作成、かかりつけ歯科医の研修 かかりつけ歯科医の紹介 歯科医療ネットワーク連絡会の開催 2 回 / 各年度		
11	事業名	緊急一時入院病床の確保		
	担当課	健康部健康推進課	区分	継続
	事業概要	在宅で療養している区民等について、病状の急変等によりかかりつけ医が入院を必要と診断した場合に、緊急に入院して治療が受けられるよう区内の病院に緊急一時入院用のベッドを確保します。		
	平成 20 年度 事業見込等	1 床 3 病院 365 日		
	平成 21～23 年度 事業目標	1 床 3 病院 365 日 / 各年度		
12	事業名	夜間往診事業助成		
	担当課	健康部健康推進課	区分	継続
	事業概要	在宅療養環境の整備・向上を図り、区民が安心して療養できる環境を確保するために、新宿区医師会が行う夜間往診事業の運営費の一部を助成します。		
	平成 20 年度 事業見込等	事業開始の初期経費・運営費の補助		
	平成 21～23 年度 事業目標	平成 21・22 年度 運営費の補助		
13	事業名	難病講演会・講座		
	担当課	健康部保健センター	区分	継続
	事業概要	正しい知識の普及により難病患者の生活の質の向上や家族等の介護負担の軽減を図るため、神経難病・膠原病系難病等の専門医による講演会等を実施します。		
	平成 20 年度 事業見込等	講演会 神経系 2 回、膠原病系 1 回、消化器系 1 回、その他 1 回		
	平成 21～23 年度 事業目標	講演会 神経系、膠原病系、消化器系その他各 1 回 計 4 回 / 各年度		

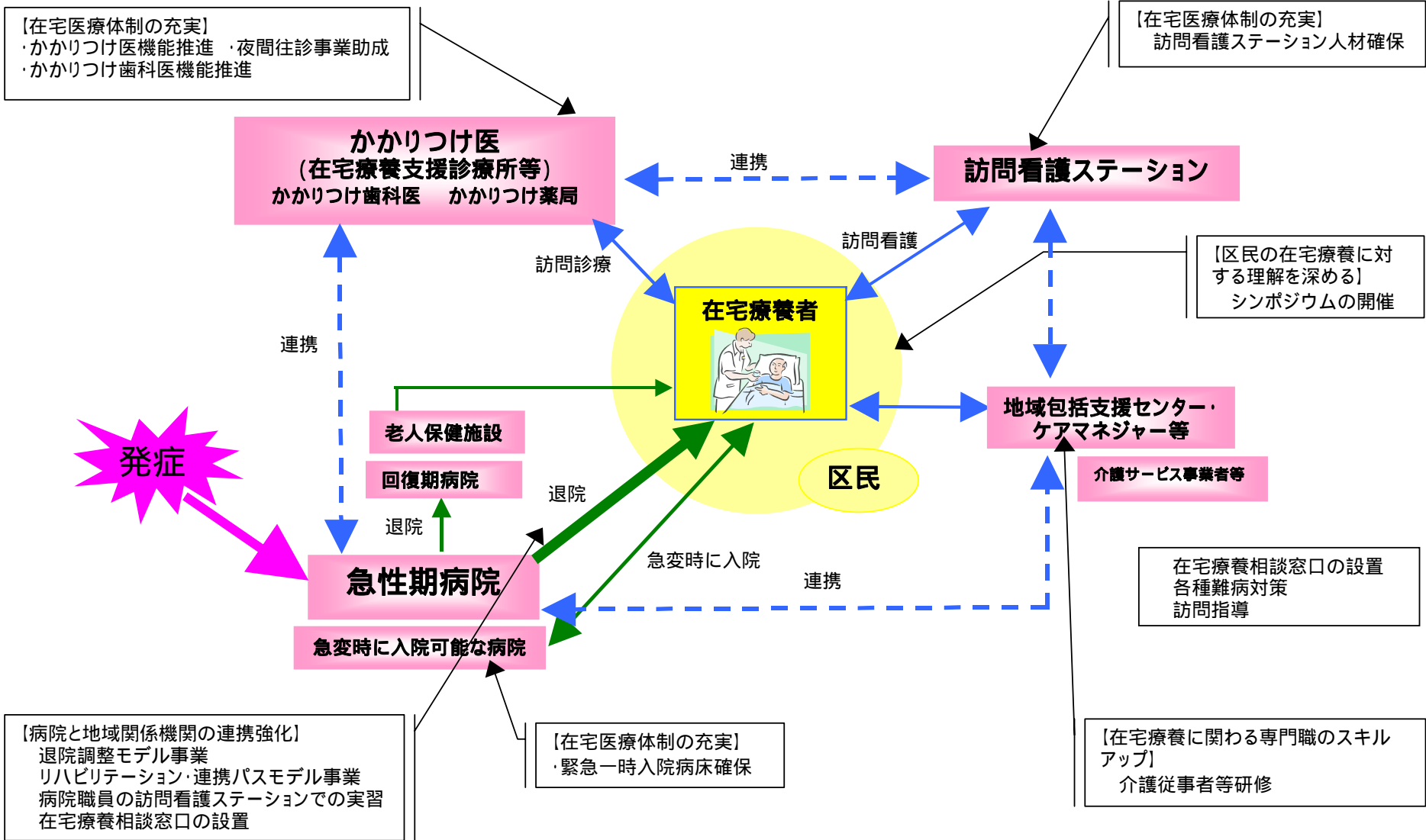
14	事業名	難病療養相談		
	担当課	健康部保健センター	区分	継続
	事業概要	難病患者の生活の質の向上や家族等の介護負担の軽減を図り療養生活が安定するように、神経難病・膠原病系難病等の専門医による療養相談を実施します。		
	平成 20 年度 事業見込等	療養相談 神経系 2 回、膠原病系 1 回、消化器系 1 回		
	平成 21～23 年度 事業目標	療養相談 神経系、膠原病系、消化器系その他各 1 回 計 4 回 / 各年度		
15	事業名	難病体操教室		
	担当課	健康部保健センター	区分	継続
	事業概要	パーキンソン病や関節リウマチの人・その家族を対象に、療養生活の安定と介護予防を図るために、運動等の指導と患者や家族間の交流を行なう教室を開催します。		
	平成 20 年度 事業見込等	パーキンソン病体操教室 2 保健センター各月 1 回 計 22 回 リウマチ教室 6 回		
	平成 21～23 年度 事業目標	パーキンソン病体操教室 2 保健センター各月 1 回 計 22 回 リウマチ教室 6 回 / 各年度		
16	事業名	難病患者等日常生活支援事業		
	担当課	健康部保健予防課	区分	継続
	事業概要	難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、入浴などの介護や掃除などの家事サービスを行うホームヘルパーの派遣と、日常生活用具の給付を行います。		
	平成 20 年度 事業見込等	対象者 4 名		
	平成 21～23 年度 事業目標	対象者 6 名 / 各年度		
17	事業名	在宅難病患者医療機器貸与者訪問看護事業		
	担当課	健康部保健予防課	区分	継続
	事業概要	東京都から医療機器の貸与を受けている難病患者のうち申請があった人に、療養環境の向上を図るため、原則週一回訪問看護師を派遣します。		
	平成 20 年度 事業見込等	対象者 6 名		
	平成 21～23 年度 事業目標	対象者 5 名 / 各年度		

18	事業名	訪問指導		
	担当課	健康部保健センター	区分	継続
	事業概要	心身機能の低下防止・健康保持・生活の質の向上を図るため、保健師・理学療法士・作業療法士・栄養士・歯科衛生士が家庭を訪問し、必要な指導・助言を行います。また、訪問介護等に携わる職種の技術向上のための研修を行います。		
	平成 20 年度 事業見込等	理学療法士、作業療法士 保健センター各月 2 回 計 48 回 保健師・栄養士・歯科衛生士 必要に応じて実施 専門的技術職の研修 4 保健センター各 1 回 計 4 回		
	平成 21～23 年度 事業目標	理学療法士、作業療法士 保健センター各月 2 回 計 48 回 / 各年度 保健師・栄養士・歯科衛生士 必要に応じて実施 専門的技術職の研修 4 保健センター各 1 回 計 4 回 / 各年度		

指 標

指 標 名	現 状 (平成 19 年度)	目 標 (平成 23 年度)
在宅療養支援診療所の数	33 所	50 所
かかりつけ医をもつ 65～69 歳の人の割合	65.3% (平成 19 年度高齢者保健福祉施策調査)	75%

在宅療養を支えるしくみ



重点的取組み 3

ケアマネジメント機能の強化

現 状

(1) 地域包括支援センター

平成 18 年 4 月の制度改正に伴い、新たな地域の相談機関として地域包括支援センターが創設されました。これに伴い、それまで設置していた区の基幹型在宅介護支援センターを地域にある地域包括支援センターを統括・支援するものとし、10ヶ所の地域型在宅介護支援センターを9ヶ所の地域包括支援センターへと再編成しました。

地域に設置された地域包括支援センターは、担当する地域の高齢者人口等に応じて4~5人の専門職種を配置しています。しかし、業務量が増大する中で、地域包括支援センターに求められる包括的・継続的な支援やネットワークの構築、社会資源の情報収集・把握などの広範な業務に、充分に取り組むことが難しくなっています。

医療との連携や認知症高齢者の相談に関しては、地域包括支援センターの役割や手順、連携の方法などが明確化されていないため、地域包括支援センター職員の個人の資質や判断による対応など、統一的な対応となっていないことも一部見受けられます。

地域包括支援センターが行うケアマネジャーへの支援は、アセスメントからケアプラン作成、サービス担当者会議、モニタリングなど、一連のケアマネジメントプロセスへの支援となっていない場合があります。

(2) ケアマネジャー

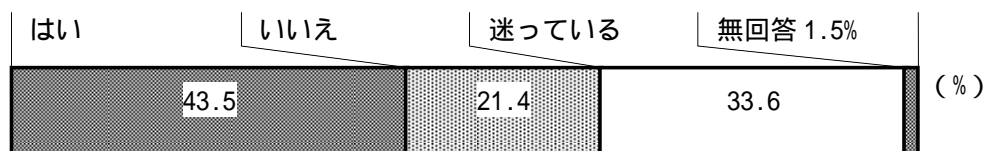
平成 19 年度の高齢者保健福祉施策調査では、アセスメントの実施状況について聞いたところ、「十分にアセスメントができていない」と回答したケアマネジャーが3割を超えます。また、医療との連携も「うまく連携がとれない」「どちらともいえない」をあわせると6割になります。

ケアマネジャーが新宿区に望むことは「介護保険に関する情報提供」が6割を超え、「質の向上のための研修」も4割以上となっています。

また、半数以上のケアマネジャーが「今後、仕事を継続しない」または、「続けるかどうか迷っている」と回答しています。

〔ケアマネジャー継続意向〕

ケアマネジャー調査（回答者数=131人）



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書（平成 20 年 3 月）

区が実施した居宅介護支援事業所への実地指導においては、アセスメントが不十分であったり、居宅サービス計画に適切な保健医療サービスや福祉サービス、地域住民の自発的なサービスなどを位置づけていなかったりするなど、ケアマネジメントが十分に実施できていない事例も散見されます。

ケアマネジャーが実際に行う業務の範囲（利用者の生活全般への関わりなど）は広範囲にわたるため、介護報酬に見合わないという意見もあります。

課 題

地域には、一人暮らし高齢者の増加、医療の必要性の高い人への支援、在宅で生活する認知症高齢者の増加、孤独死・虐待・消費者被害・災害時の対応など、解決しなければならない様々な課題があります。

今後も、高齢化が進展する中で、地域包括支援センターは地域で起きる様々な課題に対応する中心的な相談機関としての機能や人員体制の強化が必要です。

医療の必要性の高い人や認知症高齢者への支援など多様なニーズに対応する中心的な相談機関として、地域包括支援センターを明確に位置づけ、包括的かつ継続的な地域包括ケアへの対応を図る必要があります。

ケアマネジャーへの効果的な支援を行うためには、地域包括支援センター職員がケアマネジメント技術を習熟する必要があります。

ケアマネジャーの役割・機能が十分に発揮できるように、地域包括支援センターが中心となってケアマネジャーを継続的に支援する必要があります。

ケアマネジャーが、今後も意欲を持って仕事を続けられるようにするための支援策を検討する必要があります。

施策の方向

地域包括支援センターは、多職種・多機関とのネットワークの構築など、地域包括ケア体制の整備・強化を担えるように地域の中心的な相談機関としての機能と人員体制の強化を図ります。

ケアマネジャーのスキルアップを図り、意欲を持って継続的に仕事ができるような支援を行います。

区の実践

(1) 地域包括支援センターの機能強化

平成 21 年度を準備期間として、平成 22 年度からは各地域包括支援センターの対象高齢者数に応じて人員の増を行い、地域の中心的な相談機関として機能強化を図ります。

地域に発生する様々な課題を解決するために、地域での各種のサービスや住民活動など様々な社会資源を結び、地域のネットワークの構築あるいは再生を図ります。

認知症高齢者や医療の必要性の高い人の介護などに関する中心的な相談機関としての役割を明確に位置づけ、関係機関と連携して具体的な支援を行います。

ケアマネジャーを下支えするために、アセスメントから始まるケアマネジメント過程への継続的な支援や要介護者のケアプラン作成を直接担うなど、ケアマネジャーへの効果的な支援を行います。

機能強化を図ることができる適切な人員を配置します。

地域包括支援センター職員のスキルアップを図るため、専門職種別の業務・事例検討会、業務の標準化などの支援を行います。

区は責任主体として、地域包括支援センターの体制整備、運営への適切な関与を行い、機能強化に向け支援していきます。

区直営地域包括支援センターは、様々な関係機関との連携強化、虐待を受けた高齢者の迅速な保護、各地域包括支援センター間の連携、困難ケースへの支援など、地域に設置されている地域包括支援センターの機能強化に向けて、バックアップ体制を整備します。

(2) ケアマネジャーへの支援

介護保険制度などケアマネジャーにとって必要不可欠な情報を、迅速かつ効果的に提供していきます。

ケアマネジメント業務の効率化や負担軽減を図るための、関係機関との連携の手法や業務手順の標準的なモデルなどを検討していきます。

ケアマネジメント業務を適切に行うことができるように、スキルアップのための研修などを行います。

ケアマネジャーが困難と感じる事例に対して、地域包括支援センターを通じて、ケアマネジメント業務への技術的な支援などを行います。

〈事業〉

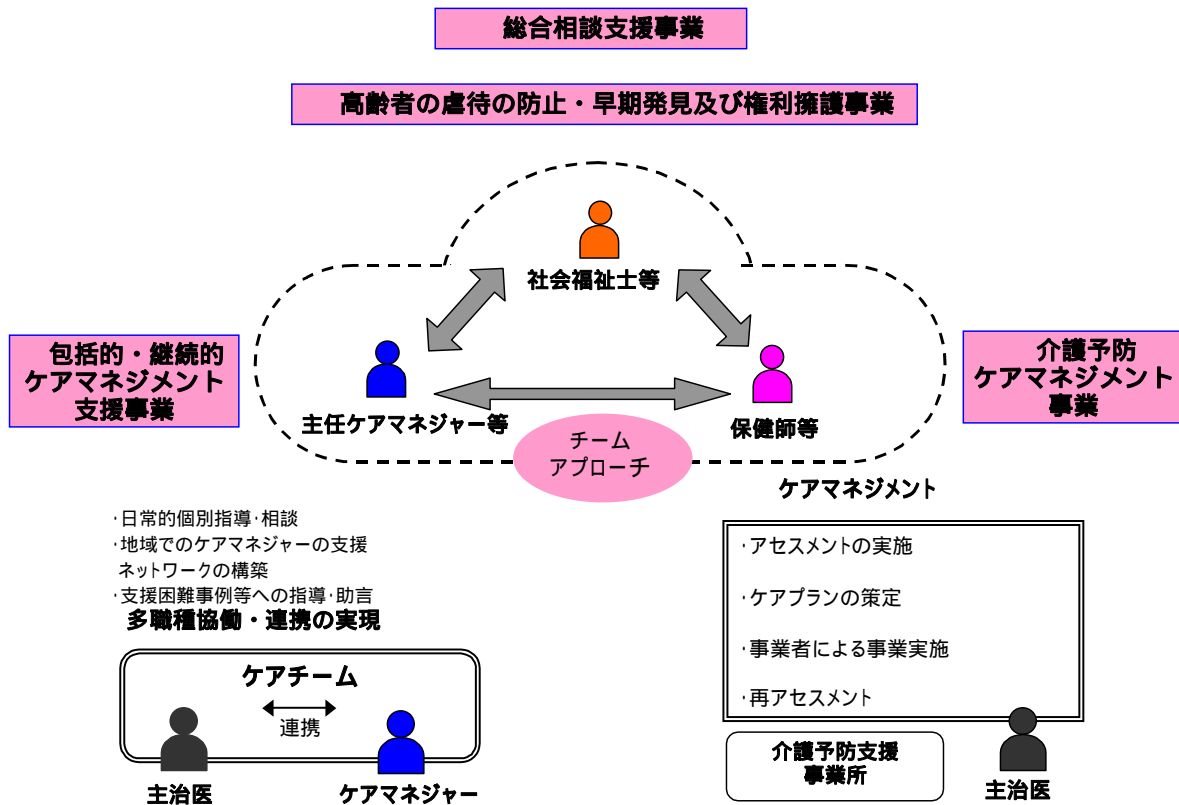
1	事業名	地域包括支援センターの機能強化		
	担当課	福祉部高齢者サービス課 福祉部介護保険課	区分	計画
	事業概要	<p>地域における中核相談機関としての地域包括支援センターの人員体制を強化し、機能の充実を図ります。</p> <p>地域にある様々な課題への対応強化を図るために、医療の必要性の高い人への支援や認知症高齢者への対応を行う中心機関として地域包括支援センターを明確に位置付け、他機関との連携や具体的な支援が実現するしくみを構築します。また、ケアマネジャー支援を効果的に行うしくみを構築します。</p>		
	平成20年度事業見込等	検討		
平成21～23年度事業目標	平成21年度 機能強化準備 平成22年度 機能強化 平成23年度 推進			
2	事業名	ケアプラン評価会の開催		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	<p>ケアマネジャーのケアプラン作成技術向上を図るため、医師・学識経験者・主任ケアマネジャーによるケアプラン評価チームを運営し、ケアプラン評価等を行います。また、プラン作成の参考となるように、評価会の内容を区内で活動する他のケアマネジャーにも広く周知します。</p>		
	平成20年度事業見込等	評価会 12回		
平成21～23年度事業目標	平成21年度 評価会12回、報告書の作成 平成22・23年度 評価会12回/各年度			
3	事業名	ケアマネジャーネットワークへの支援		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	<p>区民に対して居宅介護サービスを提供している事業所で構成されている、ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会(ケアマネット新宿)の運営補助及び会員を対象とした研修会・学習を協働で行います。</p>		
	平成20年度事業見込等	学習会・研修会 9回		
平成21～23年度事業目標	学習会・研修会 9回/各年度			

4	事業名	ケアマネジャーホットラインの実施		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	ケアマネジャーの活動を支援するため、高齢者サービス課に専用の電話を設置し、専門の相談員が、ケアマネジャー業務に関する相談に応じ、相談内容を具体的に検討して、必要な指導助言、または介護保険課等の関係機関への取次ぎ等を行います。		
	平成20年度事業見込等	相談員1名配置 週4日		
	平成21～23年度事業目標	相談員1名配置 週4日 / 各年度		
5	事業名	介護支援専門員新任研修の実施		
	担当課	福祉部介護保険課	区分	継続
	事業概要	区内の居宅介護支援事業所で業務を行うケアマネジャー1年未満の人を対象に、ケアマネジメントの基礎的な知識、ケアプラン作成等の習得を目的とした研修を実施します。		
	平成20年度事業見込等	1回（延べ5日間）		
	平成21～23年度事業目標	1回（延べ5日間） / 各年度		
6	事業名	居宅介護支援業務検討会の実施		
	担当課	福祉部介護保険課	区分	継続
	事業概要	居宅介護支援業務が公正中立かつ適正に実行されるように、業務内容及び手順等について、様々な観点から検討し、新宿区版のアセスメントシートの作成などを行います。		
	平成20年度事業見込等	アセスメントシートの作成		
	平成21～23年度事業目標	平成21年度 業務手順マニュアルの作成		

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
機能強化された地域包括支援センターの数	-	10ヶ所
ケアマネジャーを続けたい人の割合	43.5% (平成19年度高齢者保健福祉施策調査)	50%

〔地域包括支援センターの事業〕



総合相談支援事業

- ・個々の高齢者がどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行います。

高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業

- ・高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や成年後見制度など、権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者の虐待の防止や権利擁護を図ります。

介護予防ケアマネジメント事業

- ・要支援者（予防給付）・特定高齢者（介護予防事業）の双方を対象に、ケアプランの作成・サービス利用の評価等を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ・ケアマネジャー、主治医をはじめ地域のさまざまな関係者が連携・協働することで、保健・医療・福祉、その他の生活支援サービスなどを含め、地域におけるさまざまな資源を活用し（「包括的」）途切れることなく（「継続的」）施設・在宅を通じた地域における生活を支援します。

ケアマネジメント機能の強化

地域包括支援センターの 機能強化

相談機関

高齢者の地域における中心的な

ネットワーク化

地域にある多様な社会資源を

適切な人員を配置

ケアマネジャーへの 支援

技術的な支援

地域包括支援センターを通じた

業務手順の標準モデルの検討

スキルアップのための研修の実施・

迅速かつ効果的な情報提供



地域にある様々な問題の解決を図ります

第3節 施策の展開

基本目標1 社会参加といきがづくりを支援します

- 施策1 いきがづくりの支援
- 施策2 多様な地域活動への参加支援
- 施策3 就業等の支援

現 状

区のこれまでの取組み

区では、シニア世代のいきがづくり支援として、高齢者福祉大会、いきいきハイキング等のシニア世代が参加する各種のレクリエーション事業や、メイクアップ教室、ふれあい・いきいきサロン、中高年ライフアップ講座等のいきがづくり事業に取り組んでいます。また、高齢者向け施設として運営していることぶき館は、いきがい活動・交流の拠点としての役割を果たしています。

また、地域活動への参加や活動への支援として、高齢者クラブ*への支援・助成、社会福祉協議会*の協力会員活動への支援、シニア世代の地域活動への参加を支援する生涯現役塾等の事業を行っています。

さらに、高齢者の就業等の支援として、シルバー人材センター*による会員増加の取組み、就業先の確保を図るとともに、社会福祉協議会による高齢者の就業についての幅広い情報の収集と新しい就業先の確保に取り組んでいます。

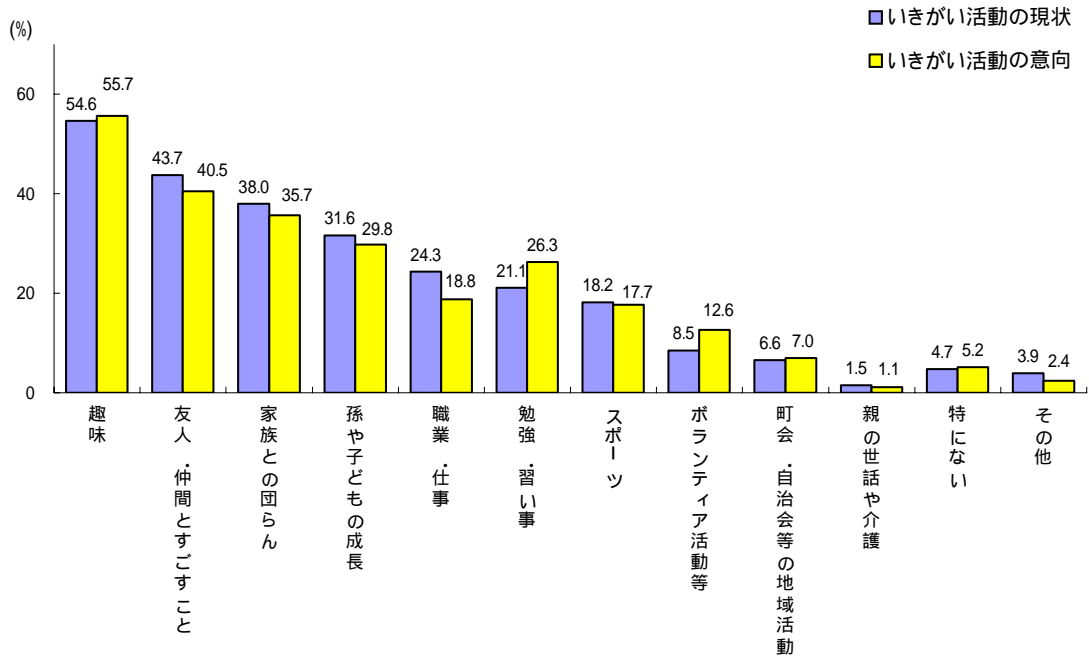
高齢者の実態

平成19年度の高齢者保健福祉施策調査では、一般高齢者がいきがいを感ずることは「趣味」が54.6%であり、「友人・仲間とすごすこと」が43.7%と高くなっています。ボランティア活動等を今後いきがいとしたい人は12.6%であり、7.0%が町会・自治会などの地域活動をいきがいにしていきたいとの意向が示されています。

高齢者の3人に1人が就労しており、4人に1人が職業や仕事に対していきがいを感ずっています。また、「仕事をしたいが、仕事がないので働いていない人」が10.2%、「仕事をしたいが体の具合が悪いので働いていない人」が9.0%となっています。

〔いきがい活動の現状・意向〕(複数回答)

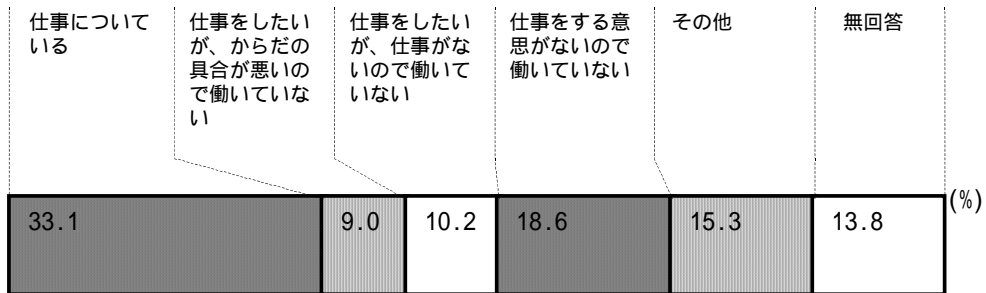
一般高齢者調査(回答者数=1,106人)



選択肢の一部について掲載を省略している

〔就労状況〕

一般高齢者調査(回答者数=1,106人)



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書(平成20年3月)

施策1 いきがいくりの支援

課題

新たに地域でのいきがい活動を望んでいるシニア世代も参加したくなる魅力のある取組みが必要です。そのためには、区主体の取組みも必要ですが、高齢者自身や地域で活動する団体が主体となり地域の実情にあった取組みを企画運営し、実施できるしくみの構築も必要です。あわせて、新たないきがい活動にも対応できるよう、ことぶき館等の高齢者向け施設の機能転換が必要です。

施策の方向

シニア世代が、自らの力を活かし文化・スポーツ活動、いきがいづくり活動を行うことができるよう、高齢者、地域住民、NPO*等の地域活動団体と連携したしくみづくりをすすめるとともに、その支援を行っていきます。

「ことぶき館」等の高齢者向け施設については、現在の機能を維持しつつ、これから新たに地域社会に参加する人たちが、いきがいづくり、健康づくり、社会参加活動等、多様な活動に利用できるように機能転換をすすめます。

〈事業〉

	事業名(担当課)	事業概要
1	いきいき活動事業 (福祉部高齢者サービス課)	高齢者がサービスの担い手として積極的に活動するための、高齢者マイスター制度や、いきいき回覧板の発行を行います。また、地域福祉活動を行う様々な団体の協力により、らくらく携帯電話教室や、いきいきメイクアップ教室等を行います。
2	敬老会 (福祉部高齢者サービス課)	77歳以上の高齢者を演芸等の催しに招待し、長寿を祝います。
3	高齢者福祉大会 (福祉部高齢者サービス課)	高齢者クラブ会員及びことぶき館等の利用者が、日頃研さんした唄や踊りを発表するため、年1回、秋季に開催します。

	事業名（担当課）	事業概要
4	いきいきハイキング （福祉部高齢者サービス課）	区内在住の歩行等健康に自信のある60歳以上の高齢者を東京近郊の秋の野山に誘い、ハイキング等を行うことで、高齢者交流の場を提供し、あわせて健康保持に役立てます。
5	ふれあい入浴 （福祉部高齢者サービス課）	広々とした公衆浴場での入浴機会を提供することにより、健康増進と交流・ふれあいを図ることを目的に、「新宿区ふれあい入浴証」を交付します。
6	【計画事業】 高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備 （福祉部高齢者サービス課）	元気な高齢者や団塊の世代の経験や能力を活用し、身近な地域での人のつながりや地域交流の活性化を図っていくことが求められています。高齢者やシニア世代にも幅広く利用される施設が必要とされるため、一部のことぶき館を、従来のことぶき館機能にボランティアなど社会貢献活動の拠点とする新たな機能を加えた、シニア活動館として整備運営していきます。
7	【計画事業】 ことぶき館等の機能転換 （福祉部高齢者サービス課）	ことぶき館の利用者を拡大するとともに、幅広い活動が展開できるようにするため、従来の機能に、ボランティアなど社会貢献活動の拠点として新たな機能を加えたシニア活動館と、多世代交流や介護予防などに地域ぐるみで取り組む場である地域交流館に区分して、機能転換します。
8	ふれあい・いきいきサロン （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	地域住民の誰もが気軽に参加でき、高齢者の閉じこもり・引きこもりの予防や地域交流・異世代交流などにもつながるサロンの普及と参加を促します。
9	中高年ライフアップ講座 （新宿区生涯学習財団）	中高年の人が趣味やいきがいを持ち、心身ともに楽しく過ごすためのきっかけを提供し、地域活動に向けた新たな仲間づくりの場とします。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
ふれあい・いきいきサロンの数	43 サロン	60 サロン
シニア活動館整備数（累計）	-	2 館

指 標 名	現 状 (平成19年度)	目 標 (平成23年度)
地域交流館整備数 (累計)	-	7 館

施策2 多様な地域活動への参加支援

課 題

シニア世代を含む高齢者の中には、ボランティア活動や社会貢献活動等を今後のいきがいとしたいと考えている人が一定数います。この希望を実際に地域活動に結びつけていくことが、いきがいづくりにも、地域活動への充実にも必要です。このため地域人材塾や生涯現役塾等の人材育成講座を実施するとともに、修了生等を含め地域で活動したい人を対象に、一人ひとりの自己実現の意向に沿った形で地域活動へ参加できるよう情報提供等のしくみづくりや、交流できる場の整備が必要です。

施策の方向

高齢者が自らの希望に沿った地域活動に参加することでいきがいのある豊かな生活が送れるよう、それぞれの住まいの身近で、多様な地域活動へ継続して参加できる環境を整備していきます。

〈事業〉

	事業名 (担当課)	事業概要
1	高齢者クラブへの支援・助成 (福祉部高齢者サービス課)	地域の高齢者が老後の生活を健全で明るいものにするため、自主的に組織して運営する高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の事業費の一部を助成します。

	事業名（担当課）	事業概要
2	高齢者福祉活動基金利子の運用 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者の日常生活支援、介護予防やいきがいと健康づくりに関する活動を行う人及び団体に対し、基金利子による助成を行います。
3	ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業 （新宿区社会福祉協議会）	ボランティア・市民活動参加の裾野を広げ、多様な世代・活動者への持続的な活動支援を行うため、総合相談、情報提供・紹介、ボランティア・市民活動状況の調査・情報収集、普及啓発事業や、講座・連絡会・交流会などの開催、各種団体との連絡調整を行います。 ボランティア・市民活動に主体的中心的に関わる人材を育成し、多くの区民の参加と協働を促す仕掛けづくりをすすめていきます。 また、身近な総合相談窓口・拠点として、各地区ボランティア・地域活動サポートコーナーにコーディネーターを配置し、地域に根ざした活動の基盤整備を図ります。
4	【計画事業】 生涯現役塾 （福祉部高齢者サービス課）	シニア世代等を含む高齢者が持つ知識等を地域活動に活かしてもらうためのきっかけ作りをします。ワークショップ形式による講演や、実際にNPO法人等の協力を得て地域活動に参加し、体験することによって活動の促進を行います。
5	【計画事業】 高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備（再掲） （福祉部高齢者サービス課）	元気な高齢者や団塊の世代の経験や能力を活用し、身近な地域での人のつながりや地域交流の活性化を図っていくことが求められています。高齢者やシニア世代にも幅広く利用される施設が必要とされるため、一部のことぶき館を、従来のことぶき館機能にボランティアなど社会貢献活動の拠点とする新たな機能を加えた、シニア活動館として整備運営していきます。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
地域活動参加者の割合	15.1% （平成19年度高齢者保健福祉施策調査）	18%
シニア活動館整備数（累計） （再掲）	-	2館

施策3 就業等の支援

課題

高齢者の中には、知識や経験が豊富で、就業意欲の高い人も数多くいます。このような人が働きつづけられるように、ハローワーク等との連携による求人開拓や情報提供に努める必要があります。

施策の方向

新宿区シルバー人材センター及び新宿区社会福祉協議会の就業等の事業に対して助成を行います。

高齢者の就業等については、今後、(仮称)新宿仕事センターを設立し、ハローワーク等とも連携を図りながら多様な就業機会の創出や支援に努めます。高齢者がこれまで培ってきた知識等を活かせる就業の場の確保や相談の実施など、就業環境の充実に努めていきます。

〈事業〉

	事業名(担当課)	事業概要
1	シルバー人材センターへの支援 (福祉部地域福祉課)	新宿区シルバー人材センターは、登録会員に対し、高齢者の経験や技能に応じた仕事の紹介や支援をします。また、区は就業機会の開拓・拡充に努める新宿区シルバー人材センター事務局の運営を助成します。
2	高年齢者就業支援事業(新宿わくワーク)の実施・運営助成 (新宿区社会福祉協議会) (地域文化部仕事センター担当)	新宿区社会福祉協議会では無料の職業紹介所を開設し、概ね55歳以上の区民等を対象に就業相談、職業紹介等を行うとともに、地域における多様な就業、就労等の情報を収集・提供します。また、区は事業実施している新宿区社会福祉協議会に対して運営助成します。

	事業名(担当課)	事業概要
3	<p>【計画事業】</p> <p>(仮称)新宿仕事センターによる就労支援 (地域文化部仕事センター担当)</p>	<p>新たに(仮称)新宿仕事センターを平成21年度に設立し、就労意欲はあっても現実的に就労に結びついていない障害者、高齢者、若年非就業者に対して、多様な就労機会の提供やコーディネートを行うなどの就労支援を行っていきます。また、現在新宿区社会福祉協議会で行っている高年齢者就業支援事業(新宿わくワーク)については、(仮称)新宿仕事センターの事務所等を平成23年度に旧東戸山中学校に移転整備する段階で、(仮称)新宿仕事センターの事業に統合します。</p>

指標

指標名	現状(平成19年度)	目標(平成23年度)
シルバー人材センターの求職者数	11,393件	13,850件
無料職業紹介所(新宿わくワーク)に登録した求職者の採用決定の割合	58.2%	60%以上
(仮称)新宿仕事センターの設立	法人設立準備	拠点施設建設・移転

基本目標 2 健康づくり・介護予防をすすめます

施策 4 健康づくりの促進

施策 5 介護予防の推進

現 状

区のこれまでの取組み

区では、生活習慣病対策として、メタボリックシンドローム*の予防を目的とした特定健康診査及び特定保健指導*を実施しています。この取組みを効率的・効果的に実施するために、特定健康診査等実施計画を策定しました。

また、介護予防活動として、介護予防ケアマネジメント*、介護予防教室、若返り講座、地域活動組織への説明会等を実施しています。

高齢者の実態

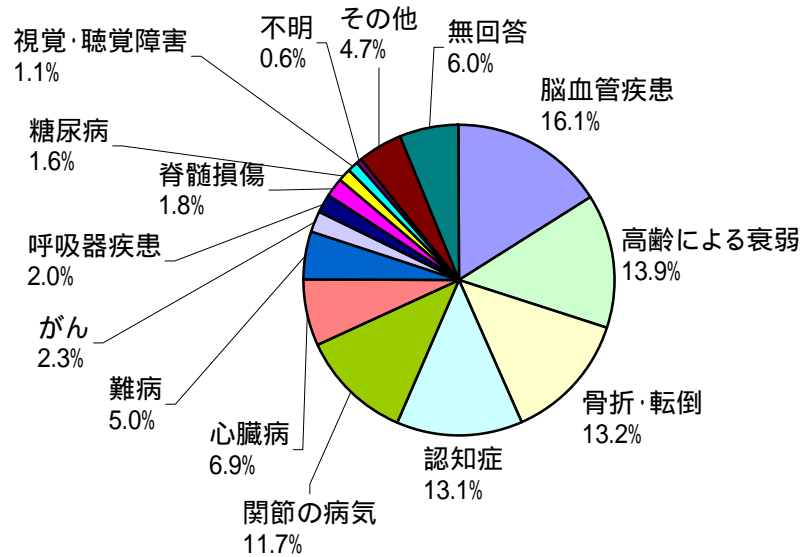
平成 19 年度の高齢者保健福祉施策調査では、65 歳以上の要介護の原因は、「脳血管疾患」16.1%が最も多く、次いで「高齢による衰弱」13.9%、「骨折転倒」13.2%、「認知症」13.1%となっています。一般高齢者に治療中の病気を聞いたところ、1 位「高血圧症」、2 位「高脂血症」、3 位「眼科疾患」、4 位「心臓病」で、生活習慣病が上位を占めています。また、治療中の病気がある人は無い人に比べ抑うつ傾向が多く見られました。

歯の健康について、平成 19 年度の歯科健康診査では、70 歳で 22 本以上の歯を持っている人の割合は 73.2%であり、重度の歯周病にかかっている人は、60%を超えています。

介護予防について、一般高齢者では 74.4%の人が介護予防に関心があります。また、参加したい介護予防教室は、「認知症予防教室」41.1%が最も多く、次いで「筋力向上教室」41.0%、「転倒予防教室」39.2%となっています。

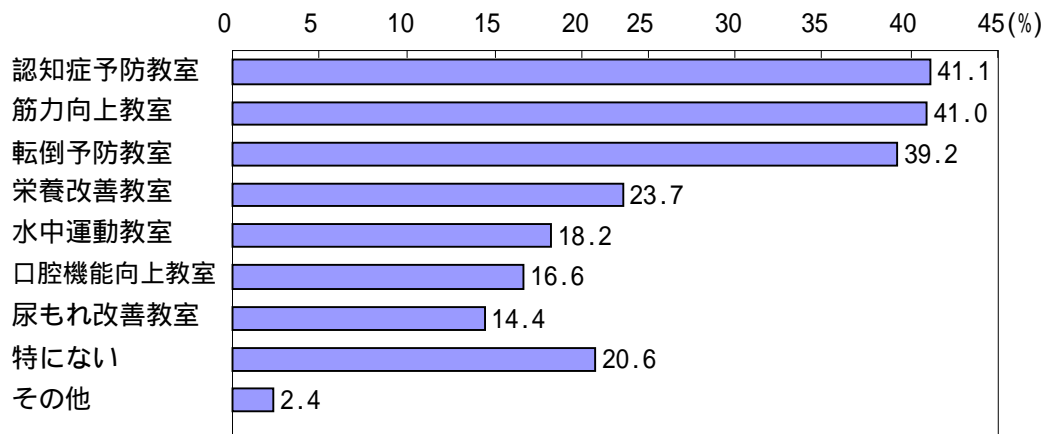
〔介護を要するようになった原因〕

居宅サービス利用者調査（回答者数=1,034人）



〔参加したい介護予防教室〕（複数回答）

一般高齢者調査（回答者数=1,106人）



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書（平成20年3月）

施策4 健康づくりの促進

課題

高齢者の健康づくりは、適正な食事とそれを支える歯の健康や運動、休養、心の健康のために、生活習慣病などの疾病やうつなどを早期に発見し、早期に適切な治療を受けたり、日常生活の習慣を変えていくことが重要です。また、高齢期は持病がある場合も多いので、病気の悪化を防ぐことも重要です。

しかし、これまで、高齢期特有のこころや体の特徴を踏まえた健康づくりへの取り組みは必ずしも十分ではありませんでした。

施策の方向

高齢期特有のこころや体の特徴を踏まえ、高齢者自身が健康づくりに関心を持ち取り組めるよう、様々な機会や場を積極的に提供します。あわせて、健康診査等の受診率の向上を図ることで、疾病の予防や早期発見とともに、早期の適切な医療を推進していきます。また、うつの早期発見・早期対応のための知識の普及啓発や適切な相談ができるような相談体制を整えます。

《事業》

	事業名（担当課）	事業概要
1	【計画事業】 元気館事業の推進 （健康部健康推進課）	区民の運動習慣のきっかけをつくり、生活習慣病予防（メタボリックシンドローム対策）を実現するため、各種講座や教室を開催します。 また、運動機能の向上を目的とした筋力向上事業を行います。
2	【計画事業】 いきいきウオーク新宿 （健康部健康推進課）	高齢者の健康いきがづくりや介護予防を推進するため、低負荷遊具の設置や地域団体との協働によるウオーキングを行います。
3	湯ゆう健康教室 （福祉部高齢者サービス課）	公衆浴場を「地域のふれあいの場」として位置づけ、保健センターの専門職による健康に関する話や実技及び高齢者マイスターによる演芸等を取り入れ、高齢者相互の交流機会及び外出機会の増加に伴う介護予防を増進します。

	事業名（担当課）	事業概要
4	若がえり講座 （健康部保健センター）	介護予防普及啓発事業の一環として、一般高齢者を対象に脳の働きと心の健康・栄養と口腔機能向上・運動指導を行っています。
5	健康ウォーキング （新宿区生涯学習財団）	ウォーキングを通して、区民に健康づくり体力づくりに対する理解を図り、健康で豊かな生活をおくる一助とします。
6	出張レガスポ！ （新宿区生涯学習財団）	生涯学習館等で、高齢者向けの転倒予防など目的別プログラムを展開し、区民の「健康維持」「介護予防」に寄与し、健康づくりを支援していきます。
7	夏休みラジオ体操 （新宿区生涯学習財団）	新宿区ラジオ体操会連盟と連携して、早起きラジオ体操会を実施し、世代交流を図りながら、高齢者の健康づくり、体力づくりを支援します。
8	健康手帳の交付 （健康部健康推進課）	健康保持のために必要な事項を掲載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的に、各保健事業を受けた人や希望する区民に健康手帳を交付します。
9	健康教育 （健康部保健センター）	講演会や講習会等を通じて生活習慣病の予防やがん予防の指導や支援、知識の普及啓発を行います。
10	健康相談 （健康部健康推進課） （健康部保健センター）	生活習慣病の予防や病気の悪化防止など、健康の保持増進を図るのために、個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行います。
11	健康診査 （健康部健康推進課） （健康部保健センター）	生活習慣病の予防や早期発見、健康の保持増進のために、健康診査を行います。
12	がん検診 （健康部健康推進課）	がんの早期発見、早期治療のため、がん検診を行います。
13	骨粗しょう症予防検診 （健康部保健センター）	骨粗しょう症の予防・早期発見のために骨密度の測定を行います。検診の結果、医療や食生活改善などが必要と判定された人に対し、指導や助言を行います。
14	歯科健康診査 （健康部健康推進課）	区内歯科医療機関で歯科健康診査を実施します。また、必要と判定された人に対し、疾患の予防、改善のための指導を行います。

	事業名(担当課)	事業概要
15	歯の衛生週間 (健康部健康推進課)	毎年6月4日から10日の歯の衛生週間に、区内歯科医療機関で区民を対象に無料歯科相談を実施し、口腔の健康状態の認識と、健康の保持・増進のための自覚の高揚を図ります。
16	認知症・うつ予防相談(再掲) (健康部保健センター)	健康診査とあわせて行なう基本チェックリストを活用し、認知症・うつの不安がある人で特定高齢者にならない人等を対象に、個別相談を実施し、早期発見・早期対応に結びつけます。

指 標

指 標 名	現 状(平成19年度)	目 標(平成23年度)
65歳から74歳の健康診査受診率の向上	34.0% (平成19年度健診データ)	50% (健康づくり行動計画「新宿区国民健康保険の特定健康診査受診率の目標」40歳から74歳国民健康保険加入者のみ)
70歳で22本以上の歯を持つ人の割合	73.2% (平成19年度歯周疾患検診データ)	78%
毎日外出する高齢者の割合	55.6% (平成19年度高齢者保健福祉施策調査)	58%

施策5 介護予防の推進

課題

介護予防を推進するためには、高齢者自身の取組みが大切であり、介護予防教室修了者の自主活動グループ化への側面的支援が必要です。

また、介護予防をすすめていく上で、特定高齢者*及び要支援の人への個別性を重視した、適切な介護予防ケアマネジメントが何よりも重要です。

施策の方向

介護予防についての普及啓発を推進していくとともに、介護予防教室修了者による自主活動グループ化を促進していきます。また、特定高齢者の選定及び特定高齢者や要支援の人に対する介護予防ケアマネジメントの実施を推進していきます。

〈事業〉

	事業名(担当課)	事業概要
1	介護予防普及啓発事業 (福祉部高齢者サービス課)	区民及び関係者を対象に介護予防普及啓発用パンフレットの配布及び外部講師による講演会を開催します。また、要介護認定を受けていない高齢者を対象に、認知症予防・尿失禁予防教室等を開催します。
2	地域介護予防活動支援事業 (福祉部高齢者サービス課)	介護予防教室終了者や介護予防に関心のある高齢者に対して自主活動化を支援し、介護予防に関する知識や技術の普及啓発を図るとともに、継続した介護予防の取り組みが行なえるようにします。
3	特定高齢者選定事業 (福祉部高齢者サービス課)	要介護・要支援状態に移行するリスクの高い高齢者(特定高齢者)の把握のため、健康診査等で行う生活機能評価結果から対象者を選定し、介護予防事業に取り組む勧奨通知を発送します。 また、希望者に介護予防プランの作成、介護予防教室事業への参加を促します。
4	介護予防ケアプラン作成 (福祉部高齢者サービス課)	要支援1、要支援2の認定を受け、介護予防サービスが必要とする予防給付の対象者に、要支援状態の改善や要介護にならないための介護予防ケアプランを作成します。

	事業名(担当課)	事業概要
5	介護予防ケアマネジメントの質の向上 (福祉部高齢者サービス課)	国や東京都等が実施する介護予防ケアマネジメント指導者研修等に地域包括支援センターの職員を派遣し、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。また、区は、地域の地域包括支援センターの職員等に対し、適宜、実務者研修を行うとともに、相談支援体制を整え、介護予防ケアマネジメントの適切な実施を支援します。
6	介護予防教室 (福祉部高齢者サービス課)	要介護・要支援の認定を受けていない65歳以上の高齢者で、介護予防への取り組みが必要と判定された人に対し、要介護状態への移行を予防するための、運動機能向上教室・口腔機能向上教室・低栄養改善教室を開催します。
7	介護予防事業の評価 (福祉部高齢者サービス課)	特定高齢者及び一般高齢者に対する介護予防事業が効果的かつ適切に行われているかを評価します。
8	いきがい対応型デイサービス (福祉部高齢者サービス課)	要介護認定で非該当(自立)と判定された人と、認定者でも通所介護サービスを利用していない人、及び概ね60歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者に対して、介護予防と自立した生活を支援するため、いきがい・趣味活動の通所事業を実施します。
9	認知症・うつ予防相談 (健康部保健センター)	健康診査とあわせて行う基本チェックリストを活用し、認知症・うつの不安がある人で特定高齢者にならない人等を対象に、個別相談を実施し、早期発見・早期対応に結びつけます。

指 標

指 標 名	現 状 (平成19年度)	目 標 (平成23年度)
介護予防に関心のある高齢者の割合	74.4% (平成19年度高齢者保健福祉施策調査)	80%
介護予防教室の対象者となる特定高齢者の選定数	2,915人	3,800人

基本目標3 いつまでも地域の中でくらす 自立と安心のためのサービスを充実します

- 施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備
- 施策7 自立生活への支援（介護保険外サービス）
- 施策8 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進
- 施策9 認知症高齢者支援体制の推進
- 施策10 在宅療養体制の整備
- 施策11 ケアマネジメント機能の強化
- 施策12 くらしやすいまちづくりと住宅の支援

現 状

区のこれまでの取組み

高齢者配食サービスやおむつ費用の助成、補聴器や杖の支給など従来からの各種高齢者福祉サービスを継続実施しているほか、高齢者とその家族をめぐる社会環境の変化やニーズの多様化に対応するサービスとして、回復支援家事援助サービスやちょっと困りごと援助サービス、一人暮らし高齢者への情報紙訪問配布事業等を実施しています。また、こうしたサービスに加え、災害時要援護者名簿、社会福祉協議会が実施する在宅福祉サービス等を有機的に組み合わせることにより、高齢者の自立生活の支援を総合的に実施しています。

いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを重点的に整備すると同時に、在宅での生活が困難になった高齢者を支えるため、公有地の活用などによる特別養護老人ホームの整備をすすめています。

区内の介護保険サービス事業者等で組織される協議会への支援や事業者に対する研修などにより、介護保険サービスの質の向上を図っています。

不適切なサービス提供や利用を防ぐため、介護保険サービス事業者への指導検査の実施、介護モニター制度の活用などにより、適正利用の促進を図っています。

高齢者や障害者も安心して暮らせる、ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた住みよいまちづくりをすすめていくため、平成19年12月に「新宿区都市マスタープラン」を策定し、公共施設・道路等のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。

安心して住み続けられる住宅・住環境の整備に向けた住宅政策の基本目標や施策の方向性を示した「新宿区住宅マスタープラン」を平成 20 年 1 月に策定し、高齢者の安定した居住を確保できるしくみづくりに取り組んでいます。また、シルバーピアに入居する一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が地域で自立して生活していくために、安否の確認や関係諸機関との連絡調整をするワーデン(生活協力員)*または L S A (生活援助員)*を配置しています。

高齢者の実態

平成 19 年度の高齢者保健福祉施策調査において、居宅サービス利用者に介護保険を受けたい場所を聞いたところ、在宅希望者は 65.4%、施設希望者は 12.5%であり、施設希望者の半数強が「家族に負担をかけたくない」と回答しています。

また、居宅サービス利用者に不安に感じることを聞いたところ、「寝たきり、または今より状況が悪化した時の介護のこと」59.9%が最も多く、次いで「自分もしくは配偶者の健康」39.7%、「急病などの緊急時の対応」38.1%となっています。

介護保険サービス事業所に人材確保で困っているか聞いたところ、「困っていない」が 28.1%で、「困っている」が 71.9%と多くの事業所が人材確保で困っていると答えています。「困っている」理由は、「募集しても集まらない」が最も多く、次いで「有資格者や経験者が集まらない」となっています。

また、経営状況について聞いたところ、「安定的に運営ができている」が 15.0%、「経営が厳しい」が 85.0%と多くの事業所が「経営が厳しい」と答えています。「経営が厳しい」理由は、「介護報酬が低い」が最も多く、次いで「人件費の割合が高い」となっています。

一般高齢者において、地域で認知症の人が暮らしやすくなるしくみについて聞いたところ、「認知症の人が利用できるサービスや施設を充実させる」46.4%が最も多く、次いで「介護者の支援をするサービスを充実させる」39.9%、「身近な相談窓口を充実させる」35.1%、「一般の人に認知症に対する理解を深めるための普及啓発を充実させる」34.1%となっています(24 ページ〔地域で認知症の人が暮らしやすくなるしくみ〕参照)。

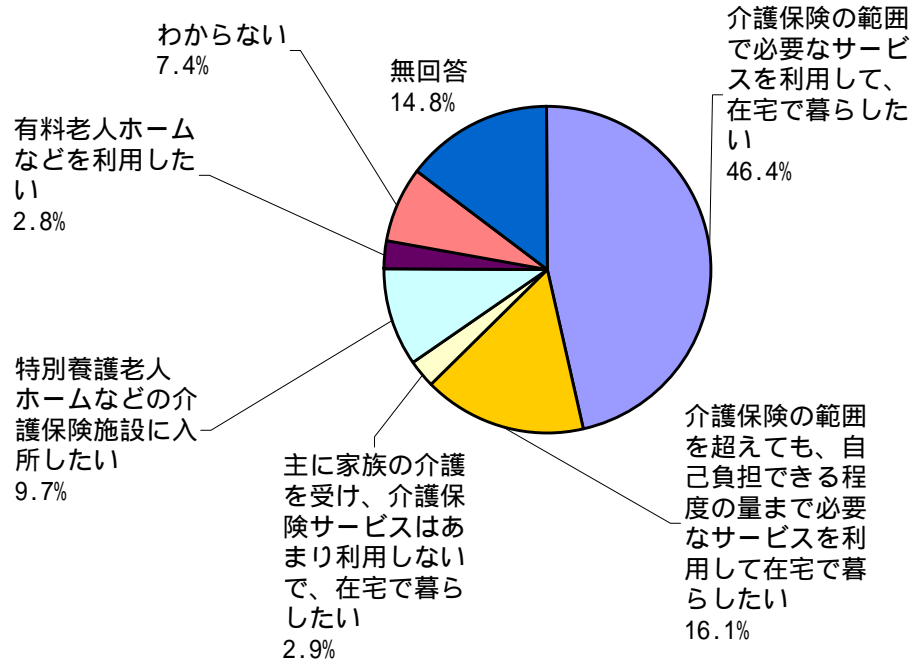
また、「治る見込みのない疾患にかかり日常生活が困難になった場合、療養生活の最期はどこで送りたいですか」と聞いたところ、26.1%が「自宅」と回答しています(34 ページ〔療養生活の最期を送りたい場所〕参照)。

施策 6 の現状については、「第 4 章 介護保険制度によるサービス」を参照。

施策 9・10・11 の現状については、「第 3 章 第 2 節 重点的取組み」を参照。

〔介護保険サービスを受けたい場所と内容〕

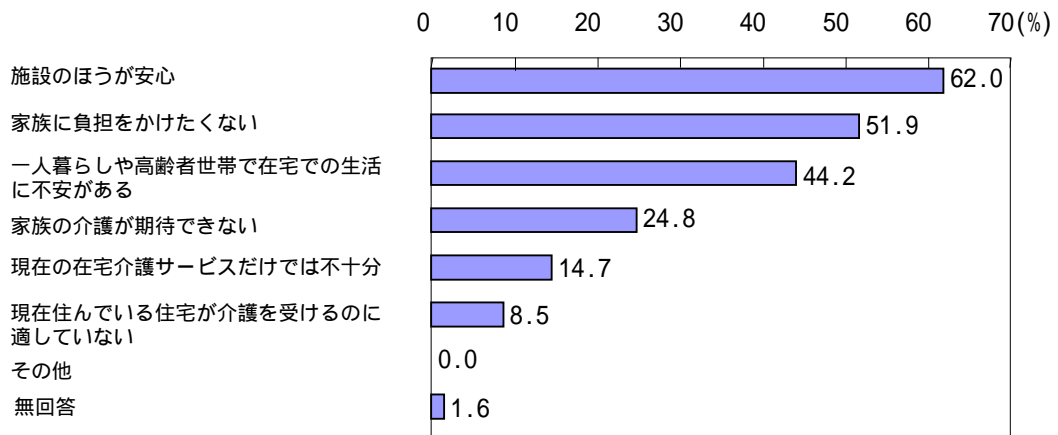
居宅サービス利用者調査（回答者数=1,034人）



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書（平成20年3月）

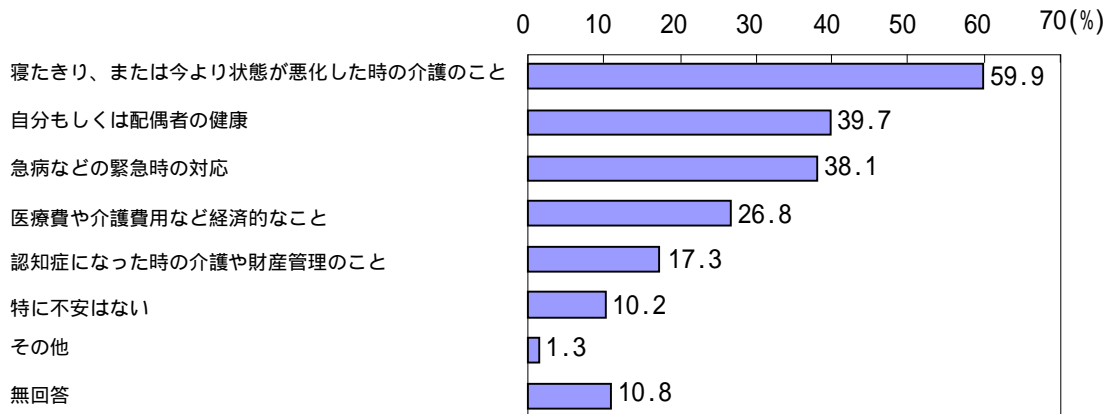
〔施設に入所したい理由〕(複数回答)

居宅サービス利用者調査(回答者数=129人)



〔居宅サービス利用者が不安に感じること〕(複数回答)

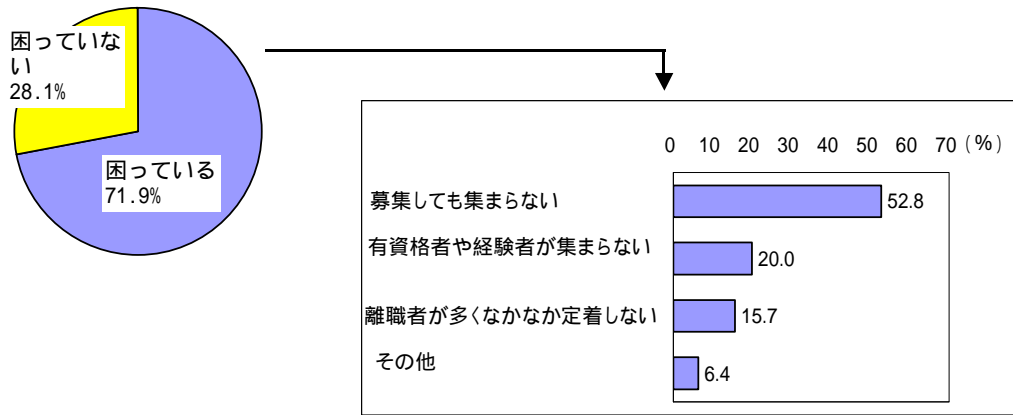
居宅サービス利用者調査(回答者数=1,034人)



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書(平成20年3月)

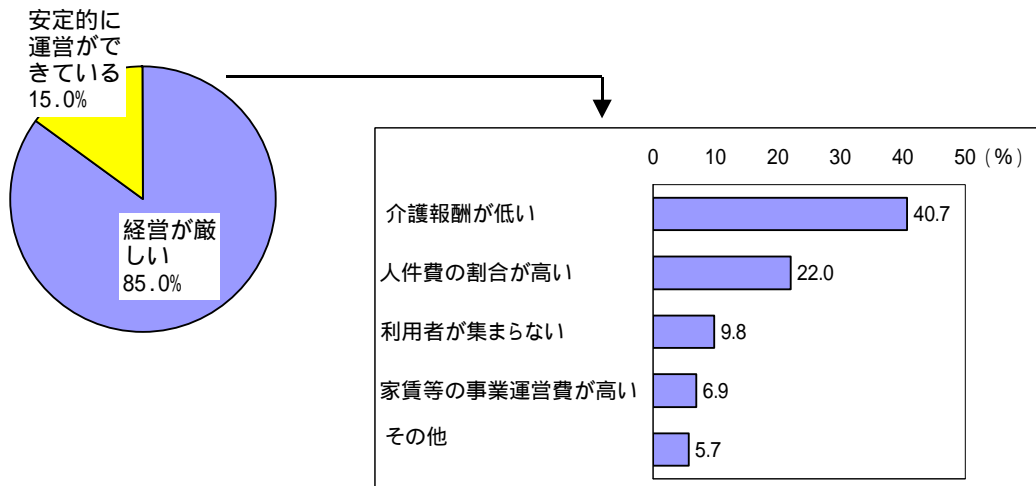
〔人材確保の状況〕(複数回答)

介護保険サービス事業者調査(回答数=101所)



〔経営の状況〕(複数回答)

介護保険サービス事業者調査(回答数=101所)



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書(平成20年3月)

施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備

課 題

「第4章 介護保険制度によるサービス」を参照。

施策の方向

「第4章 介護保険制度によるサービス」を参照。

〈事業〉

	事業名(担当課)	事業概要
1	介護保険サービス (福祉部介護保険課)	介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合う制度です。介護保険制度は、区が保険者となって運営しています。40歳以上の人全員が被保険者となって保険料を納め、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って介護保険サービスを利用することができます。
2	地域密着型サービス事業者の指定 (福祉部介護保険課)	平成18年4月に創設された地域密着型サービスについては、事業所の指定を区が行います。指定に際しては、サービスの質の確保や適正な運営を図る観点から、予め地域包括支援センター等運営協議会から意見を聴取します。
3	【計画事業】 特別養護老人ホーム等の整備 (福祉部介護保険課)	在宅生活が困難になった要介護高齢者の生活を支えるため、民間事業者が行う施設整備の経費の一部を補助することにより、区内における特別養護老人ホームの整備を推進します。
4	【計画事業】 地域密着型サービスの整備 (福祉部介護保険課)	要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護(グループホーム)などの整備を推進します。
5	医療介護支援 (福祉部高齢者サービス課)	新宿区内の特別養護老人ホームに対して胃ろう等の医療処置を必要とする入所者受入のための施設運営経費を助成することで医療処置を必要とする区民が地域での生活を営める環境を整備します。

	事業名(担当課)	事業概要
6	在宅復帰リハビリテーション 連携事業 (福祉部介護保険課)	病院でのリハビリテーションを終了後、在宅への復帰が円滑に図られるように、老人保健施設において集中的なりハビリテーションの実施及び医療等との連携を強化します。

指 標

指 標 名	現 状(平成19年度)	目 標(平成23年度)
地域密着型サービスの整備	小規模多機能型居宅介護 1ヶ所 小規模特養ホーム 0ヶ所 グループホーム 5ヶ所	小規模多機能型居宅介護 9ヶ所 小規模特養ホーム 1ヶ所 グループホーム 9ヶ所
特別養護老人ホームの整備	特別養護老人ホーム 5ヶ所	特別養護老人ホーム 6ヶ所

施策7 自立生活への支援（介護保険外サービス）

課 題

地域での生活維持のために必要なサービスを適切に提供するとともに、見守り等の充実による住み慣れた地域で安心して生活できるしくみの構築が必要です。

また、災害時に備え、地域における要援護者の情報の把握・共有及び支援について、具体的に定めていく必要があります。

施策の方向

高齢者が、住み慣れた場所で安心して自立した在宅生活を送ることができるよう、高齢者をめぐる社会環境や諸制度の変化に対応できるサービスを提供するとともに、地域の見守り体制等の充実を図っていきます。

また、災害時に要援護者の生命を災害から守るための取組みを充実させていきます。

〈事業〉

	事業名（担当課）	事業概要
1	配食サービス （福祉部高齢者サービス課）	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯等で地域との交流に乏しく、食事の支度が困難な人に月～金曜日に昼食を宅配し、健康の維持を図り、介護予防と自立した生活を支援するとともに、配食時に安否確認を行います。
2	理美容サービス （福祉部高齢者サービス課）	65歳以上の在宅の高齢者等で外出が困難な人に（要介護4～5、身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度等）区が委託する理・美容の組合が出張できる理・美容師を紹介し、自宅で調髪・カットを行うことにより高齢者の生活支援を図ります。
3	寝具乾燥消毒サービス （福祉部高齢者サービス課）	65歳以上の一人暮らしまたは、在宅の寝たきりの人、身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度の人に寝具丸洗い及び消毒乾燥を行い、衛生的就寝の確保により日常生活の支援を図ります。

	事業名（担当課）	事業概要
4	回復支援家事援助サービス （福祉部高齢者サービス課）	65歳以上の一人暮らし等の高齢者で要介護・要支援の認定を受けていない人が、退院直後や骨折等で通院治療のため一時的に家事援助が必要な時、ホームヘルパーを派遣します。
5	いきがい対応型デイサービス（再掲） （福祉部高齢者サービス課）	要介護認定で非該当（自立）と判定された人と、認定者でも通所介護サービスを利用していない人、及び概ね60歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者に対して、介護予防と自立した生活を支援するため、いきがい・趣味活動の通所事業を実施します。
6	ハンディキャブ運行事業 （新宿区社会福祉協議会）	高齢者等に対し、移動の利便を図るとともに社会参加を広げるため、新宿区社会福祉協議会が住民の協力を得て、車イスのまま乗車できるリフト付車両（ハンディキャブ）を運行している事業を支援します。
7	住宅改修・設備改修費助成事業 （福祉部介護保険課）	日常の動作に困難がある高齢者に対し、住宅の改修及び日常生活用具を給付することにより、在宅での生活を支援します。
8	住宅改修理由書作成業務の支援 （福祉部介護保険課）	居宅介護支援または介護予防支援を受けていない要介護者等が介護保険の住宅改修等を利用する際、専門性を有する者が住宅改修にかかる理由書を作成した場合に作成料を支給します。
9	老人性白内障特殊眼鏡等助成費 （健康部医療保険年金課）	老人性白内障の治療のための人工水晶体が不適合で挿入できなかった高齢者に対し、特殊眼鏡等の購入費用の一部を助成します。
10	高齢者おむつ費用助成 （福祉部高齢者サービス課）	65歳以上の区民で、在宅の場合は介護保険の要介護4～5、身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度の人、入院の場合はこれに準じる人を介護している区民に対して（家族のいない場合は本人）申請に基づき決定した月から、月8,000円を限度におむつの費用を助成します。
11	補聴器・杖の支給 （福祉部高齢者サービス課）	医師が補聴器の使用を必要と認めた70歳以上の高齢者に対して、委託先の補聴器会社で補聴器を支給します。また、歩行に不安のある65歳以上の在宅の高齢者に、杖を支給します。
12	高齢者緊急通報システム （福祉部高齢者サービス課）	慢性的疾患があり常時注意を要する65歳以上の一人暮らしの高齢者に対して、緊急通報用ペンダントや機器の貸し出しを行います。緊急事態に陥ったときに、東京消防庁や警備会社に通報が入るシステムです。
13	高齢者火災安全システム （福祉部高齢者サービス課）	病状や家屋の状態から防火の配慮が必要な65歳以上の一人暮らしの高齢者に、火災警報器、自動消火装置、ガス安全システム、電磁調理器を給付します。

	事業名（担当課）	事業概要
14	高齢者居住住宅への火災警報器の設置 （福祉部高齢者サービス課）	65歳以上の一人暮らし高齢者等が居住する住宅に、住宅用の火災警報器を給付することで、火災を早期発見するとともに火災予防の大切さについて普及啓発し、高齢者の安心・安全な居住空間を確保します。
15	災害時要援護者登録名簿の活用 （福祉部地域福祉課） （区長室危機管理課）	災害発生時において、自らを守るための適切な防災行動をとることが困難な人をあらかじめ「災害時要援護者登録名簿」に登録しておくことにより、事前に警察・消防・防災区民組織等が把握しておくことができ、災害時に安否確認や避難誘導その他の適切な救援が行われるようにします。
16	災害時要援護者対策の充実 （区長室危機管理課） （福祉部地域福祉課）	平成20年度のモデル実施を検証し、平成21年度は避難支援プランに係る全体計画を策定、その中で個別支援計画や福祉避難所の整備を推進します。また、支援者層の拡大を図るため、訪問介護事業所等福祉関連事業所との災害時協定や小・中・高校・大学等に呼びかけ、地域の中で働くことのできる人材育成の啓発を推進し、総合的な避難支援体制の確立を目指します。
17	ちょっと困りごと援助サービス （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	一人暮らし高齢者等に対して、困りごとの解決に協力できるボランティアを紹介し、日常生活でのちょっとした困りごとを援助し地域で安心して自立した生活が送れるように支援します。あわせてボランティアによる地域の支え合い活動のしくみを生かすことで、地域との新たなつながりを生み出し、地域支え合いのコミュニティーの形成を図ります。
18	【計画事業】 介護保険制度改正に伴う支援（通所サービス利用者の食費助成・自立支援特殊寝台貸与者への利用助成） （福祉部介護保険課）	通所サービスを利用した住民税世帯非課税者を対象に、食費にかかる費用の一部を助成します。 平成18年4月の制度改正により特殊寝台の貸与を受けられなくなった人を対象に、軽度者向け特殊寝台の貸与にかかる費用の一部を助成します。
19	ふれあい訪問・地域見守り協力員事業 （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	ふれあい訪問 地域との交流が少ない一人暮らし高齢者等に対して、専門の相談員が訪問を行い、安否確認と日常生活に関する相談に応じ、見守り協力員事業をはじめとした各種福祉施策につなぐことで、自立した生活を支援します。 地域見守り協力員 一人暮らし高齢者等に対して、安否の確認等のために、ボランティアが定期的に見守り・声かけ訪問を行い、ぬくもりだよりを配布するほか、身近な地域でのささえ合いのしくみづくりが推進されるよう社会福祉協議会がボランティア活動の支援と調整を行います。

指 標

指 標 名	現 状 (平成19年度)	目 標 (平成23年度)
通所介護等食費助成利用者数 (年間)	541人	1,000人
配食サービス(月平均利用者数)	542人	620人
避難支援プラン全体計画の策 定	-	平成21年度 計画策定

施策8 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進

課 題

介護保険サービス事業者が、法令や基準に基づき適正なサービス提供などを行っていくとともに、より質の高いサービスを提供していく必要があります。また、介護保険サービスを区民が適正に利用することができるよう、今後も制度周知を図っていく必要があります。

介護保険サービスの質の確保のためには、介護人材の確保・育成や介護保険サービス事業者の安定した経営が行われていることが必要です。

施策の方向

介護保険サービス事業者が適正に事業を運営しているかどうか指導検査を実施するとともに、より質の高いサービスを提供するための支援を行ないます。また、介護を必要とする人が、介護保険サービスを適正に利用することができるよう制度の周知を図ります。

介護人材の確保・育成への区としての支援策を講じていきます。

〈事業〉

	事業名（担当課）	事業概要
1	介護保険サービス事業者に対する指導検査 （福祉部介護保険課）	地域密着型サービスを中心に、指定基準の遵守の徹底、サービスの質の改善・向上及び適正利用の促進の観点から、介護保険サービス事業者への指導検査を実施します。
2	介護保険サービス事業者協議会への支援 （福祉部介護保険課）	区内の介護保険サービス事業者が中心となって組織されている新宿区介護保険サービス事業者協議会の運営を支援します。
3	事業所向け研修 （福祉部介護保険課）	訪問介護事業所のサービス提供責任者などを対象に、適正な業務内容の習得を目指した研修を行います。
4	福祉サービス第三者評価の受審費用助成 （福祉部介護保険課）	介護保険サービスの質の確保や事業者選択の情報提供を目的とする福祉サービス第三者評価の普及のため、民間の介護保険サービス事業者に受審費用の一部を助成します。
5	介護給付適正化の推進 （福祉部介護保険課）	介護報酬請求内容の点検や介護給付費通知の発送などを行い、介護保険サービス費の適正化を図ります。
6	地域包括支援センター等運営協議会の運営 （福祉部介護保険課）	地域包括支援センターの公正・中立性の確保や適正な運営並びに地域密着型サービスの質の確保を図るため、地域包括支援センター等運営協議会を運営します。
7	介護モニター制度 （福祉部介護保険課）	介護保険制度や介護保険サービスの利用について、介護サービスの利用者またはその家族から、介護保険サービスの質、利用実態を把握し、制度運営の参考とします。
8	介護保険サービス事業者等表彰制度の実施 （福祉部介護保険課）	事業所や団体が取り組んでいる様々な介護・支援事例の中から、介護保険サービスの質の向上に貢献した優秀な実践事例を区長が表彰します。
9	介護福祉士資格取得費用助成 （福祉部介護保険課）	区内の介護保険サービス事業所に職員として従事する介護職員を対象に、介護福祉士の資格を取得する際の研修及び受験費用の区が定めた上限額の半額を助成することにより、質の高い介護人材の育成支援を行います。

指 標

指 標 名	現 状 (平成 19 年度)	目 標 (平成 23 年度)
介護保険サービスの利用満足度(「満足」「やや満足」の割合)	83% (平成 19 年度高齢者保健福祉施策調査)	85%
介護保険サービス事業所実地指導の件数(年間)	45 件	50 件

施策 9 認知症高齢者支援体制の推進

「第 3 章 第 2 節 重点的取組み 1 認知症高齢者支援体制の推進」を参照。

施策 10 在宅療養体制の整備

「第 3 章 第 2 節 重点的取組み 2 在宅療養体制の整備」を参照。

施策 11 ケアマネジメント機能の強化

「第 3 章 第 2 節 重点的取組み 3 ケアマネジメント機能の強化」を参照。

施策 12 くらしやすいまちづくりと住宅の支援

課 題

高齢者が住み慣れた地域で活動を継続し、住み続けることができるようユニバーサルデザインの視点に立った都市空間の実現が求められています。また、民間賃貸住宅の入居が困難になっている高齢者に対する民間賃貸住宅等への円滑入居の取組みが必要です。

施策の方向

高齢者が住み慣れた地域で活動を継続できるよう、ユニバーサルデザインの推進により道路・公園、公共空間や住環境が一体的・総合的にバリアの無い誰もが利用しやすいものとなるようにしていきます。また、高齢者が安心して住み続けられるよう、バリアフリー住宅の整備や民間賃貸住宅等への円滑な入居を支援します。

〈事業〉

	事業名（担当課）	事業概要
1	人にやさしい建物づくり （都市計画部建築指導課）	病院等を含む公共的建物及び一定の規模以上の民間建物（共同住宅を含む）について、建築主、設計者等に対して、「東京都福祉のまちづくり条例」、「新宿区身体障害者・高齢者等の利用を配慮した建築物整備要綱・同指針」等に基づいた指導を行います。
2	【計画事業】 建築物等耐震化支援事業 （都市計画部都市計画課）	木造住宅等の耐震診断や耐震補強工事を行う場合、一定の要件に従い、費用の一部を助成します。 また、一定の要件に従い、高齢者を対象に耐震シェルター・耐震ベッドの費用の一部を助成します。
3	【計画事業】 ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進 （都市計画部都市計画課）	ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めるため、有識者等で構成する検討委員会を設置し、ガイドラインを策定します。ガイドライン策定後は、区民や事業者等に対して、ガイドラインの普及啓発を行いユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

	事業名（担当課）	事業概要
4	【計画事業】 鉄道駅のバリアフリー化 （都市計画部都市計画課）	交通バリアフリー推進委員会、推進部会及び関係事業者と調整・協議を行いながら、鉄道事業者へ、エレベーター、視覚障害者用誘導ブロック、多機能トイレ等の設置や改善を要請し、駅舎等のバリアフリー化を促進します。また、エレベーターの設置について補助を行います。
5	【計画事業】 道路のバリアフリー化 （みどり土木部道路課）	平成17年4月に策定した「新宿区バリアフリー基本構想」に基づき、公共交通・道路・交通安全などの各特定事業者ごとに「特定事業計画」を策定し、事業を実施します。
6	【計画事業】 細街路の拡幅整備 （都市計画部建築調整課）	区民及び事業者等の理解と協力により、幅員4m未満の細外路を4mに拡幅整備することで、安全で快適な災害に強いまちづくりを行うとともに、障害者・高齢者等の安全を確保します。
7	高齢者に配慮した公園の整備 （みどり土木部みどり公園課）	公園の新設及び既存公園の改修にあたり、公園出入口口に車椅子でも入園できるようにスロープを設置します。水飲み施設を身体障害者対応型に整備し、視覚障害者用誘導ブロックや手すり等の設置を行い、障害者及び高齢者の利用に配慮した使いやすい公園の整備をすすめます。
8	バリアフリー住宅の普及促進 （都市計画部住宅課）	バリアフリー住宅の普及啓発を図ります。
9	住宅資金融資あっ旋利子補給 （都市計画部住宅課）	区内に住宅を建設・購入、または増改築（修築・バリアフリー・耐震化補強）する区民で、区で定める一定要件を満たすことを条件に、必要な資金の一部に関し取扱金融機関へ融資あっ旋と利子補給を行うことで、居住環境の向上を図ります。
10	【計画事業】 高齢者等入居支援 （都市計画部住宅課）	保証人が見つからず、民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者、障害者及びひとり親世帯に対し、協定保証会社へのあっ旋により円滑に入居が可能となるようにするとともに、一定の要件を満たす世帯には保証委託料の一部を助成します。
11	住宅相談 （都市計画部住宅課）	高齢者等の民間賃貸住宅への住み替え相談及び不動産取引相談について、専門相談員による相談を実施します。
12	住み替え居住継続支援 （都市計画部住宅課）	民間賃貸住宅に住む高齢者等が、その住宅を取り壊すこと等を理由に家主から立ち退きを求められ、区内の別の民間賃貸住宅に転居する際に、転居費用及び家賃の差額の一部を助成します。

	事業名（担当課）	事業概要
13	シルバーピアの管理運営 （福祉部高齢者サービス課）	シルバーピアに入居する一人暮らしや高齢者のみの世帯が地域で自立し生活していくために、安否の確認や関係諸機関との連絡調整をするワーカー（生活協力員）または LSA（生活援助員）を配置します。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
ユニバーサルデザイン・ガイドラインに基づくまちづくりの推進	-	まちづくりに関するユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定及び普及啓発
保証委託料助成件数 （高齢者等入居支援）（年間）	6 件	25 件

基本目標 4 尊厳ある暮らしを支援します

施策 13 権利擁護・虐待防止の促進

施策 14 介護者への支援

現 状

区のこれまでの取組み

平成 19 年度に新宿区成年後見センター*を設置し、成年後見制度の周知活動を展開してきました。また、高齢者虐待防止のために、養護者による虐待防止、施設従事者等による虐待防止などの関係者向けの実務マニュアルの作成及び高齢者虐待防止ネットワーク運営会議による関係機関との連携強化を図っています。

介護者に対しては、家族介護者交流会、家族介護者教室、緊急ショートステイ事業等を実施しています。

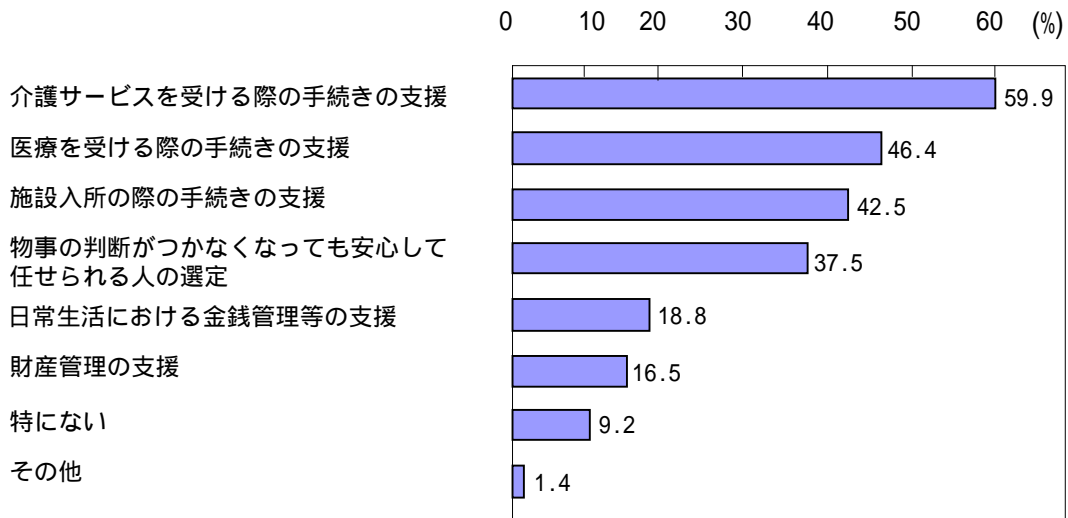
高齢者の実態

平成 19 年度の高齢者保健福祉施策調査では、一般高齢者が判断能力が低下した人の権利を守るための支援として望むことは、「介護サービスを受ける際の手続きの支援」59.9%が最も多く、次いで「医療を受ける際の手続きの支援」46.4%、「施設入所の際の手続きの支援」42.5%、「物事の判断がつかなくなっても安心して任せられる人の選定」37.5%となっています。

在宅で介護している人の負担感は、「精神的なストレスがたまり、悲観的な気持ちになることがある」55.1%が最も多く、次いで「日中家を空けるのに不安を感じる」49.2%、「自分の自由になる時間が持てない」45.4%、「身体的につらい」43.8%となっています。

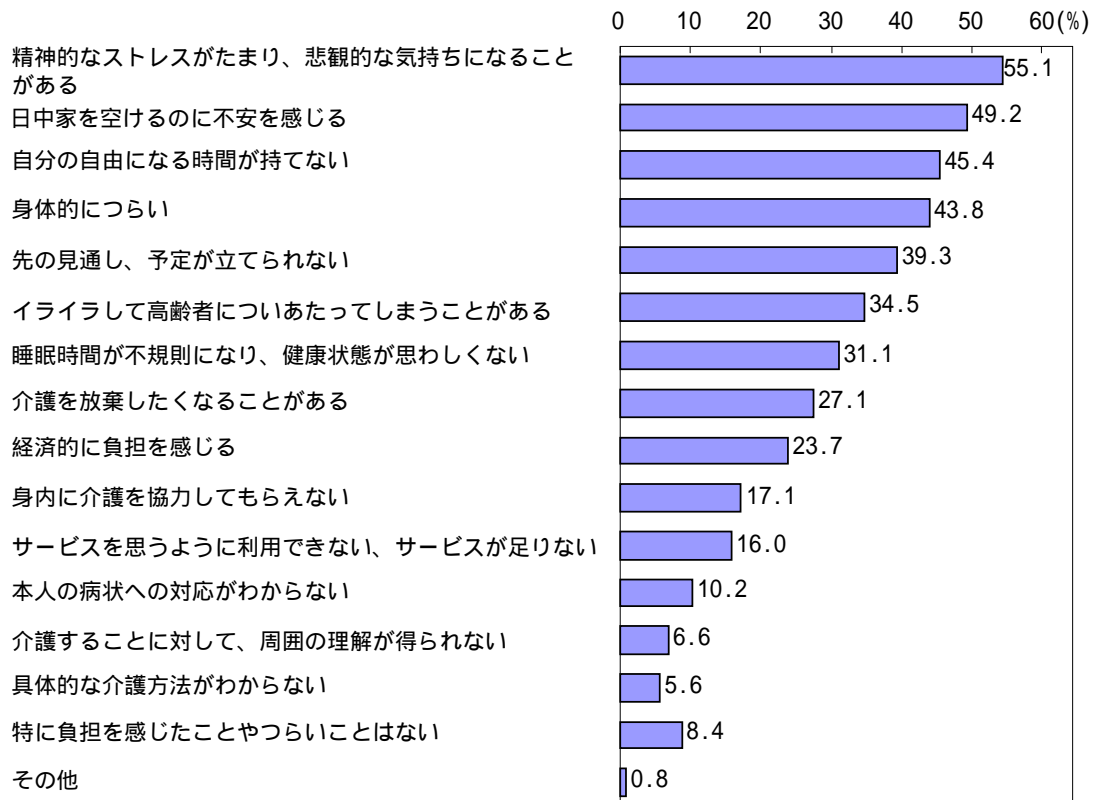
〔判断能力が低下した人への支援〕(複数回答)

一般高齢者調査(回答者数=1,106人)



〔介護の負担感〕(複数回答)

居宅サービス利用者調査(回答者数=666人)



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書(平成20年3月)

施策 13 権利擁護・虐待防止の促進

課 題

成年後見制度、地域福祉権利擁護事業[※]についての理解促進とともに、成年後見制度を担う人材の育成が必要です。

高齢者の消費者被害の予防・救済・再発防止に向けては、関係機関が連携して、さらに普及啓発に取り組むことが重要です。

また、高齢者虐待防止については、地域包括支援センターが中心となって、虐待の早期発見、相談体制を整備していく必要があります。

施策の方向

高齢者が認知症や要介護状態になっても、生命や財産が守られ、日常生活に支障をきたすことなく暮らすことができるよう権利擁護事業の効果的な活用を促進していきます。

高齢者の虐待及び消費者被害を予防するとともに、発生した事態に迅速に対応するため、関係機関、団体等が一体となった高齢者を支える総合的なネットワークを再構築します。

〈事業〉

	事業名（担当課）	事業概要
1	高齢者の権利擁護の普及啓発 （福祉部高齢者サービス課）	区民や関係者を対象にした講演会やパンフレットにより、高齢者の権利擁護に関する普及啓発を行い、高齢者の尊厳と安心をみんなで守る、地域支え合いのしくみづくりに結びつけていきます。
2	【計画事業】 成年後見制度の利用促進 （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守る制度です。具体的には、成年後見人などがこうした人の意思を尊重し、その人らしい生活を守るため、法律面や生活面で支援するしくみです。高齢社会においては今後、その必要性が増していくものと考えられます。平成 19 年度に開設した「新宿区成年後見センター」を中心に、成年後見制度の普及啓発や、相談機能の強化等を行い、制度の利用促進を図っていきます。

	事業名(担当課)	事業概要
3	地域福祉権利擁護事業 (新宿区社会福祉協議会)	認知症高齢者等、判断能力が不十分な人を対象に実施しています。福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や書類等の預かりなどにより、地域で安心してその人らしい生活を送ることができるよう支援します。
4	成年後見審判請求事務等 (福祉部高齢者サービス課)	身寄りのない判断能力の不十分な高齢者が成年後見制度を利用できるよう、親族に代わって区長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。また、成年後見制度に係る費用を負担することが困難である人に対して後見人等への報酬の助成を行います。
5	悪質商法被害に関する相談及び防止のための普及啓発 (地域文化部消費者行政担当)	民間の介護保険事業者、民生委員、新宿区社会福祉協議会、区相談担当職員など、高齢者の身近なところで活動している人たちによる悪質商法被害防止ネットワークを設置し、高齢者の悪質商法による被害を早期に発見し、新宿消費生活センターが通報を受けて被害の防止と早期回復を図ります。また、被害を未然に防ぐため、高齢者や介護者向けに悪質商法の具体的な手口などの普及啓発を推進します。
6	消費者講座 (新宿区生涯学習財団)	消費者の学習機会や場を確保し、消費生活に関する知識の普及を図るとともに、暮らしに役立つ生活に密着したテーマの講座を行います。
7	虐待の早期発見・相談 (福祉部高齢者サービス課)	地域包括支援センターを、虐待の相談、通報、届出の窓口とし、高齢者自身の届出や区民等からの通報、民生委員、ケアマネジャーからの総合相談、継続的支援を行います。
8	高齢者虐待防止ネットワークの再構築 (福祉部高齢者サービス課)	高齢者及び高齢者を介護する家族の支援を実施するために、関係機関による高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を設置しました。今後、より総合的に高齢者の権利擁護のネットワークとして生かしていきます。
9	老人福祉施設への入所等措置 (福祉部高齢者サービス課)	心身上の障害、家庭環境、経済上の理由により、在宅で生活することが困難な65歳以上(特別の場合は60歳以上)の人を養護老人ホームへ入所措置します。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
成年後見・権利擁護専門相談件数（年間）	140 件	170 件
後見人養成講習終了者のうち区登録者の数	11 名	20 名

施策 14 介護者への支援

課 題

高齢者の介護体制の充実については、介護保険制度の整備や地域社会での支え合いのしくみづくりなどに加え、何よりも高齢者本人に一番身近な存在である家族介護者への支援策の充実が大切です。

在宅で長期に介護を続けていると介護者への負担が大きく、介護疲れから高齢者の虐待に及ぶこともあるため、介護者の負担を軽減する対策を充実することが必要です。さらに、家族介護者会などの介護者同士のグループ活動への支援策を充実することも必要となります。

施策の方向

多くの介護者が介護負担軽減のための事業に参加できるよう支援体制を充実するとともに、自主的に活動する家族介護者会等への支援策を充実していきます。

また、介護者の健康づくりや介護技術についての知識習得等、介護者も元気に安心した生活ができる施策を推進していきます。

〈事業〉

	事業名(担当課)	事業概要
1	家族介護者教室・交流会 (福祉部高齢者サービス課)	高齢者を介護している家族及び過去に介護の経験のある家族を対象に、講演会及び交流会を開催し、介護負担の軽減を図ります。また介護者相互の交流会を深めることにより、自主的に活動する家族介護者会等の活動へ結び付け、支援していきます。
2	家族介護者外出プラン (福祉部高齢者サービス課)	高齢者を介護している家族に、日常生活を離れての外出プランに参加してもらい、介護疲れ、精神的ストレスの解消を図ります。
3	介護者の休養 (福祉部介護保険課)	福祉施設等への短期入所(ショートステイ)や通所介護(デイサービス)を利用することにより、介護者の負担の軽減を図ります。
4	家族介護慰労金の支給 (福祉部介護保険課)	要介護4又は5で住民税非課税世帯の要介護被保険者を、1年間介護保険のサービスを使わずに在宅で介護しているなどの支給要件を満たした家族に対して慰労金を支給します。
5	高齢者緊急ショートステイ事業 (福祉部高齢者サービス課)	緊急でショートステイが必要な人に対し、有料老人ホーム等の居室を提供することで、緊急時における要介護者の生活の場を一時的に保障し、その在宅生活を支援します。
6	特別養護老人ホームの入所調整 (福祉部高齢者サービス課)	特別養護老人ホームの入所について、より必要度の高い人から入所できるしくみづくりと調整を行います。
7	高齢者おむつ費用助成(再掲) (福祉部高齢者サービス課)	65歳以上の区民で、在宅の場合は介護保険の要介護4～5、身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度の人、入院の場合はこれに準じる人を介護している区民に対して(家族のいない場合は本人)申請に基づき決定した月から、月8,000円を限度におむつの費用を助成します。
8	徘徊高齢者探索サービス(再掲) (福祉部高齢者サービス課)	身体的・精神的負担の軽減と安全を確保するため、徘徊高齢者の介護者に対し位置情報専用探索器の利用助成を行います。
9	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業(再掲) (福祉部高齢者サービス課)	認知症高齢者の介護者に対し、見守りや話し相手等の支援を行うホームヘルパーを派遣し、介護に伴う負担の軽減を図るとともに、リフレッシュする機会を提供します。

指 標

指 標 名	現 状 (平成 1 9 年度)	目 標 (平成 2 3 年度)
家族介護者教室・交流会、家族介護者外出プラン参加人数 (年間)	476 名	600 名
介護保険サービスを利用して 介護の負担が減った人の割合	65.2% (平成 19 年度高齢者保健福祉施策調査)	70%

基本目標5 支え合いのしくみづくりをすすめます

- 施策 15 高齢者を地域で支えるしくみづくり
- 施策 16 ボランティア活動等への支援

現 状

区のこれまでの取組み

65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で希望する人に、地域の見守り協力員が訪問し安否確認を行っています。

高齢者の孤独死防止を目的として、75歳以上の一人暮らし高齢者に、月2回情報紙の配布を行い安否確認・見守り活動を実施しています。

高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域で認知症サポーターを育成し、気づきと支援の輪を広げています。

町会・自治会などの地域での活動や、ふれあい・いきいきサロンやボランティア活動など、多種多様な地域活動があり、これらの活動支援に取り組んでいます。

高齢者の実態

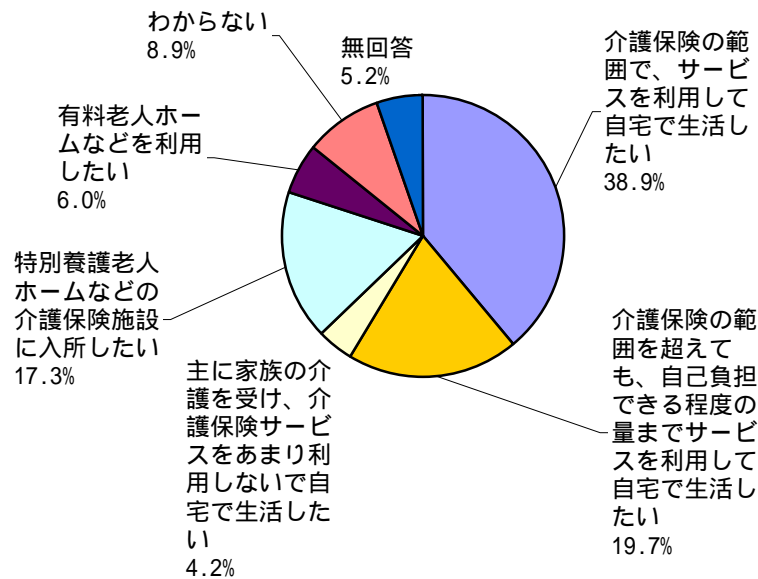
平成19年度の高齢者保健福祉施策調査において、一般高齢者に介護保険サービスを受けたい場所について聞いたところ、自宅希望者は62.8%、施設希望者は23.3%となっています。また、高齢者がいる世帯のうち、約6割が一人暮らしあるいは夫婦のみ世帯となっています。

65歳以上の一人暮らし高齢者は、平成12年度国勢調査の13,794人が平成17年度国勢調査では17,237人に増加しており、高齢化や核家族化の進行により、一人暮らしあるいは夫婦のみ世帯は、一般的な形態になってきています。

高齢者の今後のいきがい活動意向の中で社会活動は、「ボランティア活動等」12.6%、「町会・自治会・子ども会などの地域活動」7.0%となっています（54ページ〔いきがい活動の現状・意向〕参照）。

〔介護保険サービスを受けたい場所〕

一般高齢者調査（回答者数=1,106人）



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書（平成20年3月）

施策 15 高齢者を地域で支えるしくみづくり

課 題

高齢者やその家族が、地域で安心して生活できるように、孤独死防止、高齢者虐待の早期発見や認知症高齢者への支援等、高齢者とその家族に関する問題を地域住民が共有化する取り組みが必要です。

一人暮らし高齢者が増加してきている現状から、見守り活動や定期的な訪問活動などを充実し、高齢者が一人でも安心して暮らせる地域づくりに取り組む必要があります。

また、災害時にも、見守り等の日頃の取組みが重要になります。災害時要援護者対策の促進が大きな課題となっています。

施策の方向

今後ますます増加する、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等が、孤立することなく、いつまでも地域で安心して生活できるように、地域包括支援センターが中心となり、地域の様々な社会資源の掘り起こし・ネットワークづくりを積極的に行い、高齢者及び家族を支援する関係者の顔が見える連携体制を整備します。

また、高齢者の見守りや居場所づくり、話し相手や困りごとの手助けなど、地域住民が地域の課題に気づき、互いに支え合っていく環境づくりを推進し、その活動を支援する体制を整えます。

災害時に備え、関係部署が情報を共有し、連携することにより避難支援体制の充実に図ります。

〈事業〉

	事業名（担当課）	事業概要
1	ふれあい訪問・地域見守り協力員事業（再掲） （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	ふれあい訪問 地域との交流が少ない一人暮らし高齢者等に対して、専門の相談員が訪問を行い、安否確認と日常生活に関する相談に応じ、見守り協力員事業をはじめとした各種福祉施策につなぐことで、自立した生活を支援します。 地域見守り協力員 一人暮らし高齢者等に対して、安否の確認等のために、ボランティアが定期的に見守り・声かけ訪問を行い、ぬくもりだよりを配布するほか、身近な地域でのささえ合いのしくみづくりが推進されるよう社会福祉協議会がボランティア活動の支援と調整を行います。
2	民生委員による相談活動 （福祉部地域福祉課）	地域住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう必要に応じて生活状態を適切に把握し、常に住民の立場に立って、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行います。
3	高齢者クラブによる見守り活動 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者クラブ会員が友愛活動として、概ね60歳以上の高齢者クラブ会員及び近隣に居住する病弱や寝たきり、一人暮らし高齢者の家庭等を定期的に訪問し、話相手や日常生活の援助等の活動を実践することにより、高齢者の孤独の解消を図るとともに、高齢者による高齢者支援の推進を図ります。
4	【計画事業】 認知症高齢者を地域で支えるしくみづくり（再掲） （福祉部高齢者サービス課）	高齢者が認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域で共に暮らす人々等の気づきと支援の輪を広げ、認知症高齢者とその家族を地域で支えていくためのしくみづくりを推進します。

	事業名（担当課）	事業概要
5	【計画事業】 高齢者の孤独死防止に向けた 取り組みの推進 （福祉部高齢者サービス課）	75歳以上の一人暮らし高齢者全員を対象に、高齢者向け情報紙を毎月2回訪問配布し、既存のサービスでは目の届かなかった高齢者を安否確認・見守りの対象とすることにより、高齢者の孤独死防止を図ります。
6	【計画事業】 地域見守り活動の推進 （福祉部地域福祉課）	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象として、ボランティアの地域見守り協力員（地域見守り協力員事業）や新宿区社会福祉協議会の相談員（ふれあい訪問）が高齢者宅を訪問し、安否確認や話し相手となり、高齢者の孤独感解消や自己の未然防止を図り、高齢者の自立した生活を支援します。
7	高齢者を支える総合的なネットワーク運営協議会の構築 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会等、既存のネットワークを再編して、高齢者虐待防止、孤独死防止、認知症対策の推進等、高齢者及び高齢者を介護する家族を取り巻く課題を、総合的に検討する権利擁護運営協議会を構築します。
8	地域ささえあい活動支援事業 （新宿区社会福祉協議会）	日常生活で支援を必要とする人が、地域で安心して、より心豊かに暮らせるように、地域の人同士の支え合い活動による「地域で支えるしくみづくり」をすすめます。 社会福祉協議会が支援を必要とする人の個別のニーズに合わせ、実際に協力できる人をコーディネートし、地域の支え合いの関係づくりを支援していきます。 また、地域包括支援センターや他の社会資源等と連携し、地域での住民相互の支え合いのネットワークづくりを推進していきます。
9	災害時要援護者登録名簿の活用（再掲） （福祉部地域福祉課） （区長室危機管理課）	災害発生時において、自らを守るための適切な防災行動をとることが困難な人をあらかじめ「災害時要援護者登録名簿」に登録しておくことにより、事前に警察・消防・防災区民組織等が把握しておくことができ、災害時に安否確認や避難誘導その他の適切な救援が行われるようにします。
10	災害時要援護者対策の充実 （再掲） （区長室危機管理課） （福祉部地域福祉課）	平成20年度のモデル実施を検証し、平成21年度は避難支援プランに係る全体計画を策定、その中で個別支援計画や福祉避難所の整備を推進します。また、支援者層の拡大を図るため、訪問介護事業所等福祉関連事業所との災害時協定や小・中・高校・大学等に呼びかけ、地域の中で働くことのできる人材育成の啓発を推進し、総合的な避難支援体制の確立を目指します。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
地域見守り協力員数	277人	400人
地域見守り対象者数	484人	680人

施策 16 ボランティア活動等への支援

課 題

一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、ボランティアによる見守りや支え合いの地域活動を支援していく必要があります。

施策の方向

高齢者を支えるボランティア活動等の地域活動に多くの人に参加するための、総合相談、活動情報の提供や紹介を行うとともに、積極的・安定的に続けられるよう支援する体制を整備していきます。また、高齢者自身が介護支援のボランティア活動を行うしくみを構築し、介護予防やいきがづくりを推進していきます。

〈事業〉

	事業名(担当課)	事業概要
1	社会福祉協議会助成金制度 (新宿区社会福祉協議会)	区民が主体的に参加し地域で共有する問題の解決に向けて取り組む活動に対し、経費の一部を助成します。区内で実施している活動、これから立ち上げようとしている活動、またはボランティア活動団体等を対象とします。
2	ふれあい・いきいきサロン(再掲) (福祉部地域福祉課) (新宿区社会福祉協議会)	地域住民の誰もが気軽に参加でき、高齢者の閉じこもり・引きこもりの予防や地域交流・異世代交流などにもつながるサロンの普及と参加を促します。
3	【計画事業】 生涯現役塾(再掲) (福祉部高齢者サービス課)	シニア世代等を含む高齢者が持つ知識等を地域活動に活かしてもらうためのきっかけ作りをします。ワークショップ形式による講演や、実際にNPO法人等の協力を得て地域活動に参加し、体験することによって活動の促進を行います。
4	小・中学校、関係機関、団体等が行う福祉教育等への協力 (新宿区社会福祉協議会)	ボランティア活動等の普及啓発に向けて各機関が実施するセミナーや、学校での「総合的学習の時間」や体験学習等に対し、高齢者や障害者等のボランティアとともにその取り組み等への企画協力を行い、児童生徒や地域団体との交流機会の調整を図ります。
5	ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業(再掲) (新宿区社会福祉協議会)	ボランティア・市民活動参加の裾野を広げ、多様な世代・活動者への持続的な活動支援を行うため、総合相談、情報提供・紹介、ボランティア・市民活動状況の調査・情報収集、普及啓発事業や、講座・連絡会・交流会などの開催、各種団体との連絡調整を行います。 ボランティア・市民活動に主体的中心的に関わる人材を育成し、多くの区民の参加と協働を促す仕掛けづくりをすすめていきます。 また、身近な総合相談窓口・拠点として、各地区ボランティア・地域活動サポートコーナーにコーディネーターを配置し、地域に根ざした活動の基盤整備を図ります。
6	介護支援ボランティア・ポイント事業 (福祉部高齢者サービス課) (新宿区社会福祉協議会)	高齢者が、介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に換金できるポイントを付加する事業を実施し、高齢者の介護予防やいきがづくりを推進していきます。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
登録ボランティア数 （介護支援ボランティア・ポイント事業）	-	200名
ボランティア活動等にいきがいを感じている人の割合	8.5% <small>（平成19年度高齢者保健福祉施策調査）</small>	10%

第4章 介護保険制度によるサービス

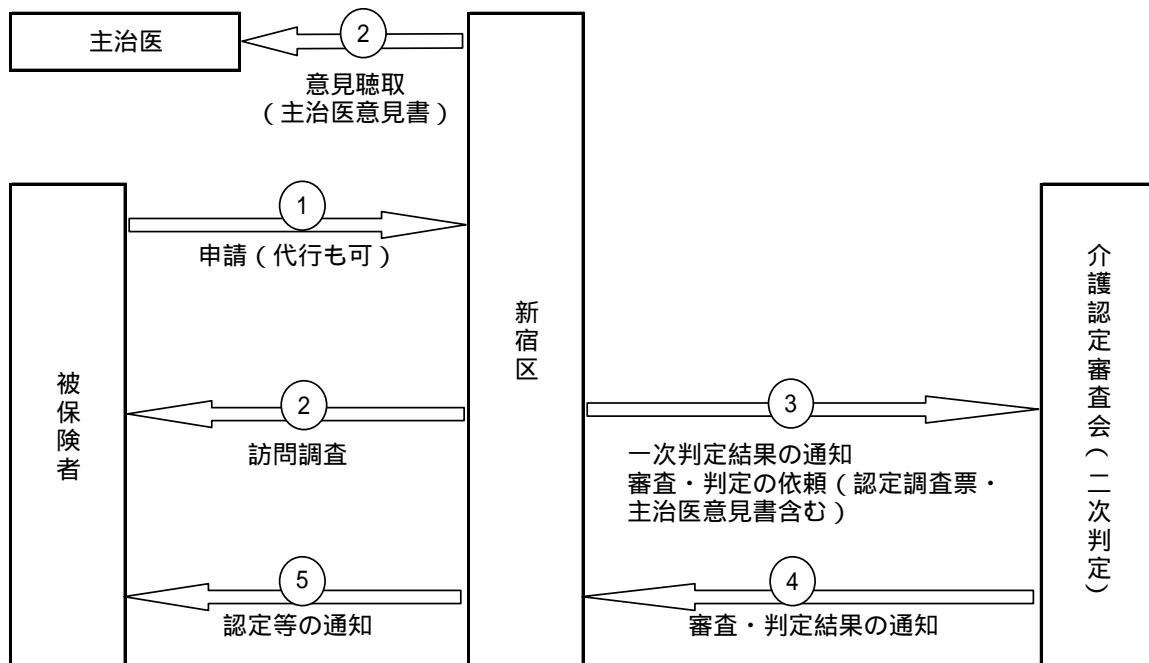
第1節 介護保険制度

1. 制度のしくみ

介護保険制度は、新宿区が保険者となって、制度の運営を行いません。また、介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、40歳以上の方が被保険者となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときは、費用の一部（原則として1割）を支払って介護保険サービスを利用するしくみとなっています。

2. 申請から認定まで

介護保険サービスを利用するためには、被保険者は、新宿区の窓口で申請して介護が必要であると認定を受けることが必要です。申請から認定までの手順は下図のとおりです。

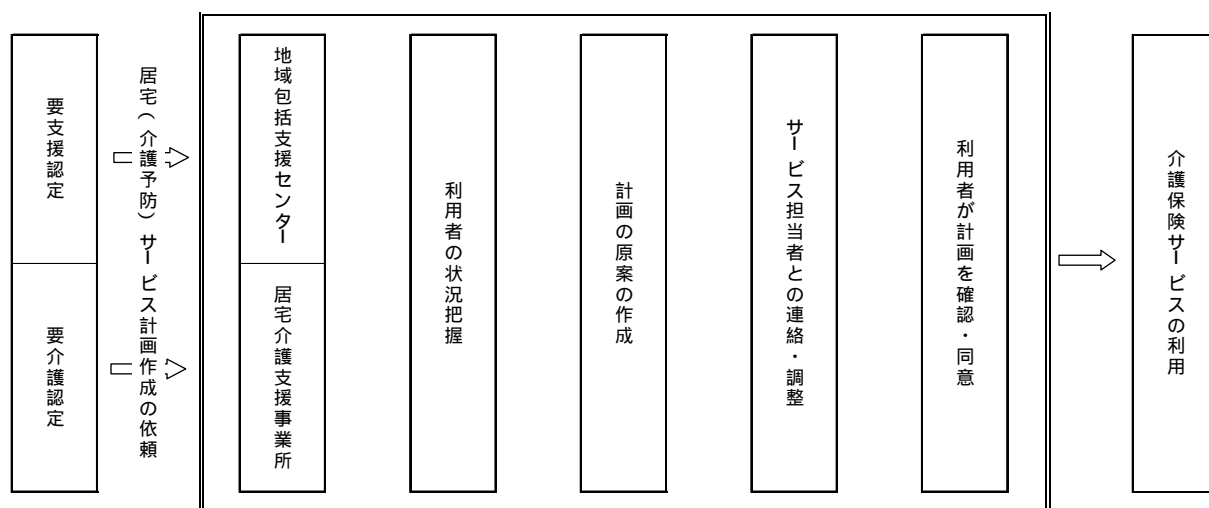


要介護認定の調査項目については、これまで82項目でしたが、新たに「調理（献立をつくる・簡単な調理）」「買い物」などの6項目を追加し、認定調査員にとって客観的判断が難しい項目などの14項目を削除し、平成21年4月より74項目になります。

また、これまでは、一次判定で「要介護1相当」と判定した上で、二次判定で「要支援2」と「要介護1」に振り分けていました。平成21年4月より一次判定において「要支援2」と「要介護1」の判定をします。

3．認定から介護保険サービス利用まで

介護の認定結果の通知を受けたあとに、その認定結果をもとに、居宅介護支援事業者*（要支援の場合は、地域包括支援センター）に依頼して、ケアマネジャー（介護支援専門員）に心身の状況に応じたケアプラン〔居宅（介護予防）サービス計画〕を作成してもらいます。この計画に基づき、介護保険サービス事業者と契約を結び、介護保険サービスの提供を受けます。認定から介護保険サービス利用の手順は下図のとおりです。



4. 介護保険サービスの種類について

	要介護1～5の方のサービス（介護給付）	要支援1・2の方が対象のサービス（予防給付）
在宅サービス（居宅・介護予防）	訪問介護（ホームヘルプサービス） 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション 短期入所生活介護（ショートステイ） 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修	介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護（デイサービス） 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 住宅改修
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護療養型医療施設	要支援1・2の方は、施設サービスを利用することができません
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム） 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）
	居宅介護支援	介護予防支援

5 . 第4期介護保険事業計画について

第4期計画については、第3期計画の策定に際して区が設定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置づけという性格を有するものとして、策定するよう国から示されています。また、2015年（平成27年）の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、地域支援事業の実施に関する取組みをより一層推進することが必要である、との課題が示されています。

今後も増加が予想される、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等が、介護が必要な状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）といった地域密着型サービスを整備していきます。また、在宅で生活することが難しい高齢者も多くいるため、公有地の活用などにより介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備も検討していきます。

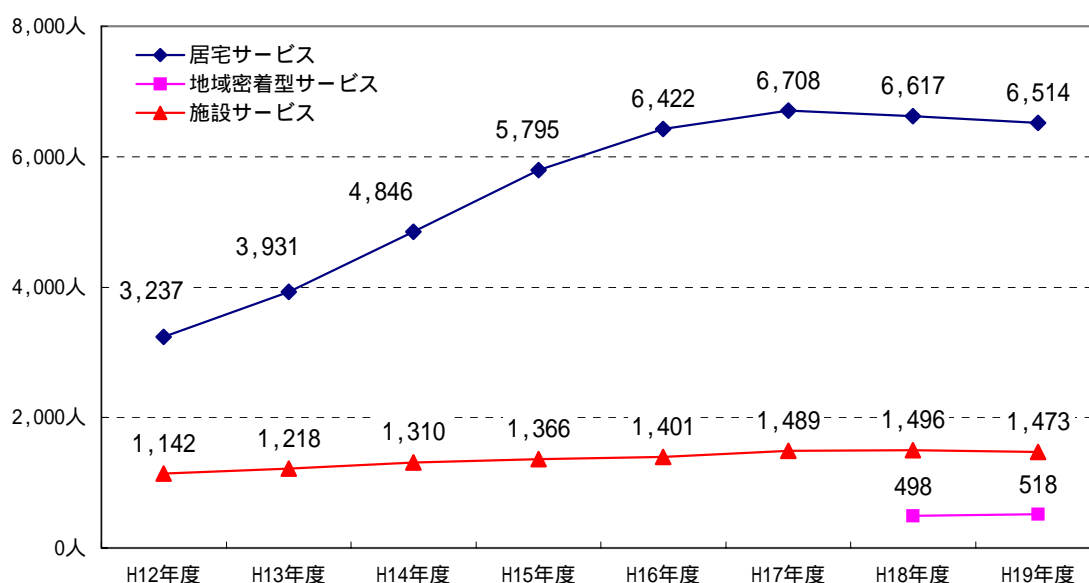
医療制度改革により、介護療養型医療施設の廃止及び医療療養病床の大幅削減が予定されていることから、これらの影響を十分に勘案し、施設サービスの利用を見込みます。

第2節 介護保険サービスの利用状況

1. サービス利用者の推移

居宅サービス利用者数は、平成12年度末から平成17年度末までに約2倍に増加しました。平成18年度以降は減少していますが、これは介護保険法の改正により平成18年4月に創設された地域密着型サービスに移行したためです。施設サービス利用者数は、平成12年度末から微増傾向にありましたが、平成17年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。地域密着型サービスは、居宅サービスから移行された、認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）に加え、平成18年4月に創設された小規模多機能型居宅介護と夜間対応型訪問介護等の利用者となっています。

〔 サービス利用者の推移 〕



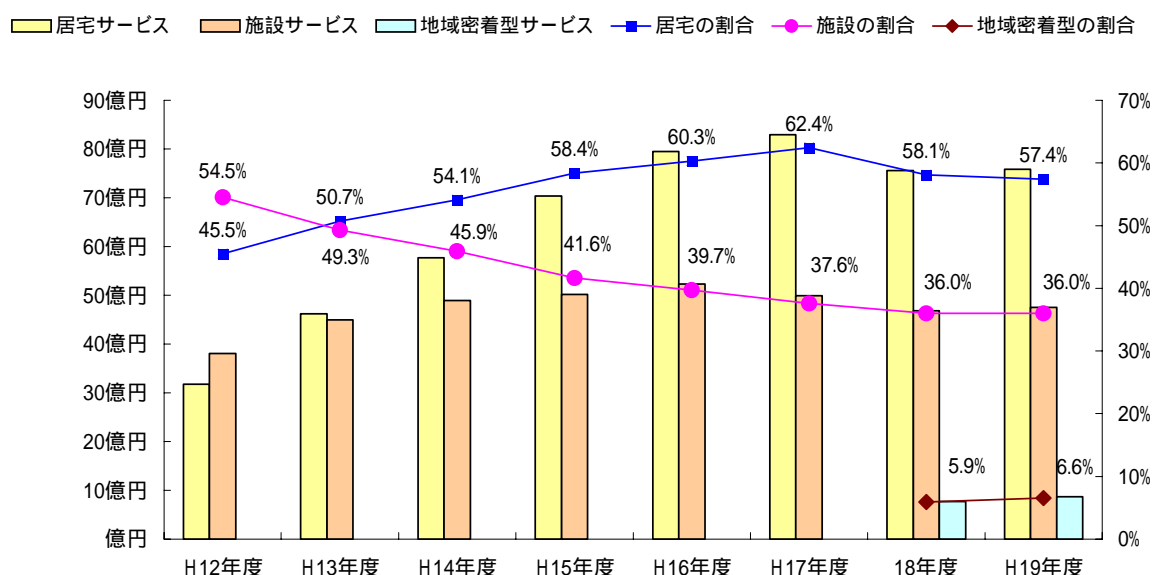
	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
居宅サービス	3,237	3,931	4,846	5,795	6,422	6,708	6,617	6,514
施設サービス	1,142	1,218	1,310	1,366	1,401	1,489	1,496	1,473
地域密着型サービス							498	518
計	4,379	5,149	6,156	7,161	7,823	8,197	8,611	8,505

年度末の実績

2. 居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の推移

給付費の推移は、制度開始から増加し続けていた居宅サービス費が、平成18年度から大幅に減少しています。これは、介護保険法の改正により平成18年4月に創設された地域密着型サービスに移行したためです。なお、施設サービス費の平成17年度以降の減少は、平成17年10月の制度改正により居住費・食費の自己負担化によるものです。

〔 給付費の推移 〕



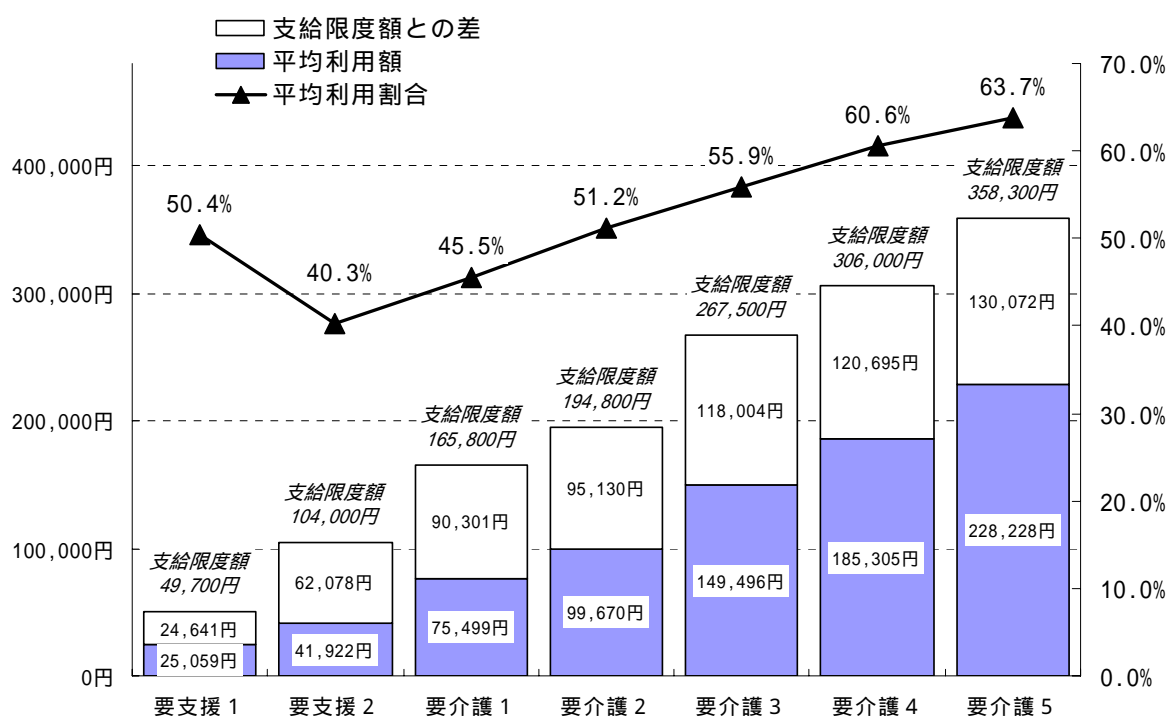
	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	18年度	H19年度
居宅サービス	3,176,578,680円	4,621,714,015円	5,766,528,827円	7,031,797,995円	7,945,767,085円	8,288,585,798円	7,557,642,536円	7,586,817,422円
施設サービス	3,804,592,225円	4,494,357,436円	4,897,882,604円	5,013,881,558円	5,232,245,053円	4,991,042,101円	4,685,759,998円	4,751,408,537円
地域密着型サービス							770,251,286円	866,530,830円
合計	6,981,170,905円	9,116,071,451円	10,664,411,431円	12,045,679,553円	13,178,012,138円	13,279,627,899円	13,013,653,820円	13,204,756,789円
(内訳) 居宅+地域密着型							8,327,893,822円	8,453,348,252円
居宅の割合	45.5%	50.7%	54.1%	58.4%	60.3%	62.4%	58.1%	57.4%
施設の割合	54.5%	49.3%	45.9%	41.6%	39.7%	37.6%	36.0%	36.0%
地域密着型の割合							5.9%	6.6%

年度末の実績

3. 居宅サービスの平均利用額

居宅サービスの一人当たり平均利用額は、要介護度が重度化するに従って増えていきます。支給限度額に対する平均利用割合も、重度の方は、より限度額近くまでサービスを利用しています。

〔 居宅サービスの平均利用額 〕



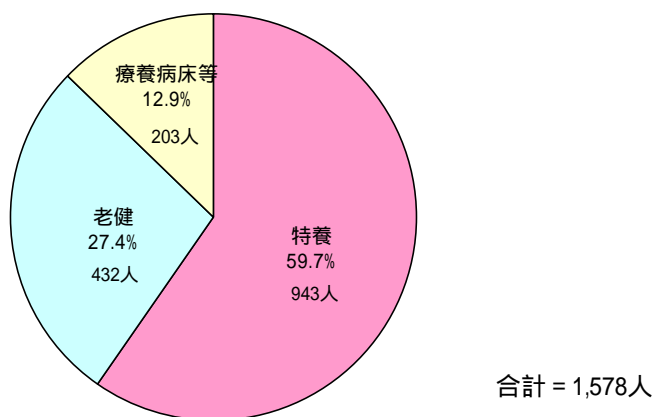
平成 20 年 8 月実績

4 . 施設サービスの種類別利用人数

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用者が最も多く全体の約60%を占め、介護老人保健施設（老人保健施設）が約27%、介護療養型医療施設（療養病床等）が約13%の利用となっています。

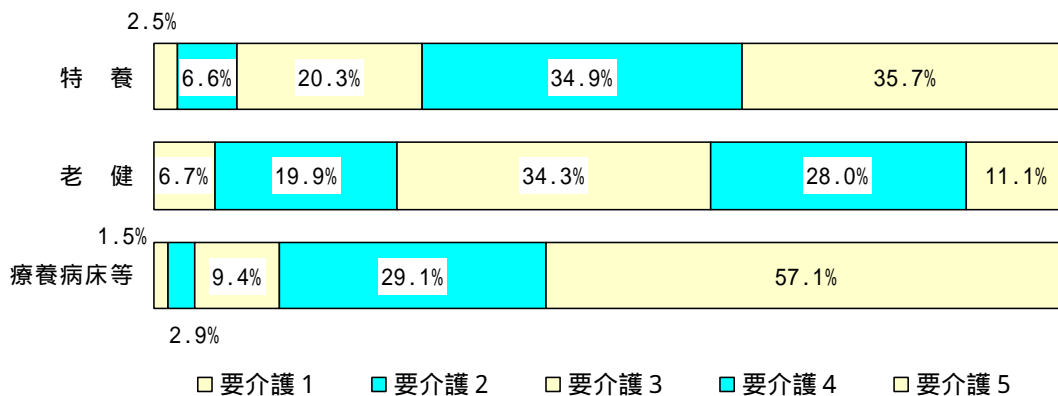
利用者を要介護度別に見ると、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護療養型医療施設（療養病床等）では、要介護4及び5の重度の方の利用割合が多くなっています。また、介護老人保健施設（老人保健施設）では、要介護2及び3の中度の方の利用割合が多くなっています。

〔 施設別入所者の割合 〕



平成 20 年 8 月末実績

〔 施設サービス利用状況 〕



平成 20 年 8 月末実績

第3節 サービスごとの利用見込み

1．総費用推計の考え方

第4期計画は、第3期計画の策定に際して設定した平成27年（2015年）の目標に至る中間段階となります。そのため、第3期計画策定の際に設定した平成26年度までの目標値を基礎としつつ、直近の現状を踏まえた人口推計を行い、要介護等認定者の出現数を推計しました。これらをもとに各介護保険サービスの平成21年度から平成23年度までの3年間に要する経費を推計しています。

認定者数の推計にあたっては、予防給付サービス及び介護予防事業*の実施効果を考慮しています。

国では医療制度改革の一環として、療養病床の再編成を行うこととされ、介護療養型医療施設は平成23年度末に廃止されます。しかし、他の介護保険施設*等や医療施設に転換する時期、規模が不透明な状況であることから、利用者は平成23年度までは介護療養型医療施設を利用するものとして見込みます。

医療療養病床は、大幅に削減することが予定されていますが、東京都では地域ケア体制における重要な社会資源であると考えています。そのため、今後も必要量を確保していく方向で検討が行われており、都内での医療療養病床の廃止は見込みません。

2. サービス類型ごとの利用見込み

地域密着型サービス、居宅サービス、施設サービスの3つのサービス類型ごとに利用量を見込んでいます。

なお、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び施設サービスについては、要支援1及び2の方はサービスの対象とはならないので、予防給付の項目がなく介護給付となっています。

(1) 地域密着型サービスの利用見込み

夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回による訪問介護と通報による随時対応を合わせたサービスです。このサービスは平成18年4月に創設されたもので、区内にある1ヶ所の事業所は、平成19年2月より事業を開始しています。現在の利用者は67人となっています(平成20年8月実績)。

このサービスの利用者は、他の居宅サービス利用者に比べて、要介護4及び5の重度の方が多く利用していますので、今後も重度の方が多く利用すると見込みます。

厚生労働省では、このサービスを人口20~30万人程度の自治体で行った場合には、利用者が300~400人程度になると想定しています。そのため、今後、このサービスへの周知度が増すことで、利用者も増加していくことが想定されることから、平成21年度から平成23年度までは、対前年度比約1.5倍の伸びが続くと見込みます。

(人/月)	第3期		
	H18年度	H19年度	H20年度
見込量	47	93	145
実績	0	21	50
割合	0.0%	22.6%	34.5%

(人/月)	第4期		
	H21年度	H22年度	H23年度
見込量	88	128	190

実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

夜間対応型訪問介護は、要介護1~5の方がサービスの対象となります。要支援1及び2の方はサービスの対象外です。

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

通所により認知症の方を対象に、食事、入浴、レクリエーションを行うサービスです。

現在の利用者は363人となっています（平成20年8月実績）。これは「家にいる『動ける認知症高齢者』」*の6割にあたる人数で、通所の回数は週に平均すると約2.4回となっています。

今後も、このサービスの主な利用者は、「家にいる『動ける認知症高齢者』」と想定し、約6割の方が平均週2.4回通所すると見込みます。

(回/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		36,873	42,485	46,756
実績		38,244	43,264	44,964
割合		103.7%	101.8%	96.2%
予 防	見込量	2,609	2,797	2,904
	実績	4	8	0
	割合	0.2%	0.3%	0.0%
介 護	見込量	34,264	39,688	43,852
	実績	38,240	43,256	44,964
	割合	111.6%	109.0%	102.5%

(回/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		51,011	51,999	53,315
予 防	見込量	175	179	184
	見込量	50,836	51,820	53,131

実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍した数値。

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所への「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービスです。どのサービスを利用しても、同一の職員によるサービス提供が受けられます。

現在、このサービスは平成 18 年 4 月に創設されたもので、区内にある 1 ヶ所の事業所は、平成 18 年 7 月より開設しています。現在の利用者は 20 人となっています（平成 20 年 8 月実績）。

第 3 期計画では、このサービスは区内に 9 ヶ所の基盤整備を計画していましたが、用地確保や施設運営等にかかる高コストなどが参入への障壁となって、事業展開がなされませんでした。

このサービスは、様々なサービスを包括的に提供できる施設サービスに類似したもので、施設の機能を在宅へ 24 時間届けるようなしくみであると考えられます。認知症高齢者や重度の要介護認定者の方が、住み慣れた地域で暮らし続けるために、今後、このサービスの必要性は高まっていくと想定されます。

このサービスは、第 4 期計画においても施設整備に対する補助のほか、区としても誘導策を講じながら、東基盤整備圏域と西基盤整備圏域には各 3 事業所、中央基盤整備圏域には 2 事業所の基盤整備をすすめていきます。

このうち、中央基盤整備圏域の 1 事業所（定員 25 人）については、旧東戸山中学校において、平成 22 年 3 月開設を目標に整備をすすめていきます。

このサービスの利用者は、事業所が開設されると定員の 9 割が利用すると見込みます。

(人/月)	第 3 期			
	H18 年度	H19 年度	H20 年度	
見込量	104	163	166	
実績	8	18	18	
割合	7.7%	11.0%	10.8%	
予 防	見込量	22	34	34
	実績	2	4	3
	割合	9.1%	11.8%	8.8%
介 護	見込量	82	129	132
	実績	6	14	15
	割合	7.3%	10.9%	11.4%

(人/月)	第 4 期			
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	
見込量	89	157	202	
予 防	見込量	25	45	58
	見込量	64	112	144

実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20 年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

(認知症高齢者グループホーム)

認知症の方が5～9人で共同生活し、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴などの生活支援を受けるサービスです。

現在、このサービスは区内に5ヶ所、利用定員75人分がありますが、このうち区民の利用者は50人です。このほかに、区外にある介護保険サービス提供事業所を利用している区民が51人おり、あわせて約101人の利用となっています(平成20年8月実績)。

このサービスは、要介護2及び3の中度の方が主な利用者となっています。特別養護老人ホーム等の施設サービスは、要介護4及び5の重度の方が主な利用者となっていることから、このサービスは、在宅生活することが困難になった中重度の方を支えるサービスとして、必要性が高いと考えられます。

区内における現在の介護保険サービス提供事業所の所在が西基盤整備圏域に偏りがあることから、第4期計画期間中に東基盤整備圏域と中央基盤整備圏域に36人分(2事業所)ずつ、施設整備に対する補助の利用を想定した展開を見込みます。

このうち、中央基盤整備圏域の1事業所(定員18人)については、旧東戸山中学校において平成22年3月開設を目標に整備をすすめていきます。また、東基盤整備圏域の1事業所(定員18人)については、矢来町において平成22年4月開設を目標に整備をすすめていきます。

このサービスの利用者は、現在のサービス利用者、区内の事業所が開設されることによる新たな利用者増分を加えて見込みます。

(人/月)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		159	165	166
実績		116	117	105
割合		73.0%	71.0%	63.3%
予 防	見込量	24	16	8
	実績	0	1	0
	割合	0.0%	6.3%	0.0%
介 護	見込量	135	149	158
	実績	116	116	105
	割合	85.9%	77.9%	66.5%

(人/月)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		119	137	173
予 防	見込量	1	1	2
	見込量	118	136	171

実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム）

定員が29人以下の介護専用型の有料老人ホーム等です。

このサービスは、区内で1ヶ所の事業所（定員14人）が、平成18年11月より事業を開始し、現在の利用者は12人となっています（平成20年8月実績）。

このサービスは、小規模で、かつ、要介護認定者専用という施設の特性などから、区内での新たな事業展開は難しいと考えられるので、第4期計画において、既存事業所の利用者以外に新たなサービスの利用は見込みません。

(人/月)	第3期		
	H18年度	H19年度	H20年度
見込量	0	0	0
実績	6	10	11
割合	-	-	-

(人/月)	第4期		
	H21年度	H22年度	H23年度
見込量	14	14	14

実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

地域密着型特定施設入居者生活介護は、要介護1～5の方がサービスの対象となります。要支援1及び2の方はサービスの対象外です。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）

定員が 29 人以下の小規模の特別養護老人ホームです。

現在、平成 22 年 3 月開設を目標に旧東戸山中学校において、小規模特養ホームの整備をすすめています。

今後の小規模特養ホームの区内での事業展開については、用地確保や施設運営等にかかる高コストなど、事業所参入の障壁は高いと考えられます。このため、第 4 期計画では、公有地の活用などによる整備を引き続き検討していきますが、計画上は平成 22 年 3 月を目標にしている旧東戸山中学校の整備のみを見込みます。

(人/月)	第 3 期		
	H18 年度	H19 年度	H20 年度
見込量	0	0	29
実績	0	0	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%

(人/月)	第 4 期		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度
見込量	0	29	29

H20 年度の実績は見込み。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、要介護 1～5 の方がサービスの対象となります。要支援 1 及び 2 の方はサービスの対象外です。

(2) 居宅サービスの利用見込み

第4期計画の居宅サービスは、過去の利用実績をもとにし、これに利用者の利用意向や対象者数、介護保険サービス提供事業者の動向などを考慮し見込んでいます。

平成22年度始めには、矢来町及び旧東戸山中学校に特別養護老人ホーム等が整備され、これらの施設には短期入所生活介護が併設されます。そのため、短期入所生活介護には、これらの施設を利用する分も含めた見込みとなっています。

訪問・通所・短期入所・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修

〔訪問介護〕

(人、回/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
予防	見込(人)	20,951	22,894	23,265
	実績	6,634	14,786	14,940
	割合	31.7%	64.6%	64.2%
介護	見込(回)	564,605	532,760	513,083
	実績	761,585	650,649	625,566
	割合	134.9%	122.1%	121.9%

(人、回/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
予防	見込(人)	16,855	17,403	18,118
介護	見込(回)	709,093	730,760	732,453

介護予防訪問介護の報酬単位は月額であるため、人数見込みとなっている。
実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍にした数値。

〔訪問入浴介護〕

(回/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		17,815	16,227	15,497
実績		17,612	17,271	17,428
割合		98.9%	106.4%	112.5%
予防	見込量	383	431	448
	実績	51	19	50
	割合	13.3%	4.4%	11.2%
介護	見込量	17,432	15,796	15,049
	実績	17,561	17,252	17,378
	割合	100.7%	109.2%	115.5%

(回/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		20,098	20,841	20,888
予防	見込量	30	31	31
介護	見込量	20,068	20,810	20,857

実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍にした数値。

〔訪問看護〕

(回/年)	第3期			
	H18年度	H19年度	H20年度	
見込量	50,557	48,542	48,216	
実績	53,499	49,266	50,880	
割合	105.8%	101.5%	105.5%	
予防	見込量	5,368	6,045	6,278
	実績	1,111	2,275	2,584
	割合	20.7%	37.6%	41.2%
介護	見込量	45,189	42,497	41,938
	実績	52,388	46,991	48,296
	割合	115.9%	110.6%	115.2%

(回/年)	第4期			
	H21年度	H22年度	H23年度	
見込量	59,982	62,199	62,343	
予防	見込量	2,928	3,036	3,043
	見込量	57,054	59,163	59,300

実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍にした数値。

〔訪問リハビリテーション〕

(日/年)	第3期			
	H18年度	H19年度	H20年度	
見込量	4,908	4,928	5,030	
実績	7,797	11,744	14,046	
割合	158.9%	238.3%	279.2%	
予防	見込量	485	546	568
	実績	150	348	418
	割合	30.9%	63.7%	73.6%
介護	見込量	4,423	4,382	4,462
	実績	7,647	11,396	13,628
	割合	172.9%	260.1%	305.4%

(日/年)	第4期			
	H21年度	H22年度	H23年度	
見込量	13,788	14,330	14,369	
予防	見込量	379	399	406
	見込量	13,409	13,931	13,963

実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍にした数値。

〔居宅療養管理指導〕

(人/月)	第3期			
	H18年度	H19年度	H20年度	
見込量	1,108	1,120	1,131	
実績	1,186	1,274	1,412	
割合	107.0%	113.8%	124.8%	
予防	見込量	160	183	194
	実績	34	76	91
	割合	21.3%	41.5%	46.9%
介護	見込量	948	937	937
	実績	1,152	1,198	1,321
	割合	121.5%	127.9%	141.0%

(人/月)	第4期			
	H21年度	H22年度	H23年度	
見込量	1,116	1,150	1,154	
予防	見込量	165	170	171
	見込量	951	980	983

実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

〔通所介護〕

(人、回/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
予防	見込(人)	4,325	4,732	4,821
	実績	1,789	4,506	4,930
	割合	41.4%	95.2%	102.3%
介護	見込(回)	93,686	92,678	90,220
	実績	138,797	143,811	155,842
	割合	143.6%	155.2%	172.7%

(人、回/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
予防	見込(人)	5,113	5,279	5,496
介護	見込(回)	178,153	184,736	185,165

介護予防通所介護の報酬単位は月額であるため、人数見込みとなっている。
実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍した数値。

〔通所リハビリテーション〕

(人、回/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
予防	見込(人)	1,246	1,364	1,391
	実績	328	787	946
	割合	26.3%	57.7%	68.0%
介護	見込(回)	20,932	21,027	21,524
	実績	28,157	26,087	25,026
	割合	134.6%	124.1%	116.3%

(人、回/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
予防	見込(人)	906	936	974
介護	見込(回)	31,521	32,748	32,824

介護予防通所リハビリテーションの報酬単位は月額であるため、人数見込みとなっている。
実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍した数値。

〔短期入所生活介護〕

(日/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		25,892	25,317	26,368
実績		16,574	19,340	21,114
割合		64.0%	76.4%	80.1%
予防	見込量	1,211	1,707	1,776
	実績	83	218	234
	割合	6.9%	12.8%	13.2%
介護	見込量	24,681	23,610	24,592
	実績	16,491	19,122	20,880
	割合	66.8%	81.0%	84.9%

(日/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		22,736	23,621	23,675
予防	見込量	330	343	344
介護	見込量	22,406	23,278	23,331

実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍した数値。

〔短期入所療養介護〕

(日/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		17,983	17,471	18,201
実績		14,730	14,607	14,182
割合		81.9%	83.6%	77.9%
予防	見込量	1,309	1,476	1,536
	実績	81	270	182
	割合	6.2%	18.3%	11.8%
介護	見込量	16,674	15,995	16,665
	実績	14,649	14,337	14,000
	割合	87.9%	89.6%	84.0%

(日/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		16,408	17,047	17,086
予防	見込量	476	494	496
	実績			
介護	見込量	15,932	16,553	16,590
	実績			

実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍した数値。

〔福祉用具貸与〕

(人/月)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		2,392	2,326	2,274
実績		2,495	2,317	2,424
割合		104.3%	99.6%	106.6%
予防	見込量	546	598	609
	実績	55	128	154
	割合	10.1%	21.4%	25.3%
介護	見込量	1,846	1,728	1,665
	実績	2,440	2,189	2,270
	割合	132.2%	126.7%	136.3%

(人/月)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		2,692	2,727	2,720
予防	見込量	163	176	183
	実績			
介護	見込量	2,529	2,551	2,537
	実績			

実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

〔特定福祉用具販売〕

(人/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		1,374	1,431	1,453
実績		1,013	1,279	1,102
割合		73.7%	89.4%	75.8%
予防	見込量	430	448	455
	実績	127	252	234
	割合	29.5%	56.3%	51.4%
介護	見込量	944	983	998
	実績	886	1,027	868
	割合	93.9%	104.5%	87.0%

(人/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		1,486	1,536	1,539
予防	見込量	465	481	482
	実績			
介護	見込量	1,021	1,055	1,057
	実績			

実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍した数値。

〔住宅改修〕

(人/年)	第3期			
	H18年度	H19年度	H20年度	
見込量	1,035	1,079	1,086	
実績	778	817	832	
割合	75.2%	75.7%	76.6%	
予防	見込量	422	440	443
	実績	113	227	256
	割合	26.8%	51.6%	57.8%
介護	見込量	613	639	643
	実績	665	590	576
	割合	108.5%	92.3%	89.6%

(人/年)	第4期			
	H21年度	H22年度	H23年度	
見込量	1,096	1,132	1,135	
予防	見込量	240	248	249
	実績			
介護	見込量	856	884	886
	実績			

実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍した数値。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居して、食事、入浴など日常生活の支援を受けるサービスです。

このサービスの利用者は、制度開始から毎年、対前年度比で約1.3倍の伸びを示していますが、区内の介護保険サービス提供事業所を利用している利用者はそのうち約2割で、多くの区民は区外の事業所を利用しています。

全国的には、新たな事業所の展開も積極的に行われていることから、平成23年度まではサービス利用者数について、一定の伸びが続くと見込んでいます。

(人/月)	第3期			
	H18年度	H19年度	H20年度	
見込量	391	469	563	
実績	407	544	608	
割合	104.1%	116.0%	108.0%	
予防	見込量	67	80	96
	実績	24	62	73
	割合	35.8%	77.5%	76.0%
介護	見込量	324	389	467
	実績	383	482	535
	割合	118.2%	123.9%	114.6%

(人/月)	第4期			
	H21年度	H22年度	H23年度	
見込量	695	795	895	
予防	見込量	82	93	106
	実績			
介護	見込量	613	702	789
	実績			

実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

(3) 施設サービスの利用見込み

区内では、平成 22 年度中に 1 ヶ所の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム、入所定員 81 人）がサービスの提供を開始する予定のため、この施設の利用量の増加分を見込んでいます。今後も在宅生活が困難な方のために、公有地の活用などにより介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を検討していきます。

介護療養型医療施設は平成 23 年度末に廃止されますが、他の介護保険施設や医療施設に転換する時期、規模が不透明な状況であることから、利用者は平成 23 年度までは介護療養型医療施設を利用するものとして見込みます。

介護保険施設における平成 19 年度の入所者を要介護度別にみると、重度者である要介護 4 及び 5 の方の割合は、施設利用者全体の約 64% になっています。この割合は、平成 26 年度には 70% 以上とするよう国から示されているため、施設入所は重度者を優先し、今後、平成 26 年度には 70% となることを見込みます。

また、要介護認定者（要介護 2～5）に対する介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）及び介護専用型特定施設の利用者は、平成 19 年度では約 27% となっています。この割合は、平成 26 年度には 37% 以下とするよう国から示されているため、今後も 37% 以下となることを見込みます。

医療療養病床の大幅な削減が予定されていることから、都外でこのサービスを利用している方が、新たな介護老人保健施設等の利用者となると想定し、この新たな利用者の見込量については、介護老人保健施設（老人保健施設）の見込量の中に含んでいます。

区内における平成 23 年度までの各年度末の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人保健施設（老人保健施設）の整備ベッド数（累計）は、次のとおりです。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

単位：床	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
区内施設のベッド数	370	370	451	451
区外における建設助成ベッド数	503	503	503	503
合 計	873	873	954	954

- 1 H22 年度に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）1 ヶ所（定員 81 人）を整備。
- 2 H21 年度に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）1 ヶ所（定員 29 人）を整備。
- 3 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）451 人と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）29 人を合わせると、480 人となる。

介護老人保健施設（老人保健施設）

単位：床	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
区内施設のベッド数	260	260	260	260

第 4 期介護保険事業計画期間中の整備予定はない。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

(人/月)	第 3 期		
	H18 年度	H19 年度	H20 年度
見込量	907	1,003	1,004
実績	864	852	885
割合	95.3%	85.0%	88.1%

(人/月)	第 4 期		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度
見込量	956	1,032	1,035

実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20 年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、要介護 1～5 の方がサービスの対象となります。要支援 1 及び 2 の方はサービスの対象外です。

介護老人保健施設（老人保健施設）

(人/月)	第3期		
	H18年度	H19年度	H20年度
見込量	426	433	435
実績	405	418	430
割合	95.1%	96.5%	98.9%

(人/月)	第4期		
	H21年度	H22年度	H23年度
見込量	441	478	534

実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

介護老人保健施設（老人保健施設）は、要介護1～5の方がサービスの対象となります。要支援1及び2の方はサービスの対象外です。

介護療養型医療施設

(人/月)	第3期		
	H18年度	H19年度	H20年度
見込量	231	240	242
実績	227	233	209
割合	98.3%	97.1%	86.4%

(人/月)	第4期		
	H21年度	H22年度	H23年度
見込量	242	242	242

実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

介護療養型医療施設は、要介護1～5の方がサービスの対象となります。要支援1及び2の方はサービスの対象外です。

[新宿区における平成26年度までの介護保険施設サービス及び居住系サービスの利用見込み]

施設・介護専用居住系サービス

単位：人

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
施設サービス利用者(A)	1,496	1,503	1,524	1,639	1,751	1,760	1,625	1,631	1,713	
内	うち要介護4及び5(B)	961	963	970	1,066	1,143	1,149	1,058	1,102	1,203
	施設利用者に対する 要介護4及び5の方の割合(B/A)	64.2%	64.1%	63.6%	65.0%	65.3%	65.3%	65.1%	67.6%	70.2%
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	864	852	885	956	1,032	1,035	1,037	1,039	1,119
	介護老人保健施設(老人保健施設)	405	418	430	441	448	454	559	563	565
	介護療養型医療施設	227	233	209	242	242	242			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護(小規模特養ホーム)	0	0	0	0	29	29	29	29	29
介護専用居住系サービス利用者(C)	122	126	116	159	180	220	225	230	235	
内	認知症対応型共同生活介護	116	116	105	118	136	171	171	171	171
	特定施設入居者生活介護(介護専用型)	0	0	0	27	30	35	40	45	50
訳	地域密着型特定施設入居者生活介護	6	10	11	14	14	14	14	14	14
施設・介護専用居住系 サービス利用者数(D=A+C)	1,618	1,629	1,640	1,798	1,931	1,980	1,850	1,861	1,948	
要介護2～5の要介護者数(E)	5,576	6,003	5,985	6,082	6,177	6,274	6,335	6,398	6,460	
要介護2～5に対する施設・介護専用 居住系サービスの利用者の割合(F=D/E)	29.0%	27.1%	27.4%	29.6%	31.3%	31.6%	29.2%	29.1%	30.2%	

介護専用以外の居住系サービス

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
介護専用以外居住系サービス利用者(G)	407	545	608	669	766	862	922	982	1,042	
内	特定施設入居者生活介護(介護専用型以外)	383	482	535	586	672	754	804	854	904
	介護予防特定施設入居者生活介護	24	62	73	82	93	106	116	126	136
訳	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	1	0	1	1	2	2	2	2

施設・介護専用居住系サービス・介護専用以外の居住系サービス 計

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
施設・居住系サービス計(H=D+G)	2,025	2,174	2,248	2,467	2,697	2,842	2,772	2,843	2,990

H18、19年度は実績値、H20年度は実績見込値。

第4節 地域支援事業

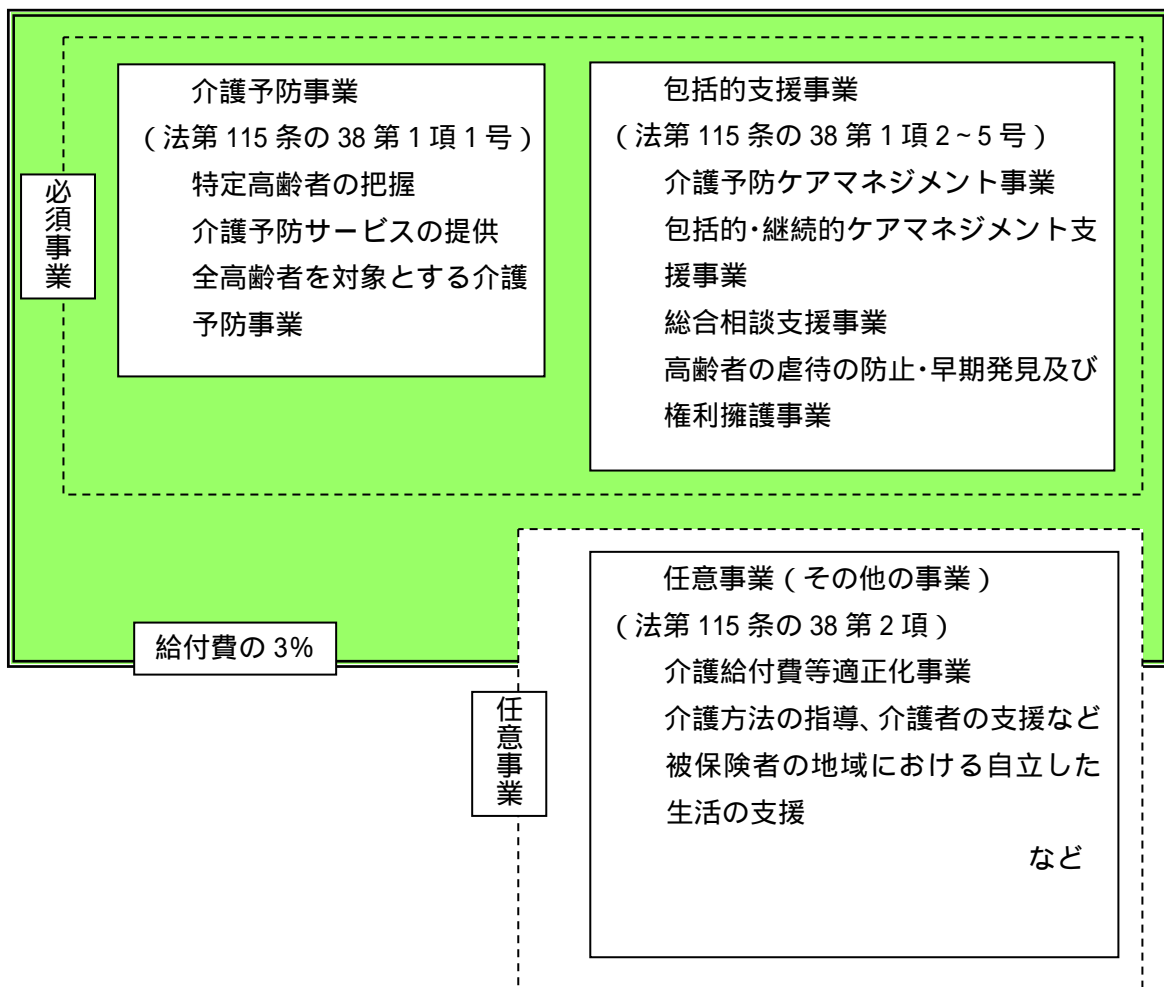
1. 地域支援事業の構成

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを強化する観点から、区が主体となって地域支援事業を実施します。

地域支援事業は、下図のとおり 介護予防事業、 包括的支援事業、 任意事業の3事業で構成されます。

、 は必須事業として、区が実施することが法により定められています。 は任意事業として、区が必要に応じて実施する事業です。

〔地域支援事業の構成〕

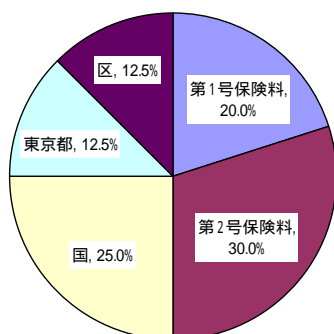


2 . 地域支援事業の財源

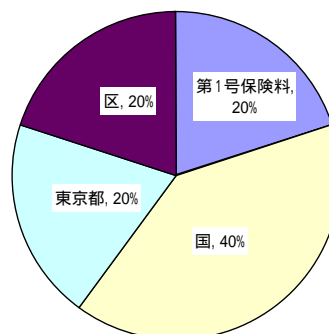
地域支援事業に要する経費は、政令により給付見込額の3%が上限とされ、この金額をもとに交付金が交付されます。この上限を超える事業を行う場合には、区の一般事業として実施していきます。

給付見込額の3%に相当する部分の、介護予防事業については、第1号保険料、第2号保険料、公費で構成されますが、包括的支援事業と任意事業については、第1号保険料と公費で構成されます。

介護予防事業の財源構成



包括的支援事業、任意事業の財源構成



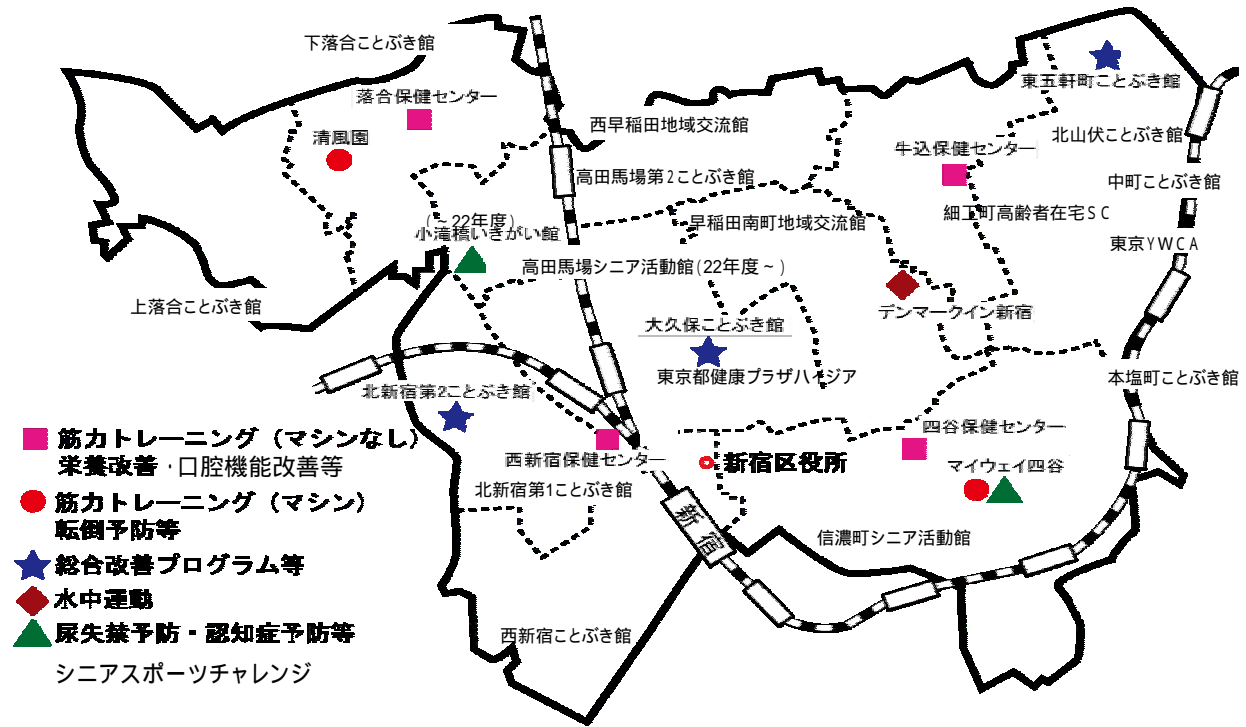
3 . 地域支援事業の見込み

地域支援事業に要する経費のうち、政令で定める範囲で地域支援事業交付金が交付されます。交付金の見込み額は、次のとおりです。

〔地域支援事業交付金の見込み〕

	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度
介護予防事業	235,507,500円	251,240,000円	260,748,500円
給付見込額に対する割合	1.5%	1.5%	1.5%
包括的支援事業及び任意事業	235,507,500円	251,240,000円	260,748,500円
給付見込額に対する割合	1.5%	1.5%	1.5%
合 計	471,015,000円	502,480,000円	521,497,000円
給付見込額に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%

【平成21年度～23年度 地域支援事業(介護予防事業)の実施拠点(予定)】



- 筋力トレーニング(マシンなし)
栄養改善・口腔機能改善等
- 筋力トレーニング(マシン)
転倒予防等
- ★ 総合改善プログラム等
- ◆ 水中運動
- ▲ 尿失禁予防・認知症予防等
シニアスポーツチャレンジ

事業名		
介護予防事業	生活機能評価の実施等	
	筋力向上トレーニング教室(マシンあり)	
	筋力向上トレーニング教室(マシンなし)	
	転倒予防教室	
	水中運動教室	
	総合的予防改善教室	
	低栄養改善教室	
	口腔機能改善教室	
	認知症予防教室	
	尿漏れ改善教室	
	シニアスポーツチャレンジ教室	
	介護予防講演会	
	若返り講座	
	認知症・うつ予防相談	
	普及啓発パンフレットの配布	
	地域での介護予防活動に対する支援	
	包括的支援事業	地域包括支援センター事業
	任意事業	適正利用の推進
家族介護者交流事業		
家族介護者教室		
家族介護者慰労金の支給		
徘徊高齢者探索サービス		
成年後見審判請求事務等		
住宅改修理由書作成業務の支援		

〔地域密着型サービスの整備目標〕

基盤整備圏域		東			中央			西			合計			備 考	
1	2	現 況	21～23年度整備数	累 計	現 況	21～23年度整備数	累 計	現 況	21～23年度整備数	累 計	現 況	21～23年度整備数	累 計		
現況(3)と平成23年度までの整備数(4)															
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	事業所	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	
		定員	5	0	5	5	0	5	5	0	5	5	0	5	
	認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	事業所	6	0	6	4	0	4	5	0	5	15	0	15	
		定員	82	0	82	58	0	58	70	0	70	210	0	210	
	小規模多機能型居宅介護(6)	事業所	0	3	3	1	2	3	0	3	3	1	8	9	東地区、西地区に各3事業所(75人)、中央に2事業所(50人)整備 中央地区の旧東戸山中学校に1事業所(定員25名)の開設(平成22年3月)を予定している。
		定員	0	75	75	24	50	74	0	75	75	24	200	224	
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	事業所	1	2	3	1	2	3	3	0	3	5	4	9	東地区、中央地区に各2事業所(36人)整備 中央地区の旧東戸山中学校に1事業所(定員18名)の開設(平成22年3月)、東地区の矢来町に1事業所(定員18名)の開設(平成22年4月)を予定している。
		定員	9	36	45	18	36	54	51	0	51	60	72	150	
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (地域密着型特定施設)	事業所	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	
		定員	0	0	0	0	0	0	14	0	14	14	0	14	
	地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特養ホーム)	事業所	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	中央地区に1事業所(29人)整備 中央地区の旧東戸山中学校に1事業所(定員29名)の開設(平成22年3月)を予定している。
		定員	0	0	0	0	29	29	0	0	0	0	29	29	

- 1 基盤整備圏域(地域密着型サービスの基盤整備圏域)は、国のいう日常生活圏域に該当し、人口、高齢化率、要介護等認定者が均衡するように複数の特別出張所管轄区域(以下、「地区」という。)を単位として設定している。
東地区：四谷特出、筆筒町特出、榎町特出
中央地区：若松町特出、大久保特出、戸塚特出
西地区：落合第一特出、落合第二特出、柏木特出、角筈特出、区役所地区
- 2 当該基盤整備圏域は、地域密着型サービスの基盤整備を地域のバランスを確保しながらすすめていくための区割りであり、区民は、居住地外の圏域にある介護サービス事業所も利用することができる。
- 3 現況はH20年6月現在
- 4 整備数は区内におけるサービスの整備目標であり、サービス利用見込量とは異なる。
- 5 夜間対応型訪問介護は、厚生労働省の想定では、人口20～30万人の自治体では、300～400人の利用があると見込まれている。区では、平成18年度に1事業所を中央地区に整備している。
- 6 小規模多機能型居宅介護は、登録定員(25人以下)と利用定員(通所15人以下、夜間概ね9人まで)があるが、ここでは登録定員を示している。
- 7 中央地区の認知症対応型共同生活介護事業所「より処 ぬくみ・くるみ」は、平成20年12月に定員3名の増員を予定しており、現況には増員分を含んでいる。

(場所別整備予定)

場所	特養ホーム	小規模特養ホーム	短期入所	グループホーム	小規模多機能	開設予定
旧東戸山中学校(中央地区)	-	29人	3人	18人	25人	平成22年3月
矢来町(東地区)	81人	-	9人	18人	-	平成22年4月

〔介護保険サービスの基盤整備の現況〕

サービス類型		東地区		中央地区		西地区		区	合計
		事業所名称	定員	事業所名称	定員	事業所名称	定員		
施設・居住系サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	原町ホーム	50	新宿けやき園	100	特別養護老人ホーム 聖母ホーム	80	370	
		特別養護老人ホームあかね苑	60			北新宿特別養護老人ホーム	80		
	介護老人保健施設 (老健)	介護老人保健施設 デンマークイン新宿	110	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田	80			260	
		介護老人保健施設 マイウエイ四谷	70						
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	パールヴィラ新宿御苑	44				グランダ目白・新宿	36	456	
	サニーパレス四谷香番館	64				アライブ目白	40		
	しまナーシングホーム飯田橋	95				リアンレープ高田馬場	119		
						なむの木	32		
居宅サービス 通所系	短期入所	原町ホーム	2	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田	10	短期入所施設 聖母ホーム	20	141	
		特別養護老人ホームあかね苑	9	新宿けやき園	10	北新宿特別養護老人ホーム	10		
		介護老人保健施設 デンマークイン新宿	50						
		介護老人保健施設 マイウエイ四谷	30						
	通所リハビリテーション	介護老人保健施設 デンマークイン新宿	20	コンフォガーデンデイケアセンター	40			150	
		介護老人保健施設 マイウエイ四谷	30	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田	20				
				おおくぼ戸山診療所	20				
				助川クリニック通所リハビリテーション	20				
	通所介護 (デイサービス)	一般	デイサービスセンター なごやか新宿御苑	40	新宿区立東戸山高齢者在宅サービスセンター	30	デイサービスセンター エンゼルヘルプ西落合	33	762
			若葉高齢者在宅サービスセンター	45	健康倶楽部新宿	24	中落合高齢者在宅サービスセンター	45	
			日生デイサービスセンター夏目坂	30	デイサービス ハミッツ	10	デイサービスセンター なごやか新宿	35	
			細工町高齢者在宅サービスセンター	45	新宿区立百人町高齢者在宅サービスセンター	40	松下電工エイジフリー・西落合デイセンター	27	
			神楽坂 静華庵	40	デイサービスセンター ゆあ・はんず	13	北新宿高齢者在宅サービスセンター	45	
			デイサービスセンター なごやか飯田橋	37	デイサービスハーモニー	9	リアンリール高田馬場	10	
総合福祉 ツクイ 神楽坂			50	(株) シーバック・インターナショナル ラクラク	10	デイサービスなの花 北新宿	10		
高齢者在宅サービスセンター あかね苑			45	ルーツ支援センター	21				
万年青 静華庵			10	ほっとステーション スウィング	20				
アビリティーズ・デイサービス早稲田			28	デイサービスなの花	10				

128

	東地区			中央地区			西地区			区	合計
	事業所名称	定員	地区計	事業所名称	定員	地区計	事業所名称	定員	地区計		
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	若葉高齢者在宅サービスセンター	10	82	ほっとステーション	20	58	中落合高齢者在宅サービスセンター	12	70	210
		日生デイサービスセンター きずな	23		たつのみデイサービス	6		やわらぎ中落合	10		
		細工町高齢者在宅サービスセンター	12		新宿区立百人町高齢者在宅サービスセンター	12		和楽 静華庵	12		
		原町高齢者在宅サービスセンター	15		新宿けやき園	20		デイサービスセンター聖母ホーム	12		
		高齢者在宅サービスセンター あかね苑	12					北新宿高齢者在宅サービスセンター	24		
		神楽坂 静華庵	10								
夜間対応型訪問介護				ジャパンケアサービス ハッピー新宿・夜間対応型訪問介護							
小規模多機能型居宅介護				ほっとステーション ららら	24	24				24	
地域密着型特定施設入居者介護 (小規模有料老人ホーム)	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	ワセダグループホーム	9	9	より処 ぬくみ・くるみ	18	18	高齢者グループホーム なごみ 西落合	18	51	78
								せらび新宿	27		
								笑がおの園新宿	6		
								せらび新宿	14		
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特養ホーム)										0	

- 1 定員は、区内のサービス事業所の定員であり、区民のサービス利用者数とは異なる。
- 2 事業所、定員は、「ハートページ 介護サービス事業者ガイドブック2007年・新宿区版」ほか、2008年6月データである。
- 3 通所介護は、曜日により利用定員が異なることがあるので、最大定員数を載せている。
- 4 中央地区の認知症対応型共同生活介護事業所「より処 ぬくみ・くるみ」は、平成20年12月に定員3名の増員を予定しており、現況には増員分を含んでいる。

第5節 第1号被保険者の保険料

1. 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、額は、その区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。

従って、区の介護保険料は、介護保険事業計画期間中の介護保険サービスの利用見込量に応じたものとなります。介護保険サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減れば下がることとなります。

2. 第4期介護保険料について

第4期では、第3期に比べて給付費が増えると見込まれる要因がいくつかあります。

今後も高齢化がすすみ、要介護認定者が増加することで介護保険サービスの利用量が増えること、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を整備することで、その施設を利用する方が増えること、医療制度改革の一環で、医療療養病床を利用していた方が新たに介護保険サービスを利用すること等が挙げられます。

また、第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第3期は19%でしたが、第4期は20%に改正されることが予定されています。

これらのことは、介護保険料を上昇させる要因となります。

給付費の増加要因

- ・要介護等認定者の増加（平成19年10月実績、10,840人 平成23年10月推計、11,755人）
- ・地域密着型サービスの整備（小規模特別養護老人ホーム29人、認知症高齢者グループホーム72人、小規模多機能居宅介護200人）
- ・特別養護老人ホームの整備（81人）
- ・医療制度改革に伴う老人保健施設利用者の増（80人程度）
- ・第1号被保険者の総給付費負担率が19%から20%へ

これらの給付費が増えると見込まれる要因を勘案して、平成21年度から3年間の利用見込量から介護保険サービスにかかる費用を粗く推計したところ保険料試算のもととなる総給付費は、第3期の約468億円から約514億円に増えると推計されます。

これから導き出される第4期の介護保険料基準額は、概ね月額4,900円程度になる見込みです。

第3期では、保険料の余剰が見込まれます。この余った保険料を 介護給付費準備基金に積み立て、20年度の総給付費の見込みが確定した段階で、この余った保険料を繰り入れることにより第4期の保険料を下げることを予定しています。

現時点では、8億8千万円程度の介護給付費準備基金を繰り入れることで、保険料は概ね4,500円程度になると推計します。

粗い推計によれば、3年間の介護給付費は約514億円
第4期の保険料基準額は4,900円程度

介護給付費準備基金から8億8千万円程度繰り入れ
第4期の保険料基準額は4,500円程度

平成21年度にむけて介護報酬の改定が予定されていますが、その具体的な単価等についても未定です。介護報酬の改定は保険料の算定に影響を及ぼします。

このため、今後は、介護報酬の改定内容が確定した段階で、再度の計算を行い、最終的な保険料を確定します。

保険料に影響を与える新たな介護報酬が未定
保険料は再計算が必要

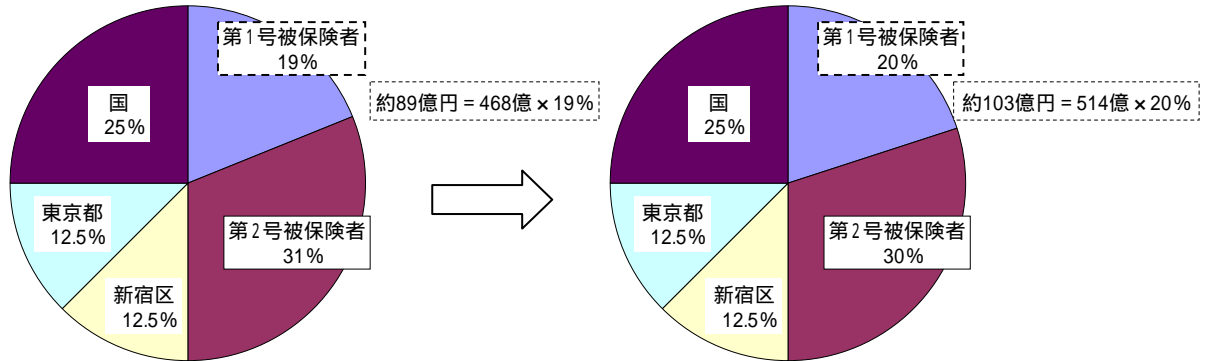
介護給付費準備基金

介護保険料については、中期財政運営（3年間）を行なうことにより、通常、初年度に計画期間に剰余金が生じることが見込まれ、当該剰余金を財源として2年度目または3年度目の給付費に充てることとなる。その際の当該剰余金について適切に管理する必要があるため、保険者はこの剰余金を管理するための基金を設置するものとされている。

〔介護保険の財源構成〕

第3期 給付額 約468億円

第4期 給付額 約514億円



〔給付費の推移〕

	第1期 (平成12～14年度)	第2期 (平成15～17年度)	第3期 (平成18～20年度)	第4期 (平成21～23年度)
計画値	332億円	416億円	468億円	514億円
対前期に対する増加率	-	125.3%	112.5%	109.8%
実績値	270億円	391億円	-	-
対前期に対する増加率	-	144.8%	-	-
計画値に対する 実績の割合	81.3%	94.0%	-	-

3 . 第 4 期 の 保 険 料 段 階 に つ い て

介護保険料は第3期では10段階としていましたが、より収入に応じた負担とするため、第4期では12段階とし、保険料体系を次のように設定します。

非課税層への対応

第1段階、第2段階については、第3期の保険料と同額になるよう、負担軽減を図ります。

- ・ 非課税層への軽減措置（第3期保険料と同額の2,150円）

区の特例対策

第3期に引き続き、第3段階のうち、公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が100万円以下の方の保険料につきましては、第2段階と同様に、第3期の保険料と同額になるよう、負担軽減を図ります。

- ・ 第3段階の公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が100万円以下の方への軽減措置（第3期保険料と同額の2,150円）

第4段階における負担軽減

第4期においては、税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置は平成20年度で終了することを受け、保険料負担段階第4段階で公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険者が保険料軽減措置を講じることができるようになりました。そのため、これに該当する方については、保険料基準額に対する負担割合を1.00倍から0.80倍に軽減します。

- ・ 第4段階で年金収入金額等が80万円以下の方への軽減措置
負担割合 1.00倍 0.80倍

課税層の所得段階の細分化

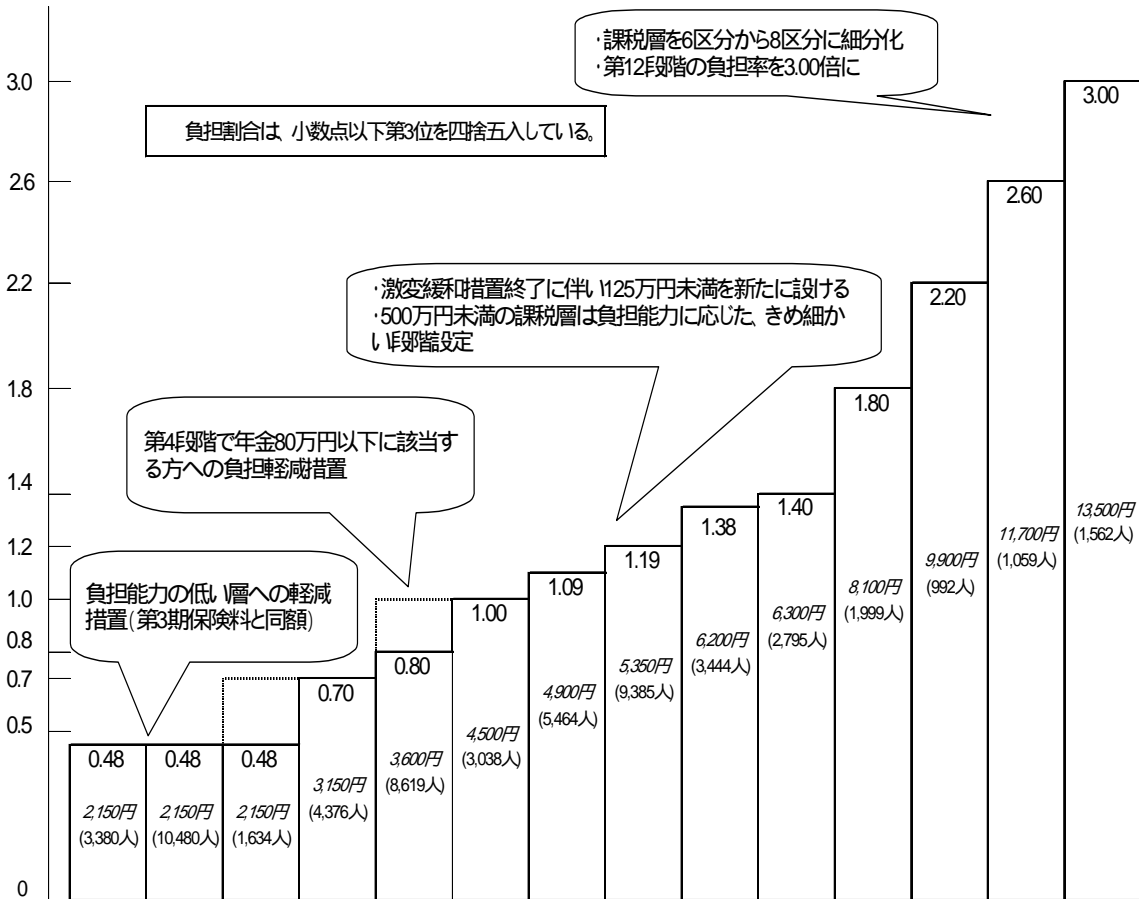
第3期では第5段階に設けていた税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了することを受け、それに対応するため、125万円未満の区分を設けます。さらに所得額500万円未満の区分に350万円未満の区分を設け、より負担能力に対応するために、課税層の区分を細分化して、第3期の6区分を第4期では8区分にします。

また、500万円以上の区分では保険料基準額に対する負担割合を増やし、負担能力に応じた負担割合とします。

- ・ 第5段階の激変緩和措置終了 125万円未満の区分を設定
- ・ 課税層の階層 6区分 8区分に細分化
- ・ 負担割合 負担能力に応じた負担割合

〔 第4期の保険料非課階(概要) 〕

負担割合



第4期	第1段階	第2段階	特別対策	第3段階	軽減措置	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------

所得段階	生活保護など	年金のみ80万円	年金のみ100万円	世帯全員非課税	年金80万円以下	125万円未満	250万円未満	350万円未満	500万円未満	750万円未満	1000万円未満	1500万円未満	1500万円以上
					本人非課税	本人非課税	250万円未満	500万円未満	750万円未満	1000万円未満	1500万円未満	1500万円以上	

第3期	第1段階	第2段階	特別対策	第3段階	激変緩和	第4段階	激変緩和	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------

人数は平成21年度の推計値である。
図は改正前後の変化を模式的に表しているため、棒グラフの面積は属する人数や保険料の負担量を表していない。

第6節 低所得者への対応

1. 特定入所者介護（予防）サービス費

居住費・食費が低所得者の方に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を特定入所者介護（予防）サービス費として保険給付します。

〔利用者負担段階と特定入所者介護（予防）サービス費〕

単位：月額

利用者負担段階	対象者	食費			居住費			
		基準額	負担限度額	特定入所者介護（支援）サービス費	基準額		負担限度額	特定入所者介護（支援）サービス費
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	4.2万円	1.0万円	3.2万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
					ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
					従来型個室	3.5万円 5.0万円	1.0万円 1.5万円	2.5万円 3.5万円
					多床室	1.0万円	0万円	1.0万円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以下の方	4.2万円	1.2万円	3.0万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
					ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
					従来型個室	3.5万円 5.0万円	1.3万円 1.5万円	2.2万円 3.5万円
					多床室	1.0万円	1.0万円	0万円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以上の方	4.2万円	2.0万円	2.2万円	ユニット型個室	6.0万円	5.0万円	1.0万円
					ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円	1.0万円
					従来型個室	3.5万円 5.0万円	2.5万円 4.0万円	1.0万円 1.0万円
					多床室	1.0万円	1.0万円	0万円

は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護の場合

は、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

2 . 高額介護（予防）サービス費

1か月に受けた介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護（予防）サービス費として支給していません。

〔高額介護（予防）サービス費〕

利用者負担段階	所得区分	上限額
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	個人で 15,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以下の方	個人で 15,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以上の方	世帯で 24,600円
第4段階	住民税世帯課税者	世帯で 37,200円

3 . 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護（予防）サービス費として保険給付します。

4．社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減

生計が困難な方を対象に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等の利用者負担減額を行います。

〔社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減〕

対象者	住民税世帯非課税で、下記の条件を全て満たす場合 ・年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下 ・預貯金等の額が単身世帯で.350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下 ・自宅以外に土地・家屋等を所有していないこと ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと ・介護保険料を滞納していないこと
減額割合	4分の1
本人負担	4分の3

生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者の場合は、本人負担は2分の1

5．高齢者夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

利用者負担段階第4段階の場合でも、高齢の夫婦ふたり暮らし世帯などで一方が介護保険施設の個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなどの条件に該当する場合には、第3段階とみなして居住費・食費を引き下げます。

6．旧措置入所者への対応

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた方（旧措置入所者）に、平成12年4月1日からの5年間利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないように、所得に応じて軽減措置を設けていました。この軽減措置を受けている方がまだ多数いたため、平成17年4月1日から、さらに5年間延長しています。また、平成17年10月から、居住費・食費の自己負担が導入されましたが、従前の費用徴収額を上回ることのないよう負担軽減措置を設けています。

7．通所系サービスにおける食事費用助成

区の独自施策として、利用者負担第1段階から第3段階までの方（生計困難者に対する利用者負担軽減措置事業との併用不可）を対象に、区内通所サービス事業所を利用する場合、1食あたり200円の食事費用を助成します。

8．高額介護（予防）サービス費の貸付

高額介護（予防）サービス費が支給されるまでの間や、特定福祉用具販売、住宅改修等のサービス利用の際は、一時的に多額の自己負担が生じることがあります。この場合、保険給付されるまでの間、資金の貸し付けを行います。

9．境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（これを「境界層該当者」という）については、その低い基準を適用することとしています。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

1. 高齢者保健福祉推進協議会の運営

新宿区老人保健福祉計画・介護保険事業計画(平成12年3月)の策定後、計画の進行管理、点検、見直し等を目的として、区民、学識経験者、保健福祉関係者20人で構成された「新宿区高齢者保健福祉推進協議会」(平成12年7月設置)を設置し、運営しています。

本計画についても、引き続き同推進協議会において計画の進行管理、点検を行うとともに、次期計画(平成24～26年度)の策定に向けた、本計画の見直しを行っていきます。

2. 地域包括支援センター等運営協議会の運営

地域包括支援センターの適正な運営、公正・中立性の確保などを図るため、福祉・医療の専門家、介護サービス利用者、介護サービス事業者、福祉・医療関係職能団体の構成員など、15人で構成される「地域包括支援センター等運営協議会」(平成17年10月設置)を引き続き運営して行きます。

また、同協議会には、介護予防支援事業者及び地域密着型サービスの指定に関して、サービスの質や適正な運営を図る観点から意見を求めます。

第2節 計画の推進へ向けた行政の体制等

1. (仮称)新宿区高齢者保健福祉計画連絡会議の設置

本計画において、重点的取組みに位置づけた「認知症高齢者支援体制の推進」、「在宅療養体制の整備」、「ケアマネジメント機能の強化」を推進していくために「(仮称)新宿区高齢者保健福祉計画連絡会議」を設置し、庁内の関係部署との情報の共有化を図り、計画の推進に向けての取り組みをすすめていきます。

2 . 適正な認定調査等の実施

区は、要介護等認定申請を受けると、被保険者の心身の状況などの認定調査（訪問調査）を実施するとともに、医療機関に対して主治医意見書の作成を依頼します。介護認定審査会（保健・医療・福祉の各分野の専門家で構成）は、認定調査により作成された一次判定結果、特記事項調書と主治医意見書に基づき要支援及び要介護状態の審査・判定（二次判定）を行います。区は、この審査・判定にもとづき、被保険者の要支援及び要介護の認定を行いません。

このように、認定調査は被保険者の要支援・要介護認定結果を左右する重要なものであることから、公正かつ公平な実施が求められます。このため、区は介護認定調査に従事する者に対する研修を充実させるとともに、認定調査票の点検・指導等を通じて認定調査員の質の向上を図ります。

平成 18 年 4 月施行の介護保険法改正により、新規認定調査は経過措置を経て、平成 20 年 4 月以降、区が全件実施しており、今後も、適正な調査を実施していきます。

3 . 国・東京都への要望

区は、介護保険事業及び高齢者保健福祉施策の円滑な実施のため、財源の確保や制度の改善のために必要な事項の要望を、国や都に対して行っています。

また、介護が必要な高齢者が増加する中、介護人材の確保・育成が喫緊の課題となっており、介護人材の確保・育成のための必要な事項についても、国や都に対して要望をしています。

資料編

1. 補足資料

〔障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準〕

	ランク	内 容
生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1.交通機関等を利用して外出する 2.隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1.介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2.外出の頻度が少なく、日中も寝たきりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ 1.車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2.介助により車椅子に移乗する
	ランクC	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する 1.自力で寝返りをうつ 2.自力で寝返りもうたない

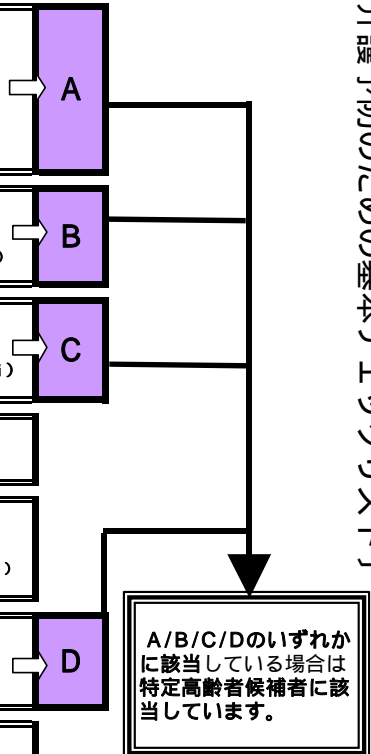
判定にあたっては、補助具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない

〔認知症高齢者の日常生活自立度判定基準〕

ランク	内 容
	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる
a	家庭外で上記 の状態がみられる
b	家庭内でも上記 の状態がみられる
	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする
a	日中を中心として上記 の状態がみられる
b	夜間を中心として上記 の状態がみられる
	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする

判定基準

質問項目		回答欄 いずれかに してください		各項目の該当数を ご記入ください	該当する項目の 欄に「レ」を ご記入ください
1	バスや電車で一人で外出していますか	はい	いいえ	1～5の質問で網掛けに なっている の回答数 / 5	
2	日用品の買物をしていますか	はい	いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ	6～10の質問で網掛けに なっている の回答数 / 5	「運動機能改善」の 予防支援が必要です (6～10で3項目以上該当)
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ		
9	この1年間に転んだことはありますか	はい	いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ		
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ	11と12の質問で網掛けに なっている の回答数 / 2	「栄養改善」の 予防支援が必要です (11と12の両方に該当)
12	BMI が18.5未満ですか (医療機関で記入) BMI : 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) = .	はい	いいえ		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ	13～15の質問で網掛けに なっている の回答数 / 3	「口腔機能改善」の 予防支援が必要です (13～15で2項目以上該当)
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ	16～17の質問で網掛けに なっている の回答数 / 2	「外出減少傾向」の 予防支援が必要です (16に該当)
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ		
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ	18～20の質問で網掛けに なっている の回答数 / 3	「もの忘れ傾向」の 予防支援が必要です (18～20のうちいずれかに該当)
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい	いいえ		
				1～20の質問で網掛けに なっている の回答数 / 20	総合的な 予防支援が必要です (10項目以上該当)
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ	21～25の質問で網掛けに なっている の回答数 / 5	「気力低下傾向」の 予防支援が必要です (21～25で2項目以上該当)
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ		



〔介護予防のための基本チェックリスト〕

(1) 実態調査の実施

「高齢者保健福祉施策調査」の概要

目的

「新宿区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」の策定にあたり、新宿区における新しい高齢者保健福祉のしくみとサービス内容を検討していくために、区民（一般高齢者、居宅サービス利用者、第2号被保険者）及び介護保険事業の担い手（ケアマネジャー、介護保険サービス事業所）の実態と意向等を探り、計画策定の基礎資料とすることを目的として行いました。

調査の概要

〔一般高齢者調査〕

対象	新宿区に居住する要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者 1,500人
方法	郵送法（郵送配布 - 郵送回収） / 督促礼状1回送付
期間	平成19年11月5日（月）～11月22日（木）
結果	有効回収数：1,106サンプル（有効回収率 73.7%）
内容	身体状況、介護予防、いきがい・社会参加、介護保険制度及び介護サービス等（39項目）

〔居宅サービス利用者調査〕

対象	要支援・要介護認定を受けている居宅サービス利用者 1,500人
方法	郵送法（郵送配布 - 郵送回収） / 督促礼状1回送付
期間	平成19年11月5日（月）～11月22日（木）
結果	有効回収数：1,034サンプル（有効回収率 68.9%）
内容	記憶力・物覚えの変化、介護保険サービスの利用状況と利用意向、情報提供、介護者等（36項目）

〔 第 2 号被保険者調査 〕

対 象	新宿区に居住する第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満） 1,500 人
方 法	郵送法（郵送配布 - 郵送回収） / 督促礼状 1 回送付
期 間	平成 19 年 11 月 5 日（月）～11 月 22 日（木）
結 果	有効回収数：809 サンプル（有効回収率 53.9%）
内 容	生活状況、健康づくり、認知症、介護保険制度、情報提供等（31 項目）

〔 ケアマネジャー調査 〕

対 象	新宿区内の居宅介護支援事業所に勤務するケアマネジャー 238 人
方 法	郵送法（郵送配布 - 郵送回収）
期 間	平成 19 年 11 月 5 日（月）～11 月 22 日（木）
結 果	有効回収数：131 サンプル（有効回収率 55.0%）
内 容	ケアマネジメントの作成状況と問題点、スキルアップの現状と問題点、継 続意向等（21 項目）

〔 介護保険サービス事業所調査 〕

対 象	新宿区内の介護保険サービス事業所 204 所
方 法	郵送法（郵送配布 - 郵送回収）
期 間	平成 19 年 11 月 5 日（月）～11 月 22 日（木）
結 果	有効回収数：101 サンプル（有効回収率 49.5%）
内 容	介護保険サービスの実施状況と課題、今後の事業展開の方向性等（15 項目）

(2) 素案の公表

素案に対する区民意見の提出状況

広報しんじゅく等で新宿区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画（素案）について区民にお知らせし、「パブリック・コメント制度」による区民のご意見をお聴きしました。

〔 素案に対する区民意見の提出状況 〕

期 間	平成 20 年 11 月 5 日（水）～11 月 25 日（火）： 21 日間
方 法	・福祉部（地域福祉課）への郵送及び直接提出 ・電子メール ・ファックス
記入者数	23 人
件 数	38 件

素案の地域説明会の実施状況

区内10か所で素案の地域説明会を開催し、133の方が参加されました。

月 日	時 間	会 場	住 所
11月10日(月)	午後2時～4時	大久保地域センター	大久保 2-12-7
11月13日(木)	午後2時～4時	榎町地域センター	早稲田町 85
11月14日(金)	午後2時～4時	牛込笹笥地域センター	笹笥町 15
	午後7時～9時	角筈地域センター	西新宿 4-33-7
11月15日(土)	午前10時～12時	新宿清掃事務所	下落合 2-1-1
11月17日(月)	午前10時～12時	柏木地域センター	北新宿 2-3-7
	午後7時～9時	若松地域センター	若松町 12-6
11月18日(火)	午後2時～4時	落合第二地域センター	中落合 4-17-3
11月19日(水)	午前10時～12時	四谷地域センター	内藤町 87
	午後7時～9時	落合第一地域センター	下落合 4-6-7

2. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会及び計画見直し部会

(1) 新宿区高齢者保健福祉推進協議会の設置

区は、平成18年7月に18人の委員で構成される「新宿区高齢者保健福祉推進協議会」(以下、協議会という)を設置し、区及び協議会による「新宿区老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」の点検体制を整備しました。区はこれにより、平成18年3月に策定した「新宿区老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」の達成状況を点検し、必要な対策を講じる等の進行管理及び計画の見直しに関しての検討を重ね、平成21年3月に「新宿区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」(平成21～23年度)を策定しました。

(2) 新宿区高齢者保健福祉推進協議会委員名簿

敬称略

会 長	橋本 泰子	大正大学 人間学部 教授
副会長	阿 和嘉男	武蔵野大学 現代社会学部 客員教授
委 員	秋山 正子	ケアーズ白十字訪問看護ステーション 所長
委 員	岩永 和大	四谷歯科医師会 会長
委 員	浦 千八彦	公募委員
委 員	小野田 紀久男	新宿区高齢者クラブ連合会 副会長
委 員	亀井 智子	聖路加看護大学 看護学部 助教授
委 員	菊地 輝晃	戸塚地区民生委員児童委員協議会
委 員	小林 浩司	公募委員
委 員	斉藤 由美子	高田馬場地域包括支援センター 所長
委 員	田村 寛	聖母特別養護老人ホーム 施設長
委 員	中谷 陽明	日本女子大学 人間学部 助教授
委 員	英 裕雄	新宿区医師会 在宅ケア・介護保険委員長
委 員	細田 千栄子	給食グループはな 代表
委 員	丸山 明義	四谷歯科医師会 会長
委 員	丸山 眞知子	公募委員
委 員	南 惟孝	弁護士
委 員	峯村 文子	公募委員
委 員	村田 芳子	公募委員
委 員	和気 純子	首都大学東京 都市教養学部 准教授

平成18年7月25日委嘱時(任期3年)

ただし、中谷陽明委員の任期は、平成18年7月25日から平成19年3月31日

ただし、和気純子委員の任期は、平成19年5月18日から

ただし、丸山明義委員の任期は、平成18年7月25日から平成20年3月31日

ただし、岩永和大委員の任期は、平成20年4月1日から

会長・副会長以外は五十音順

(3) 計画見直し部会構成員名簿

敬称略

部会長	橋本 泰子	大正大学 人間学部 教授
副部会長	阿 和嘉男	武蔵野大学 現代社会学部 客員教授
委員	秋山 正子	ケアーズ白十字訪問看護ステーション 所長
委員	亀井 智子	聖路加看護大学 看護学部 助教授
委員	田村 寛	聖母特別養護老人ホーム 施設長
委員	英 裕雄	新宿区医師会 在宅ケア・介護保険委員長
委員	南 惟孝	弁護士
委員	和気 純子	首都大学東京 都市教養学部 准教授

部会長・副部会長以外は五十音順

(4) 新宿区高齢者保健福祉推進協議会議事内容 (平成 1 8 年度 ~)

回数	開催日	議事内容
第 1 回	平成 18 年 7 月 25 日	1. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会会長及び副会長の選出について 2. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会について 3. 新宿区介護保険サービス基盤整備計画について 4. 地域密着型サービス事業所の指定について 5. 介護保険認定審査における要支援 2 と要介護 1 の割合について
第 2 回	平成 18 年 11 月 16 日	1. 平成 17 年度「新宿区の介護保険」主な実績について 2. 地域密着型サービス事業所の指定について 3. 要介護認定状況について 4. 自立支援特殊寝台貸与のあっせん事業について 5. 高齢者虐待防止への取組みについて 6. 平成 18 年度新宿区介護予防事業実施状況 7. 孤独死対策について
第 3 回	平成 19 年 5 月 18 日	1. 平成 18 年度「重点的取組みの現状」について 2. 見直し部会の設置について
第 4 回	平成 19 年 10 月 23 日	1. 第 1 回・第 2 回「計画見直し部会」の報告について 2. 高齢者保健福祉施策調査について 3. 新宿区におけるケアマネジメント体制のあり方について
第 5 回	平成 20 年 2 月 12 日	1. 第 3 回・第 4 回「計画見直し部会」の報告について 2. 高齢者保健福祉施策調査について 3. 新宿区基本構想・総合計画について
第 6 回	平成 20 年 4 月 24 日	1. 協議会の今後の進め方について 2. 高齢者保健福祉施策調査の結果について 3. 高齢者保健福祉計画・第 4 期介護保険事業計画の基本理念、目標及び施策について
第 7 回	平成 20 年 7 月 14 日	1. 新宿区高齢者保健福祉計画・第 4 期介護保険事業計画「中間のまとめ(素案)」について
第 8 回	平成 20 年 9 月 19 日	1. 新宿区高齢者保健福祉計画・第 4 期介護保険事業計画(素案)について
第 9 回		

(5) 計画見直し部会議事内容(平成18年度～)

回数	開催日	議事内容
第1回	平成19年7月19日	1. 計画見直し部会の設置について (1) 設置要綱 (2) 部会の役割 2. 副部会長の指名 3. 今後の進め方について 4. 高齢者保健福祉施策調査について 5. 介護保険施策・認知症高齢者施策の課題 (1) 新宿区におけるケアマネジメント体制のあり方について (2) 認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりについて
第2回	平成19年9月10日	1. 新宿区におけるケアマネジメント体制のあり方について
第3回	平成19年11月8日	1. 高齢者保健福祉計画施策評価について 2. 平成18年度介護保険の実績について
第4回	平成20年1月24日	1. 高齢者保健福祉計画重点的取り組みについて 2. 新宿区基本構想・総合計画について
第5回	平成20年4月14日	1. 高齢者保健福祉施策調査報告書について 2. 高齢者人口の推計について 3. 高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の基本理念、目標及び施策について 4. ケアマネジメント体制の再構築検討PTの報告書について
第6回	平成20年5月9日	1. 高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の基本理念、2015年の将来像及び基本目標について 2. 高齢者保健福祉施策調査の結果から見えること 3. 高齢者の状況について 4. 計画の骨子(案)について 5. 施策の現状と課題について
第7回	平成20年5月29日	1. 高齢者保健福祉計画の施策の現状・課題・方向性等について
第8回	平成20年6月19日	1. 介護保険サービスについて 2. ケアマネジメント機能の強化について 3. 認知症高齢者支援体制の推進について 4. 在宅療養環境の整備について
第9回	平成20年7月2日	1. 第4期介護保険料について 2. 在宅療養者の医療体制について 3. 重点的取り組みについて

3.用語集(五十音順)

「家にいる『動ける認知症高齢者』」

要介護等認定調査時に、「障害高齢者の日常生活自立度が自立、J、A」(補足資料 144 ページを参照)「認知症高齢者の日常生活自立度が、M」(補足資料 144 ページ参照)で、居宅で生活している方を対象人数として算出している。

医療制度改革

平成 18 年 6 月、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとするを目的として、「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、広範にわたる医療制度が改正された。「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」、「医療費適正化の総合的な推進」、「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」を基本的な考え方として、保健医療システム、新たな医療保険制度体系、診療報酬等の見直し等が行なわれた。

NPO(エヌ・ピー・オー)

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体(Non Profit Organization)の総称として使われている。従来、これらの団体は、法人格をもたない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法(通称NPO法)の制定により、「特定非営利法人」という法人格を得ることができるようになった。

LSA:ライフ・サポート・アドバイザー(生活援助員)

シルバーハウジング(国)制度において、介護保険施設または居宅サービス事業者等の職員で、都のワーデン業務に加えて生活指導・相談業務を担う人材で、デイサービス事業を実施する法人等の職員であることが必要。

介護保険施設

介護保険施設とは、介護保険法に規定されている介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類の施設をいう。

介護予防事業(地域支援事業)

介護保険法第 115 条の 38 第 1 項第 1 号で規定されており、被保険者(第 1 号被保険者に限る)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のために必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く)をいう。市区町村が責任主体となり実施する。

介護予防ケアマネジメント(介護予防アセスメントや介護予防ケアプランの作成等)

予防給付のケアマネジメントと地域支援事業における介護予防ケアマネジメント事業を指す。区市町村が責任主体となり、地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種が連携して対応する。具体的には、特定高齢者を対象に要支援状態等となることの防止及び要支援認定者を対象に要介護状態への悪化防止を一体的に行う。

介護予防支援

地域包括支援センターが、居宅の要支援者が介護予防サービスの適切な利用ができるよう、心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類、内容、担当者等を定めた計画を作成するとともに、そのサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整などを行う。

かかりつけ医

身近な地域の診療所などで日常的な医療を受けたり、健康に関する相談ができる医師をいう。

緩和ケア

緩和ケアとは、生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より痛み、身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな（霊的な・魂の）問題に関して適切な評価をおこない、それが障害とならないように予防したり対処したりすることで、クオリティー・オブ・ライフ（生活の質、生命の質）を改善するためのアプローチである（WHO(世界保健機関)による緩和ケアの定義 2002年）。

急性期病院

医療の機能分担の観点から、急性増悪を含む発症後まもない又は病状が不安定な患者などの入院患者を収容する病床を有し、充実した専門スタッフの下で一定期間の集中的な医療の提供がなされる病院をいう。

居宅介護支援事業者

利用者の意向を踏まえてケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、個々のサービス事業者との調整を行ったりする事業者をいう。

ケアプラン（居宅サービス計画）

ケアプランとは、要介護認定者の心身の状況やおかれている環境、本人や家族の希望等を踏まえ、課題、目標、サービスの内容について決められるものである。

居宅サービス計画は 健康上・生活上の問題点と解決すべき課題、 利用するサービス等の種類・内容・担当者、 提供日時、 各サービスの目標と達成期間、 サービス提供上の留意事項、 本人の負担額を内容とする。在宅の介護サービス計画は、利用者個人が作成することもできるが、ケアマネジャーに依頼して、ケアプランを作成することもできる。その場合は、 地域のサービス内容や料金の情報提供を受け、 原案が作成され、 サービス担当者による会議（ケアカンファレンス）等を通じた原案の検討を経て、 利用者に対する内容の説明と文書による合意によって決定され、 必要に応じてその後変更が行われる。

ケアマネジメント、ケアマネジャー（介護支援専門員）

ケアマネジメントとは、要介護認定者に対し、一人ひとりのニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置づけられている機能。

ケアマネジャー（介護支援専門員）は、ケアマネジメントの機能を担うために厚生省令で定められた専門家のことで、要介護認定者本人や家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し、支給限度額を目安に、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成する。サービスの利用について居宅サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

高齢者クラブ（老人クラブ）

老人クラブは昭和25年頃に高齢者の支えあいと社会貢献活動のための自主組織として誕生した全国的な組織であり、概ね60歳以上の高齢者が会員となって結成している。新宿区では平成13年4月から「高齢者クラブ」という名称で活動している（平成20年3月現在、133クラブ、会員数約8,141人）。

災害時要援護者

災害発生時において、必要な情報を把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなど適切な防災行動をとることが困難な人（寝たきり・認知症の高齢者、障害者、乳幼児等）をいう。

在宅療養支援診療所

在宅療養支援診療所は、24時間体制で連絡を受ける体制を整備して訪問診療等を実施する診療所のことで、平成18年の医療法改正で新設された。

在宅で療養する人とその家族が、不安なく毎日を過ごすために、医療機関による切れ目のない細やかな支援体制を確保し、自宅での慢性疾患の療養やターミナルケア（終末期ケア）等への対応が期待されている。

社会福祉協議会

社会福祉協議会（以下、社協）は、社会福祉法に基づいて全国・都道府県・市区町村に設置されている社会福祉法人であり、地域で福祉活動を行う地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関など様々な団体と連携を図りながら、地域福祉を推進する中心的役割を担う民間機関である。社協は、住民主体の理念に基づき、住民の自主的な活動や協働事業・サービスを推進することで地域における日常生活課題の解決に取り組み、また、広くボランティア・NPO活動推進のための支援機能を果たし、ボランティア活動と受け入れ団体等とのコーディネート業務、活動団体への助成等様々な支援を行っている。さらに、福祉サービス利用者への支援として情報提供や総合相談、地域福祉権利擁護等の事業を行っている。

シルバー人材センター

定年退職等で長期の就職することは望まないが、長年の経験と能力をいかして働く意欲を持つ高齢者が集まり会員として登録し、都や区、民間事業所、家庭などから高齢者にふさわしい仕事を受け、各人の希望や能力に応じた仕事をするにより、地域社会の発展に寄与することを目的として活動している公益法人。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が十分でない人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの方を不利益から守る制度。具体的には、家庭裁判所が選任した成年後見人が、財産管理や契約等を本人に代わり行う。介護保険の実施にあわせ、民法を一部改正し、禁治産、準禁治産の制度を改めた「法定後見」と「任意後見」(任意後見契約に関する法律で定められる)とがある。

成年後見センター

成年後見制度について知識を有する専門家が、成年後見制度に関する種々の相談や支援を行い、制度の利用を推進する機関。

第1号被保険者

区内に住所を有する65歳以上の人をいう。ただし、被保険者が介護保険施設等に入所するために住所を変更した場合は、変更前の区市町村の被保険者となる(住所地特例)。

第2号被保険者

区内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいう。ただし、被保険者が介護保険施設等に入所するために住所を変更した場合は、変更前の区市町村の被保険者となる(住所地特例)。

地域支援事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う介護保険制度上の事業のこと。介護予防事業(ア.介護予防特定高齢者施策 イ.介護予防一般高齢者施策) 包括的支援事業(ア.介護予防ケアマネジメント事業 イ.包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ウ.総合相談支援事業 エ.高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業) その他(任意事業)がある。

地域福祉権利擁護事業

平成11年度に厚生労働省により創設された事業で、在宅で生活する判断能力が不十分な人の相談・助言、連絡調整、代行・代理を通し、福祉サービス利用の援助、日常的金銭管理、書類等の預かりを行うサービス。社会福祉法の改正により「福祉サービス利用援助事業」として位置づけられている。

地域包括ケア

一人ひとりの高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援が、包括的かつ継続的に行われること(「2015年の高齢者介護」より)。

地域密着型サービス

介護保険制度において、制度見直しにより平成18年4月から新たに創設されたサービス。利用者は、原則として当該区市町村の被保険者に限られ、サービス事業者の指定権限は、保険者(区市町村)が有している。一定の範囲内で指定基準及び報酬の変更を行うこともできる。

地域包括支援センター

地域において、介護予防ケアマネジメント事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、総合相談支援事業、高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的マネジメントを担う中核機関として創設された。運営主体は、区市町村、在宅介護支援センターの運営法人、区市町村が委託する法人である。職員は、保健師または経験のある看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置される。設置・運営は、中立性の確保、人材確保支援の立場から、区市町村、地域のサービス事業者、関係団体等で構成される「地域包括支援センター等運営協議会」がかかわる。

特定高齢者

介護認定を受けるほどではないが、生活機能が低下し、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者で、介護予防の取り組みが必要であると区が選定した人。選定の基準となるのが、25項目からなる介護予防のための「基本チェックリスト」(補足資料145ページを参照)で、一定の項目に該当し、なおかつ健康診査時に実施される生活機能評価で、介護予防教室への参加が医療的見地から見て支障がないと判定された高齢者を特定高齢者とする。特定高齢者は、地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランに基づき、リスクに応じた介護予防教室に参加することができる。

認知症

発達期以降に、さまざまな原因によって、脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなることで、記憶をはじめとした知的な働き(認知機能)が低下していく脳の病気である。それに伴って、さまざまな障害が起こり、生活上支障が出ている状態をいう。

代表的な原因疾患は、アルツハイマー病によるアルツハイマー型認知症、脳梗塞・脳出血・脳動脈硬化など脳血管疾患による脳血管性認知症がある。

認知症サポート医

地域において在宅医療に従事し、認知症の診断に習熟している医師などを対象とした東京都が行う「認知症サポート医養成研修」を修了し、かかりつけ医(主治医)への助言などの支援を行う医師をいう。

認知症専門医

「専門医」とは、各学会が独自の研修や試験制度によって認定している医師をいう。「認知症専門医」は、日本老年精神医学会の「認知症専門医」、日本認知症学会の「認知症認定医」（平成20年度から）がある。いずれもそれぞれの学会のホームページで名簿が公開されている（日本認知症学会の名簿公開は平成21年4月から）。

認知症・もの忘れ相談医

認知症の早期発見・早期対応の重要性を理解し、地域の中で家族とともに高齢者本人を支えていくための対応力向上を図る研修を修了した地域のかかりつけ医（主治医）をいう。研修には、新宿区が医師会に委託して行っている「認知症対応かかりつけ医研修」と、東京都が医師会に委託して行っている「認知症対応力向上研修」がある。

保健医療に関する世論調査

《目的》

東京都の保健医療施策や都内の医療機関に対する都民の意識や要望等を把握し、東京都保健医療計画の第4次改訂など、今後の保健医療施策検討の参考とするために、東京都生活文化局が実施。

《調査の概要》

対象	東京都全域に住む満20歳以上の男女
方法	調査員による戸別訪問面接聴取法（住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出法）
期間	平成18年2月2日～2月19日
結果	有効回収数2,033サンプル（有効回収率67.8%）
内容	医療情報の提供、医療サービスに関する説明と選択、医療機関の受診の仕方、在宅医療、関心のある保健医療問題、東京の保健医療提供体制に対する評価、行政への要望

民生委員（民生委員・児童委員）

民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された者が、地域住民から社会福祉にかかわる相談を受け、支援を行う制度。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。平成12（2000）年には民生委員法の改正が行われ、常に住民の立場に立って相談に応じ、かつ、必要な援助を行うということが法律上に明記された。民生委員は、住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、地域の住民と行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。なお、児童福祉法における「児童委員」は民生委員が兼ねることとなっているため、「民生委員・児童委員」という呼び方が正式である。

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)

腹部の内臓周囲に脂肪が蓄積する内臓脂肪型肥満に、高血糖、高血圧、脂質異常を複数併せ持つ状態をいう。

また、この該当者及び予備群を減少させるために、対象者が自分の健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるようさまざまな働きかけやアドバイスを行うことを「特定保健指導」と言い、特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものを「特定健康診査」という。

ユニバーサルデザイン

性別、年齢、障害のある、なし、などの区別なく、全ての人が利用しやすいように配慮された製品、建築物、生活空間などのデザインをいう。

社会生活上の障壁を除去するバリアフリーに対し、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れていくことがユニバーサルデザインの考え方である。

要介護状態、要支援状態

介護保険制度では、区が行う要介護等認定の結果、要介護または要支援と認定された場合に介護保険サービスを受けることができる。要介護状態とは、身体上または精神上的の障害があるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護 1～5 の区分があり、その区分に該当する者をいう。また、平成 18 年度以降、要支援状態とは、身体上もしくは精神上的の障害があるために入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部もしくは一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれる状態、または身体上もしくは精神上的の障害があるために一定の期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて要支援 1～2 の区分があり、その区分に該当する者をいう。

連携パス

「連携パス」「地域連携クリニカルパス」「地域連携クリティカルパス」など様々な表現が使われているが、厚生労働省では、「地域連携クリティカルパス」として、「急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰るような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有しているもの。診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含めあらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにするもの。」としている。

本計画では、「病気を発症・入院した後、回復・退院し、自宅(地域)に戻るまで切れ目のないサービスを提供するため、疾病の回復過程(時間軸)に沿った一連の医療・福祉・保健サービスを体系化した道筋(=path)を示すもの。」と定義する。

ワーカー(生活協力員)

「シルバーピア」の認定を受けた高齢者集合住宅に、入居者の安否の確認、緊急時の対応、関係機関との連絡など入居者に対する福祉サービスの提供を目的として配置される生活協力員をいう。